



2011～2020  
第6次本別町総合計画

# 次なるステージをめざして

ともに学び 支えあい 活力のあるまちづくり

北海道本別町



# ～ともに学び 支えあい

少子高齢化が急速に進展し、かつて経験したことの無い人口減少時代を迎え、社会構造が大きく変化しようとしています。また、国際化、高度情報化や地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題が一層深刻化しています。さらに、地方分権から地域主権の確立への移行により、自己決定と自己責任を基本とする地方自治体のあり方が問われています。加えて、経済の悪化や金融の不安定化に伴い、国や地方自治体の財政状況は、極めて厳しい状況下にあります。

このような状況において、財政の健全化

を維持するとともに、新しい総合計画を着実に実行していくためには、経済情勢や国の制度改正等の動向を注視しつつ、行財政改革を一層推進し、より地域の実情に応じた地域主体のまちづくりを進めることが求められています。

このため、本計画策定のスタート段階から、町民の皆さんとの協働を基本とし計画づくりを進め、地域主権の観点に立った計画を策定したところです。

計画の着実な推進についても、これまで「官」が支えてきた教育や子育て、防犯や防災、医療や福祉などの公共サービスを地域のNPOや町民の皆さんなどに積極的に参加していただき、町民と行政が互いにまちづくりの主体として、共に公共サービスを



# 活力のあるまちづくり～

担っていくという考え方「新しい公共」がまちづくりのキーワードであり、これからのまちづくりは、町民と行政の協働による「新しい公共」を抜きにして進めていくことはできません。

かしわの樹に例えた、新しい本別のまちづくりの姿のように、しっかりと大地に根を張り、幹を太く大きく成長させ、枝を張り、花を咲かせ実を实らせなければなりません。

本計画のテーマ「ともに学び 支えあい 活力のあるまちづくり」は、学ぶことの重要性を確認し、本町がこの間、進めてきた支えあいの精神を大切に、活力のある元気なまちの創造を目指しています。

先人たちが築いてきた礎を受け継ぎ、ふるさと本別が活力に満ち、将来にわたって輝き続ける存在感のあるまちづくりを進めます。

終わりに、計画策定にあたって、多くの町民の英知が集められ、町民参加のもとに

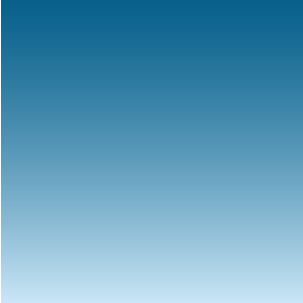
計画をまとめることができました。格別のご指導、ご協力をいただきました本別町総合計画策定審議会委員をはじめ、町議会、また、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの皆様方に心からお礼を申し上げますとともに、本計画の推進につきましても、皆様とともに、決意も新たに組みんでいきたいと考えておりますので、なお一層のご協力をお願いいたします。

平成23年 3 月

北海道本別町長  
高 橋 正 夫







# 目次

|            |                    |           |
|------------|--------------------|-----------|
| <b>第1部</b> | <b>はじめに</b>        | <b>1</b>  |
| 第1章        | 計画の策定にあたって         | 3         |
| 第1節        | 計画策定の背景と目的         | 3         |
| 第2節        | 計画の役割              | 3         |
| 第3節        | 計画の構成と期間           | 3         |
| 第2章        | 本別町の概況             | 4         |
| 第1節        | 歴史、位置・地勢、気象        | 4         |
| 第2節        | 人口の推移              | 6         |
| 第3節        | 産業                 | 7         |
| 第4節        | 財政状況               | 8         |
| 第3章        | これからのまちづくりに向けて     | 10        |
| 第1節        | 社会状況の変化            | 10        |
| 第2節        | 本別町の人口推計           | 12        |
| 第3節        | 本別町の主要課題           | 13        |
| 第4節        | 生涯学習によるまちづくり       | 15        |
| 第5節        | 自治基本条例の制定          | 16        |
| <br>       |                    |           |
| <b>第2部</b> | <b>基本構想</b>        | <b>17</b> |
| 第1章        | 本別町のめざす将来像         | 19        |
| 第1節        | 目標年次・計画期間          | 19        |
| 第2節        | まちづくりの基本理念(目標、テーマ) | 19        |
| 第3節        | めざすまちづくりの姿         | 19        |
| 第4節        | めざすまちづくりの実現のために    | 20        |
| 第5節        | 土地利用の進め方           | 22        |
| 第6節        | 施策大綱               | 23        |



# 目次

|     |                             |    |
|-----|-----------------------------|----|
| 第3部 | 前期基本計画                      | 25 |
| 第1章 | 生涯を通じて学び、豊かな心を育むまちづくり       |    |
| 第1節 | 自ら学び、地域をつくる生涯学習の推進          |    |
| 第1項 | 生涯学習によるまちづくりの確立             | 29 |
| 第2項 | ほんべつ学びの日の充実                 | 30 |
| 第2節 | 一人ひとりの個性を活かし、元気な声が響く教育の充実   |    |
| 第1項 | 幼児教育の充実                     | 31 |
| 第2項 | 義務教育の充実                     | 32 |
| 第3項 | 高校教育の充実                     | 33 |
| 第3節 | 豊かな心とたくましい心身をつくる、学びとスポーツの振興 |    |
| 第1項 | 社会教育の充実                     | 34 |
| 第2項 | 社会体育の充実                     | 35 |
| 第4節 | はつらつとした地域文化の創造              |    |
| 第1項 | 地域文化の振興                     | 36 |
| 第2章 | 地域資源を活かした豊かなまちづくり           |    |
| 第1節 | 環境と調和し、高い生産性を目指した農林業の振興     |    |
| 第1項 | 農業の振興                       | 39 |
| 第2項 | 林業の振興                       | 41 |
| 第2節 | 新たな活力を生む商工業の振興              |    |
| 第1項 | 商工業の振興                      | 42 |
| 第2項 | 多様な取り組みによる新産業の創出            | 43 |
| 第3項 | 消費生活の向上                     | 44 |
| 第3節 | 地域に根ざした特色ある観光               |    |
| 第1項 | 観光、地場産品の振興                  | 45 |
| 第4節 | 雇用環境の安定と勤労者福祉の向上            |    |
| 第1項 | 雇用環境と勤労者福祉の整備               | 47 |
| 第3章 | ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり     |    |
| 第1節 | 世代をこえ、心やさしく暮らせる社会づくり        |    |
| 第1項 | 地域福祉の充実                     | 51 |
| 第2項 | 子育て環境の整備                    | 53 |
| 第3項 | 高齢者福祉、介護保険事業の充実             | 54 |
| 第4項 | 障がい者福祉の充実                   | 56 |
| 第5項 | ひとり親家庭福祉の充実                 | 57 |
| 第6項 | 社会保障の充実                     | 58 |
| 第2節 | 心身ともに健やかな地域づくり              |    |
| 第1項 | 健康づくりの推進                    | 59 |
| 第2項 | 医療体制の充実                     | 61 |
| 第3節 | 安心して暮らす生活基盤の確立              |    |
| 第1項 | 防災対策の強化                     | 63 |
| 第2項 | 消防、救急、水防体制の強化               | 64 |
| 第3項 | 交通安全、防犯対策の推進                | 65 |
| 第4項 | 治山、治水対策の推進                  | 66 |

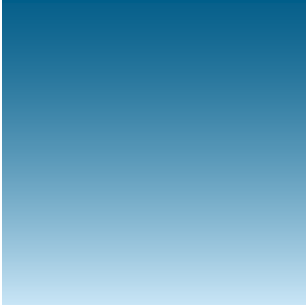
# 目次

|     |                         |    |
|-----|-------------------------|----|
| 第4章 | 快適でやさしさのあるまちづくり         |    |
| 第1節 | 人とモノの交差点、交通、情報ネットワークの確立 |    |
| 第1項 | 総合交通体系の整備               | 69 |
| 第2項 | 情報通信の整備、利活用             | 71 |
| 第2節 | 持続可能な社会づくりへの貢献          |    |
| 第1項 | 循環型地域社会の推進              | 73 |
| 第2項 | 環境保全の推進                 | 74 |
| 第3項 | 水資源の確保と利用               | 75 |
| 第3節 | 快適でうるおいあふれる生活環境の整備      |    |
| 第1項 | 有効な土地利用の推進              | 76 |
| 第2項 | 上水道等の整備                 | 77 |
| 第3項 | 下水道等の整備                 | 78 |
| 第4項 | 住宅、宅地の整備                | 79 |
| 第5項 | 公園、緑地の整備                | 80 |
| 第6項 | ゴミ、し尿処理の充実              | 81 |
| 第7項 | 環境衛生、墓地、火葬場の充実          | 82 |
| 第5章 | 町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくり  |    |
| 第1節 | 町民参加のまちづくり              |    |
| 第1項 | 町民参加のまちづくり              | 85 |
| 第2項 | 地域活動の推進                 | 86 |
| 第3項 | 広報広聴の充実                 | 87 |
| 第4項 | 男女共同参画社会の形成             | 88 |
| 第2節 | 健全な行財政運営                |    |
| 第1項 | 行財政運営の推進                | 89 |
| 第2項 | 開かれた町政づくり               | 90 |
| 第3節 | 広域行政と交流活動               |    |
| 第1項 | 広域行政の推進                 | 91 |
| 第2項 | 国際交流、地域間交流の推進           | 92 |

## 資料

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 本別町総合計画策定審議会諮問、答申 | 94  |
| 本別町総合計画策定までの経過    | 98  |
| 本別町総合計画策定審議会委員名簿  | 100 |
| 本別町民憲章            | 101 |





# 第1部 はじめに





# 第1部 はじめに

## 第1章 計画の策定にあたって

### 第1節 計画策定の背景と目的

平成13年3月に策定した「第5次本別町総合計画」は、生涯学習による「人にやさしいまちづくり」を目標に、まちをつくる「ひと」中心の基本的な考え方をもち、「おもいやりの心」「学び合い」を大切に、「環境との調和」「あふれる活力」の創造を進め、福祉・保健、くらし・環境、教育・文化、産業などの分野施策を展開してきました。

この間、少子高齢化の進展、情報通信技術の飛躍的な発展、地球環境問題に伴う循環型社会の構築などあらゆる分野で変革が進んでいます。

さらに、経済状況においては、「100年に1度」と形容される世界経済の危機は日本の経済にも大きく影響を及ぼしており、雇用の不安定化を招き、多くの人の生活を脅かす問題へと発展しています。

また、平成21年8月30日に執行された、第45回衆議院議員総選挙において、政権交代がなされ、政治、経済、暮らしが大きく変化しています。

現在、政府により進められている「地域主権の確立」は、この国の在り方を大きく転換する改革です。国と地方自治体の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決め、活気に満ちた地域づくりを目指すものです。

これからは、町民自らが、人とひとが支え合い、役に立ち合う「新しい公共」の担い手としてまちづくりへ積極的に参画し、町民一人ひとりが主役であると同時に、町民をはじめとする多様な主体がお互いに支え合い、補完し合うことの出来る役割と責任、情報の共有をシステム化していかなければなりません。

こうした経緯を踏まえながら、本町の現状や課題を的確に把握し、将来のあるべき姿や

目標を定めた、第6次本別町総合計画を策定するものです。

### 第2節 計画の役割

この計画は、本町が目指す将来像と基本目標を示し、それをいかにして実現していくかを明らかにするもので、本町が定める計画の最上位に位置します。

計画の策定は、町民の参画の下に行い、その内容を町民と共有し、連携・協力により実行することで、計画を推進していきます。なお、本町の各種の分野別計画は、原則として、この計画に則するものとします。

### 第3節 計画の構成と期間

この計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

#### (1) 基本構想

本町が目指す将来像と基本目標を定め、これを実現するための基本的な施策の方向を示します。計画期間は、平成23年度(2011年度)から平成32年度(2020年度)の10年間とします。

#### (2) 基本計画

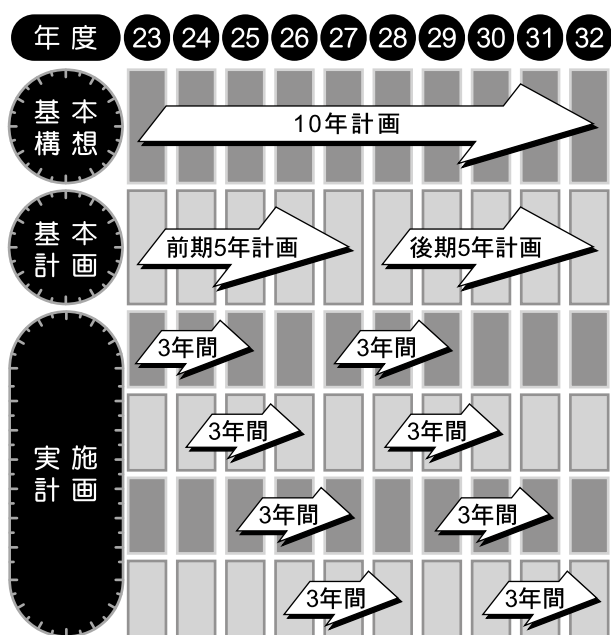
基本構想に掲げる将来像や基本目標を実現するための計画です。施策ごとに今後の展開方針や目指す成果、主な取り組みなどを明示し、計画を着実に推進します。計画期間は、基本構想の期間を5年ごとに分け、前期基本計画と後期基本計画を策定することとし、まずは前期基本計画を策定します。

後期基本計画は、前期基本計画の達成状況や社会経済情勢の動向等を踏まえて策定します。

#### (3) 実施計画

基本計画に基づき、事業の具体的な内容を決めます。社会経済情勢の変化等に柔軟に対応するため、毎年度向こう3か年を期間とするローリング方式により見直し、機動的な運用に努めます。

## 【計画の構成と期間】



## 第2章 本別町の概況

### 第1節 歴史、位置・地勢、気象

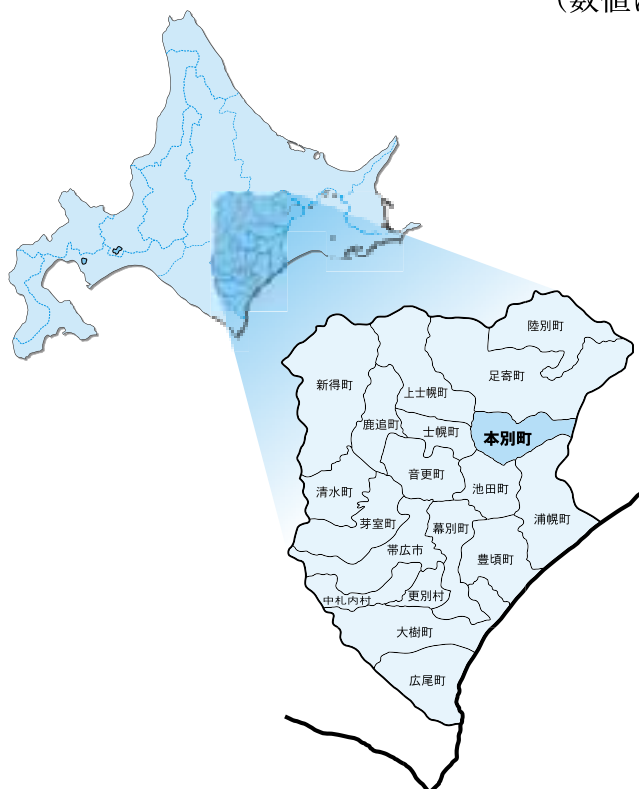
明治35年、本別外5ヵ村戸長役場が本別村に置かれ、行政が施行されてから平成13年に開町100年を迎え、2世紀目のスタートを切っている本町は、十勝川の支

流、利別川沿いの沖積土地帯に広がる肥沃な土地に恵まれ、良質な豆を特産品とした畑作と酪農が調和した農業を基幹産業として発展してきました。

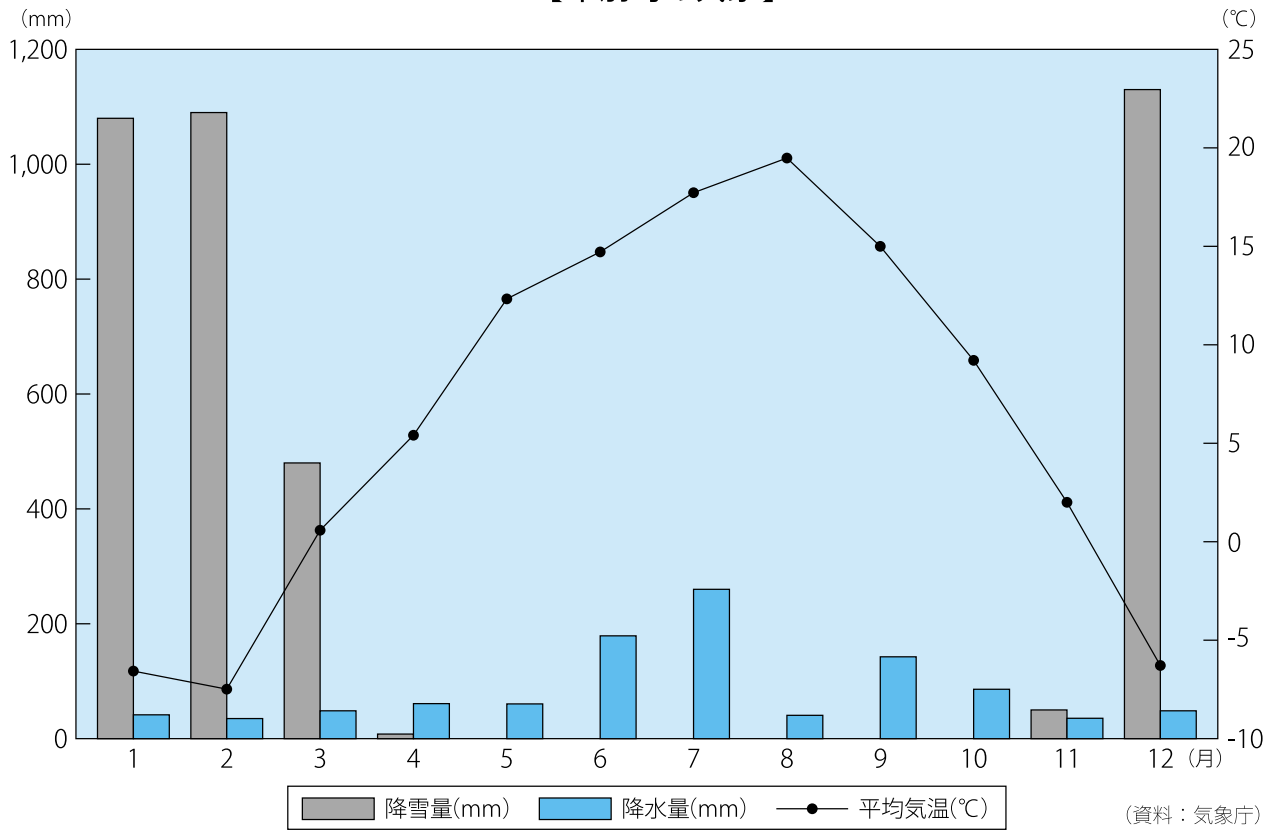
地理的には、十勝の東北部に位置し、東は浦幌町・釧路管内白糠町に、西は士幌町・上士幌町に、南は池田町、北は足寄町にそれぞれ隣接しており、東西に31.8km、南北に16.5kmの広がりを持ち、総面積は391.99km<sup>2</sup>におよんでいます。東部と南部は標高200m前後の丘陵地帯、西部・北部は50mから300mの段丘地帯となっており、1級河川十勝川水系の利別川と美里別川の両河川に沿って平地が形成されています。

気候は内陸性気候を呈し、夏期は比較的高温になる一方、冬期は大陸性寒冷高気圧により低温、乾燥した日が続きます。年間の平均気温は6.2℃で、年間の降水量は1,063mm、積雪量は38cmと少ないものの、一年の寒暖の差は大きく、最高・最低値で約60℃の寒暖差があります。年間日照時間は1,973時間と全道的にみても多い状況となっています。

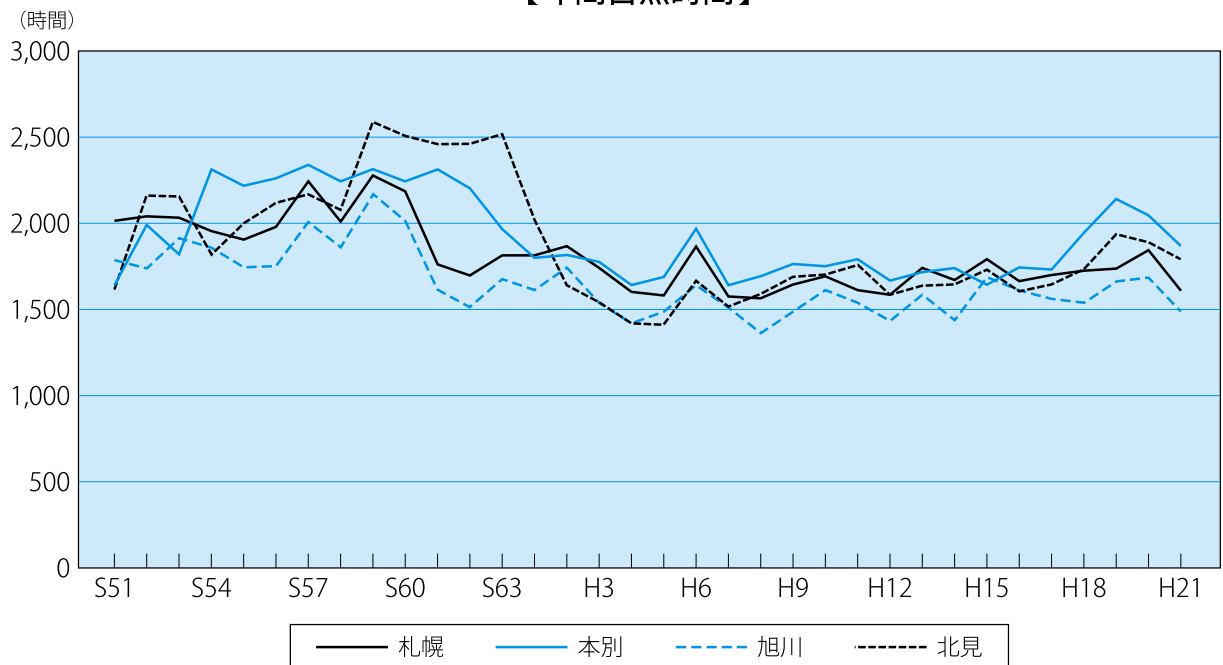
(数値は、いずれも平成21年)



## 【本別町の気象】



## 【年間日照時間】



(時間)

| 都市名      | 札幌市   | 本別町   | 旭川市   | 北見市   |
|----------|-------|-------|-------|-------|
| 年間平均日照時間 | 1,809 | 1,927 | 1,655 | 1,887 |

※データは、昭和51年～平成21年の34年間の年間平均日照時間

(資料：気象庁)



## 第2節 人口の推移

本町の総人口は、戦後のベビーブーム等によって増加した昭和34年の18,858人をピークに、年々減少を続けており、5年間隔（※国勢調査）でみると下表のとおりとなっています。

近年では、若者の町外転出、出生率の低下、高齢化の進展が重なり人口減少の流れが激しくなっているのが現状です。

人口の動態をみると、社会動態では、働く場の少なさに加え、離農、官公庁・企業の統廃合などが重なり、町外転出は

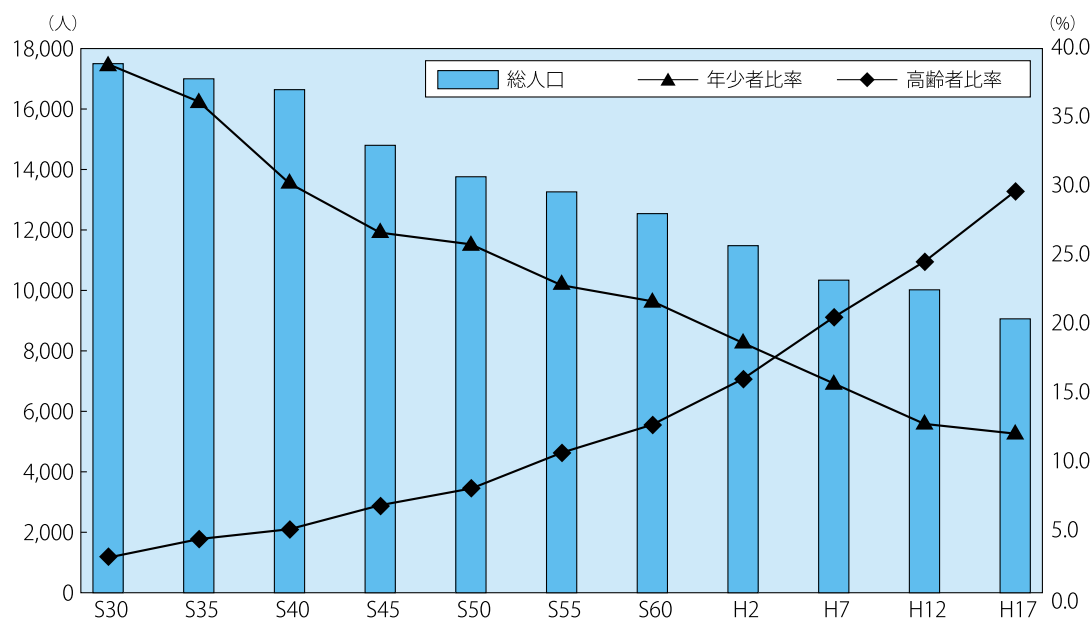
とどまることがなく減少が続いています。

一方、自然動態では、平成2年に初めて出生者数より死亡者数が上回り、その後、平成5年から現在までその傾向は続いている現状にあります。

人口構造を見ると、出生率が年々低下し、年少人口比率（14歳以下）が昭和60年には21.7%であったものが、平成17年には12.2%となり、逆に高齢者比率（65歳以上）は平成17年には29.2%、後期高齢者比率（75歳以上）14.5%となっており、高齢化が急速に進んでいます。

|      | 人 口    |           |            |       |           | 構 成 比     |            |       |           | 世帯数   | 1世帯<br>当りの<br>人 員 |
|------|--------|-----------|------------|-------|-----------|-----------|------------|-------|-----------|-------|-------------------|
|      | 総人口    | 0～14<br>歳 | 15～64<br>歳 | 65歳以上 | 75歳<br>以上 | 0～14<br>歳 | 15～64<br>歳 | 65歳以上 | 75歳<br>以上 |       |                   |
| S30年 | 17,507 | 6,799     | 10,059     | 649   | 179       | 38.8%     | 57.5%      | 3.7%  | 1.0%      | 3,053 | 5.73              |
| S35年 | 17,014 | 6,166     | 10,158     | 690   | 242       | 36.2%     | 59.7%      | 4.1%  | 1.4%      | 3,431 | 4.95              |
| S40年 | 16,654 | 5,051     | 10,783     | 820   | 270       | 30.3%     | 64.7%      | 4.9%  | 1.6%      | 3,957 | 4.21              |
| S45年 | 14,804 | 3,933     | 9,963      | 908   | 257       | 26.6%     | 67.3%      | 6.1%  | 1.7%      | 3,961 | 3.74              |
| S50年 | 13,769 | 3,564     | 9,135      | 1,070 | 302       | 25.9%     | 66.3%      | 7.8%  | 2.2%      | 4,047 | 3.40              |
| S55年 | 13,253 | 3,090     | 8,807      | 1,356 | 456       | 23.3%     | 66.5%      | 10.2% | 3.4%      | 4,048 | 3.27              |
| S60年 | 12,534 | 2,725     | 8,227      | 1,582 | 600       | 21.7%     | 65.6%      | 12.6% | 4.8%      | 3,939 | 3.18              |
| H2年  | 11,484 | 2,112     | 7,548      | 1,824 | 708       | 18.4%     | 65.7%      | 15.9% | 6.2%      | 3,820 | 3.01              |
| H7年  | 10,336 | 1,600     | 6,645      | 2,091 | 857       | 15.5%     | 64.3%      | 20.2% | 8.3%      | 3,725 | 2.77              |
| H12年 | 10,021 | 1,270     | 6,350      | 2,401 | 1,072     | 12.7%     | 63.4%      | 24.0% | 10.7%     | 3,999 | 2.51              |
| H17年 | 9,068  | 1,103     | 5,313      | 2,652 | 1,316     | 12.2%     | 58.6%      | 29.2% | 14.5%     | 3,682 | 2.46              |

（資料：国勢調査）



※国勢調査の数値は、判別不能分があり、総数と年齢別などの数値に差が生じます。

### 第3節 産業

本町の経済を支える基幹産業の農業は、国際化、自由化が一段と進み、農業者の高齢化、担い手の不足、農地の流動化、農畜産物価格の低迷等多くの課題を抱え、厳しい状況となっています。

林業では、材価の低迷、担い手の不足等により、経営は依然厳しい状況が続いています。

また、景気低迷による購買力の低下や車社会の進展による帯広近郊の大型店への消費者の流出などにより、市街地には空き店舗が目立っています。

昭和59年以降、企業誘致の成果により、配合飼料のストックポイント、機械のリース業、流通業、ゴルフ場等が進出しています。本町の特産品である豆を使った豆菓子製造工場は、現在、大手ホテルグループに仲間入りし、新製品の開発や販売拡大などにより順調に顧客を増や

しています。

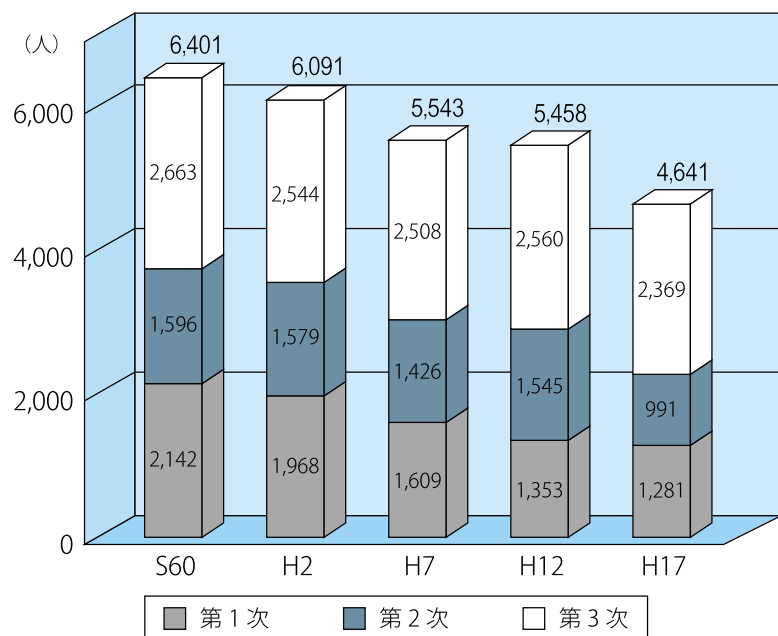
地場資源加工型の製糖、乳製品加工工場は経営合理化を図りながら、堅実な経営を続けています。

一方、公共事業の減少等により、地域における産業や雇用環境は依然として厳しい状況となっています。

平成15年6月9日に開通した北海道横断自動車道（池田～本別・足寄間）は、平成23年度に道央圏と十勝圏が全線開通、さらに、国の新直轄方式による建設が決定した本別～釧路間が今後完成することにより、本町が「人・モノ・文化」の交流拠点地域として、大きく発展するものと期待されています。

福祉分野のサービス業は、「太陽の丘」を中心に、地域の経済面ばかりでなく、住民サービスの向上に大きな影響を与えるものと期待されています。

#### 【産業別就業人口】



資料：国勢調査

※就業人口総数には、分類不能の就業者を含むため、各産業の合計値とは一致しません。

※第1次産業、第2次産業の就業者数が大きく減少しています。

|               |   |       |
|---------------|---|-------|
| 総             | 数 | 4,647 |
| 第1次産業         |   | 1,281 |
| 農             | 業 | 1,204 |
| 林             | 業 | 77    |
| 漁             | 業 | 0     |
| 第2次産業         |   | 991   |
| 鉱             | 業 | 14    |
| 建設            | 業 | 647   |
| 製造            | 業 | 330   |
| 第3次産業         |   | 2,369 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 |   | 23    |
| 情報通信業         |   | 3     |
| 運輸業           |   | 237   |
| 卸売・小売業        |   | 541   |
| 金融・保険業        |   | 46    |
| 不動産業          |   | 5     |
| 飲食店・宿泊業       |   | 154   |
| 医療・福祉         |   | 397   |
| 教育・学習支援       |   | 197   |
| 複合・サービス業      |   | 153   |
| サービス業         |   | 376   |
| 公務            |   | 237   |
| 分類不能の産業       |   | 6     |

(資料：平成17年国勢調査)

#### 第4節 財政状況

本町の財政状況については、地域経済の低迷や三位一体の改革による国庫補助金、地方交付税の大幅な削減などにより、厳しい財政運営を余儀なくされてきました。

このため、平成18年3月に「本別町集中改革プラン 第3次行財政改革」を策定、事務事業評価による事業の精査など財源の計画的、重点的配分により、経常経費の削減を継続的に取り組み、収支のバランスを確保するよう努めています。

本町の収入の中心となる町税は、前計画のスタート時点である平成12年度で9億5千3百万円に対し、10年後の平成21年度は、ほぼ同額の9億5千万円となっています。一方、地方交付税については、平成12年度の43億6千万円に対し、平成21年度は32億9千万円と10億7千万円、24.5%減少しています。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費については、平成12年度の33億8千万円に対し、平成21年度では27億1千万円と6億7千万円、19.8%の減少となっており、特に人件費は5億5千3百万円、28.1%の減少となっています。

社会資本整備に要する経費である投資的経費については、平成12年度の26億5千6百万円に対し、平成21年度は12億3千5百万円となり、14億2千1百万円、53.5%減と大幅な圧縮を行っています。

しかしながら、学校給食共同調理場改築、公営住宅建替事業・改善事業、公園施設長寿命化事業・橋りょう長寿命化事業など、本計画中に取り組む必要がある事業は少なくありません。

また、基金残高は平成12年度末には、23億9千2百万円でありましたが、平成18年度まで年々減少を続け、残高は17億2千5百万円まで減少しました。その後、平成19年度にふるさと銀河線の廃止に伴う精算金など5億1千9百万円を新たに「ふるさと銀河線跡地活用等基金」に積み立てたことなどから、平成21年度には25

億3千6百万円と1億4千4百万円増加しています。

基金繰入額は平成12年度以降、4億円から5億円台で推移してきましたが、平成21年度は2億4千万円まで圧縮することができました。今後も基金に依存しない財政運営を図っていかなければなりません。

地方債残高については、ピーク時の平成15年度には91億7千5百万円ありましたが、平成18年度に公債費負担適正化計画を策定し、継続事業の平準化、新規事業の抑制を図った結果、平成21年度では残高が68億4千9百万円となり、平成15年度と比較し23億2千6百万円、25.4%減少し、実質公債費比率も平成21年度には15.6%となり、地方債借入の際、許可が必要となる18%を下回っています。

平成19年度より「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく実質赤字比率など4指標による「健全化判断比率」及び「資金不足比率」の公表が義務付けられましたが、いずれの指標も基準を下回っています。

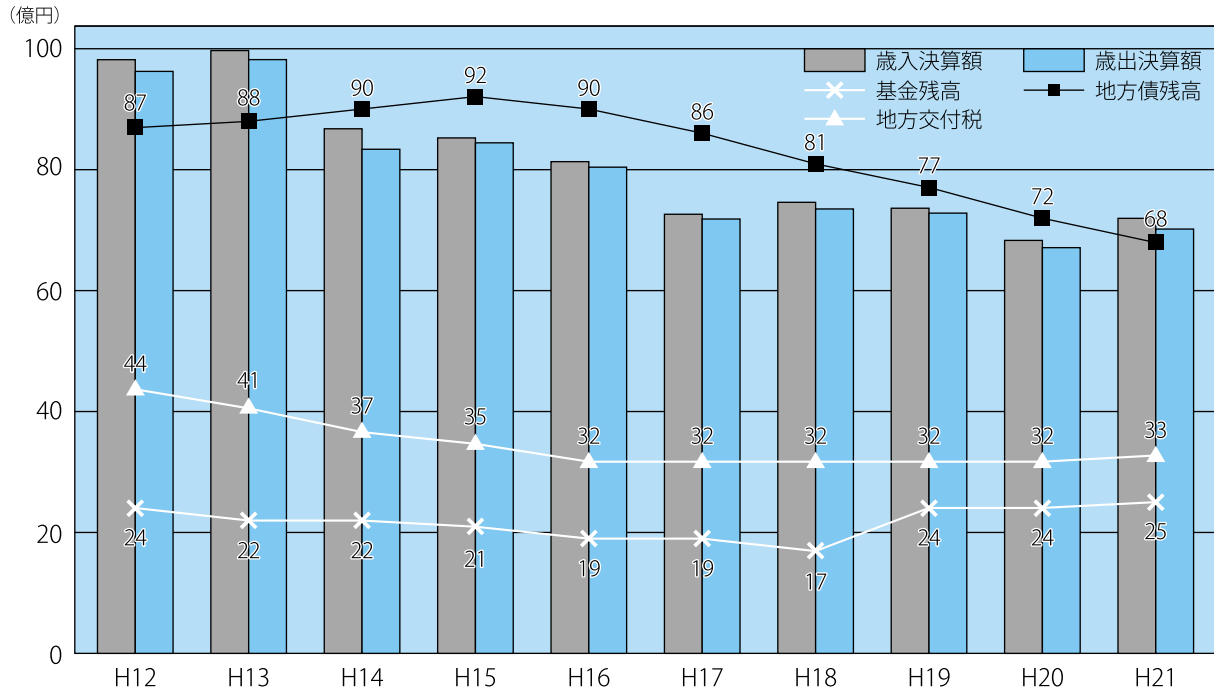
町税・地方交付税などの一般的な財源で、経常的な経費を充てた割合を示す経常収支比率は、平成12年度の81.2%に対し平成16年度は91.7%と、財政の硬直化が進んでいましたが、普通交付税の増加や義務的経費における経常経費の削減などにより平成21年度には83.9%まで減少しました。

これまでの行政改革の取り組みなどにより実質公債費比率や経常収支比率などの財政指標は改善されてきていますが、自主財源の歳入に占める割合は平成21年度で24.9%と低い一方、地方交付税は45.8%と収入の4割以上を占めており、今後の地方交付税制度改革などが本町の財政にあたえる影響は非常に大きく、依然として先行きの不透明な財政運営が続くものと思われます。

# 【一般会計の決算状況】

(単位：百万円)

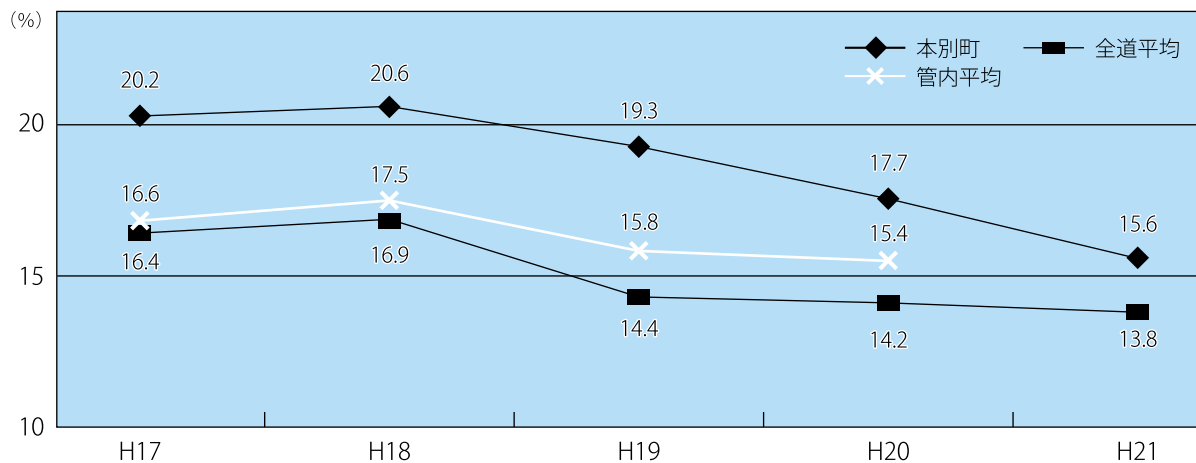
|       | 12年度  | 13年度  | 14年度  | 15年度  | 16年度  | 17年度  | 18年度  | 19年度  | 20年度  | 21年度  |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 歳入決算額 | 9,819 | 9,970 | 8,676 | 8,524 | 8,132 | 7,260 | 7,460 | 7,363 | 6,830 | 7,195 |
| 歳出決算額 | 9,625 | 9,807 | 8,536 | 8,444 | 8,041 | 7,184 | 7,351 | 7,281 | 6,710 | 7,018 |
| 地方交付税 | 4,365 | 4,113 | 3,693 | 3,466 | 3,193 | 3,201 | 3,156 | 3,166 | 3,240 | 3,298 |
| 基金残高  | 2,392 | 2,243 | 2,161 | 2,115 | 1,926 | 1,872 | 1,725 | 2,381 | 2,404 | 2,536 |
| 地方債残高 | 8,706 | 8,789 | 8,981 | 9,175 | 8,961 | 8,594 | 8,138 | 7,678 | 7,151 | 6,849 |



# 【実質公債費比率の状況】

(単位：%)

|         | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 本 別 町   | 20.2  | 20.6  | 19.3  | 17.7  | 15.6  |
| 全 道 平 均 | 16.4  | 16.9  | 14.4  | 14.2  | 13.8  |
| 管 内 平 均 | 16.6  | 17.5  | 15.8  | 15.4  | —     |





### 第3章 これからのまちづくりに向けて

#### 第1節 社会状況の変化

地方自治体を取り巻く環境は、時代の流れとともに大きく変化しています。こうした動きは、社会の潮流としてまちづくりにさまざまな課題を提起しています。

##### (1) 地域主権改革

政府は、平成22年6月の閣議決定による「地域主権戦略大綱」に基づき、明治以来の中央集権体質から脱却し、国と地方が対等な立場とする新たなパートナーシップを構築し、地域の住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革を進め、日本国憲法が定める「国民主権」の内容を豊かにする方向性を示しました。

具体的には、国と地方の適切な役割分担のもと、住民に身近な行政はできるだけ地方公共団体が担うこととし、これに必要な権限や財源を国が移譲して地方公共団体の自由度を拡大し、自主性及び自立性を高めていくこととしております。

地域の住民自らが、自分たちの暮らす町や村の未来に新しい発想を用いて地域づくりをしていくことが期待され、住民、地方自治体、国がそれぞれの役割をいきいきと果たすことが、地域や地方、そして社会全体を構成していくことが、地域主権改革の基本方針となっています。

このことは、行政サービスの内容にも大きな影響を及ぼすことも想定され、民主主義そのものの改革であることを自覚する必要があります。

##### (2) 少子高齢化、人口減少社会

日本の人口構成は急速に変化し、高齢化の進展、出生率の低下、生産年齢人口の縮小など、いまや「超少子高齢社会」とも呼ばれています。なかでも、少子化の進展は際立っており、平成20年の出生数は、約109万1千人、合計特殊出生率は1.37となり、出生数が死亡数を下回り、総

人口が減少に転ずる人口減少社会が到来しました。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成18年12月の中位推計）」によると、日本の人口は平成17年の1億2,777万人から長期の人口減少過程になり、平成42年の1億1,522万人、平成58年には9,938万人となり、平成67年には8,993万人になるものと推計しています。

過疎地域は、自然環境の保持、水源、国土の保全等の多面的機能の維持を有しています。さらに、急速な人口減少や高齢化は、自治機能が急速に低下し、社会的共同生活の維持までが困難な状況に追い込まれるなどの課題を抱えています。

##### (3) 環境との共生

飛躍的に発展した科学技術と化石燃料を背景とした社会経済システムや日常生活のスタイルそのものがもたらした地球温暖化などの環境問題は、今や人類にとって最重要課題となっています。

平成19年に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書統合報告書によると、温暖化の進行は疑う余地がなく、現在の生活を続けると、世界の温室効果ガス排出量は今後20～30年間増加し続け、世界の気候に大きな変化が生じると予測されています。これらの問題は、私たちの住む北海道・本別町においても例外ではありません。

清らかな水、おいしい空気、数多くの野生生物など、「美しく豊かな自然」に恵まれた本別町。これらは、物質の循環や生態系の微妙なバランスのうえに成り立っており、私たちの生活も、この自然界のシステムと調和するものでなくてはなりません。しかし、私たちがより快適で便利な暮らしを求めて多くのエネルギーや資源を消費し、大きな負荷を環境に与えてきた結果、北海道においても温室効果ガスの排出量は平成2年に比べて増加しており、一人あたりでは全国平均の1.2

倍にもなっています。

平成20年7月に北海道で開催された洞爺湖サミットでは化石燃料への依存を断ち切り、温暖化、資源枯渇等の課題の対処に向けた議論がなされました。さらに、我が国では、同年7月に策定した低炭素社会づくり行動計画において、「ビジネススタイル、ライフスタイルの変革への働きかけ」を柱の一つとして据え、こまめな省エネやITの活用、※3R運動、ごみの減量（リデュース）・再使用（リユース）・再利用（リサイクル）の推進など国民一人ひとりの理解と行動を促進することとしています。

私たちが生活や事業活動で環境に与える影響をゼロにすることはできませんが、できるだけ少なくすることはできます。そして、今を生きる私たちは、先人たちが育んできたかけがえのない環境を将来の世代に引き継いでいくため、一人ひとりが意識を転換し、環境への理解と認識を深め、身の回りの生活や暮らしを環境にやさしいものに変えていかなければなりません。

（参考 北海道環境行動計画）

#### （４）高度情報化社会の進展

情報技術（IT）の進歩によって、あらゆる分野において飛躍的な情報化が進み、社会経済構造に大きな変化が生じています。国においては、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（「IT基本法」）の制定や「e-Japan戦略」によって、世界最先端のIT国家を目指す取り組みが進められており、本町においても、行政の情報化やネットワーク化など、電子自治体の構築に向けた取り組みが進められています。

こうした高度情報化社会の進展は、経済活動や住民生活における活動の広がりを可能にし、新たな産業の振興をはじめ、簡素で効率的な行政運営の実現など、さまざまな分野の改善をととして住民生活の向上につながるものであることから、その活用が求められています。



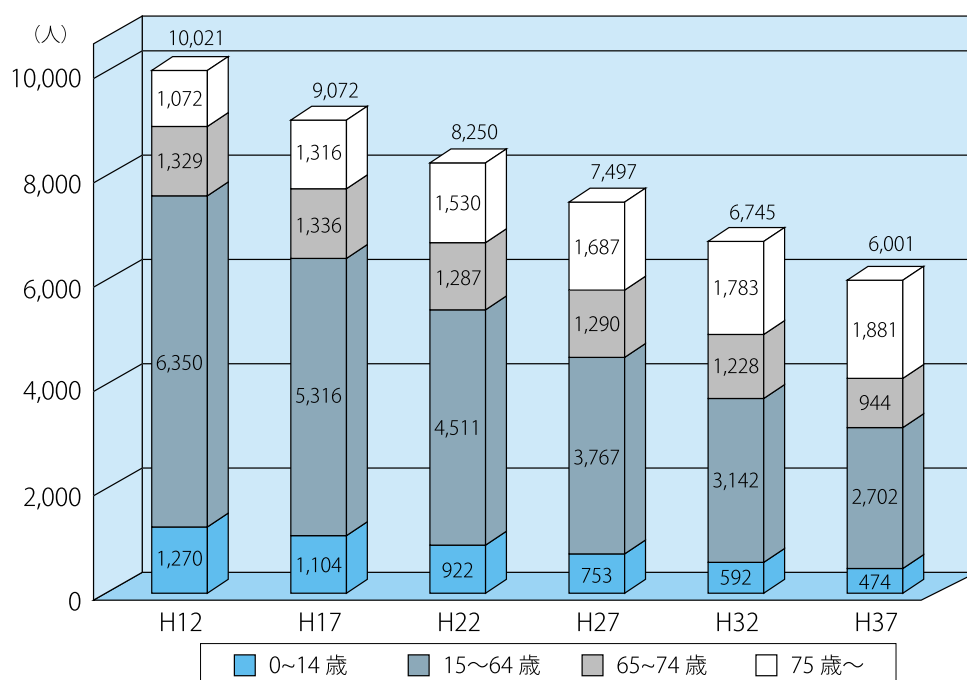
※3R運動=ごみを減らし、循環型社会を構築していくためのキーワード。

## 第2節 本別町の人口推計

平成17年の国勢調査を踏まえた「日本の将来推計人口（平成20年12月推計、国立社会保障・人口問題研究所）」によると、本町の人口推計は、平成22年に8,250人、平成32年に6,745人と推計されています。

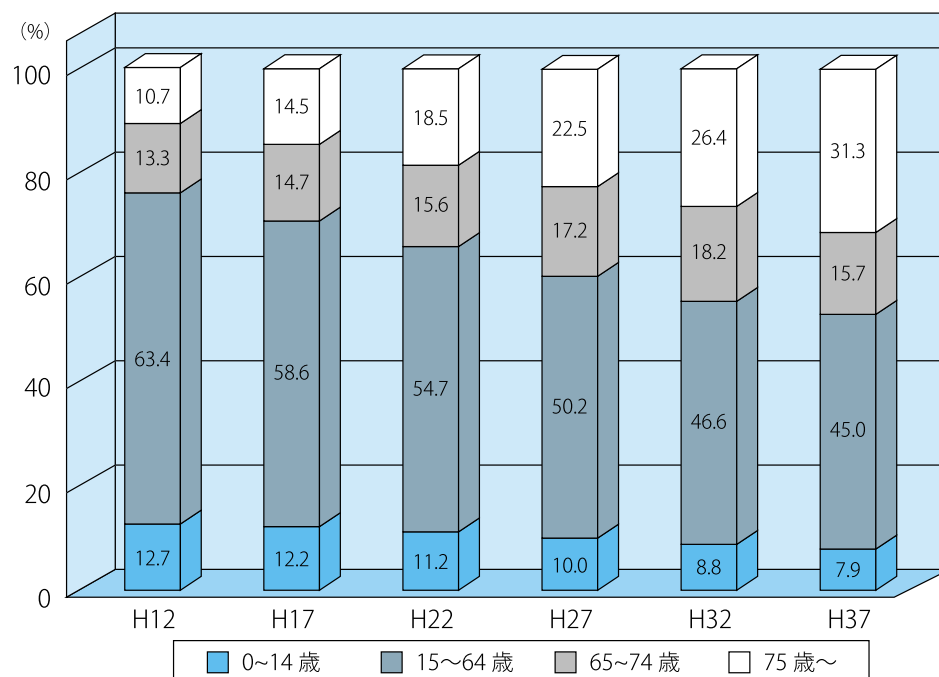
しかし、本推計は、あくまでも全国画一の手法により推計したものであることから、各種の施策や事業の積極的な展開により、づくりを展開します。

【本別町 年齢4区分別推計人口】



※平成12～平成17年は実績、平成22年以降は推計です。 ※コーホート要因法による推計

【本別町 年齢4区分別推計人口（構成比）】



※平成12～平成17年は実績、平成22年以降は推計です。 ※コーホート要因法による推計

### 第3節 本別町の主要課題

#### (1) 新たな仕事づくりの創造

暮らしやすさ、生活重視の視点でまちづくりを進めていくことも重要ですが、活力ある本別の創造のためには、経済基盤の確立が大きな課題と捉えています。

町民アンケートにおいても、多くの方から「就労の場の拡充」「若者の定住促進のための施策」などの意見が寄せられました。このことは、このまちに住み続けるため、生きていくための「糧」として、働く場の確保が重要であると多くの町民が認識していると言えます。

生産年齢人口、働き盛りの方々がこのまちで働き、住み続けていける条件を整備していかなければなりません。

地域資源を最大限に活用して産業の振興を図り、雇用を確保し、町民所得の向上を実現することが大きな課題です。

#### (2) 少子高齢化、過疎化対策の取り組み

本町の総人口は、戦後のベビーブーム等によって増えた昭和34年の18,858人をピークに、年々減少を続けており、5年間隔（※国勢調査）でみると昭和45年14,804人、昭和50年13,769人、昭和55年13,253人、昭和60年12,534人、平成2年11,484人、平成7年10,336人、平成12年10,021人、平成17年9,072人となっています。

近年では、若者の町外転出、出生率の低下、高齢化の進展が重なり人口減少の流れが激しくなっているのが現状です。

人口の動態をみると、働く場の少なさに加え、離農、官公庁・企業の統廃合などが重なり、町外転出はとどまることがなく社会減が続いています。一方、自然動態は、平成2年に初めて出生者数より死亡者数が上回り、その後、平成5年から現在までその傾向は続いている現状にあります。

人口構造を見ると、出生率が年々低下し、年少人口比率（14歳以下）が昭和60年には22%であったものが、平成22年には11.1%となり、逆に高齢者比率（65歳以上）は平成

22年には34.1%、後期高齢者比率（75歳以上）18.5%となっており、少子高齢化が急速に進んでいます。

少子高齢化、過疎化の進展は、自治体の行政基盤の弱体化、ライフスタイルの変化などを引き起こし、地域コミュニティの活力低下が懸念されます。

このため、少子化傾向に歯止めをかけ、本別の未来を担う子どもたちを育成するために、大きな負担がなく、子どもを生み、育てることができる環境づくりを進めていく必要があります。

特に、子どもたちが健やかに育ち、学ぶ機会を公平に受けることができるよう、地域全体で支援していくことが必要です。さらに、高齢者の知識や経験を生かし、地域づくり・経済活動の担い手としていきいきと活躍できる環境を整備することが必要です。

子どもを生み育てやすい環境の整備、誰もが活躍できる社会のシステムづくり、先進的な取り組みを進めている保健・医療・福祉の一体的なサービスのさらなる充実などに取り組んでいく必要があります。

#### (3) 高速自動車道路網、高速通信網の利活用

北海道横断自動車道（インターチェンジおよび釧路・北見へのジャンクション）は池田～本別・足寄間が平成15年6月に開通、平成23年度には、道央圏と十勝圏が全線開通します。

さらに、国の新直轄方式による建設が決定した本別～釧路間の早期完成により、釧路・オホーツク圏・道央圏との経済交流が飛躍的に促進される事が期待できます。加えて、平成22年6月からは一部、高速料金無料化の社会実験が行われ、道東道も対象路線となり益々、十勝へのアクセスが向上するとともに、十勝に対する関心が高まることを見込まれます。インターチェンジさらにはジャンクションを有する本町にとって、道央との接続を交流人口の拡大や地域経済の活性化に結びつけ、十勝・本別の将来につなげていくことが重要です。

※国勢調査の数値は、判別不能分があり、総数と年齢別などの数値に差が生じます。



高速自動車道路網の整備は、移動時間の短縮、物流の安定化、観光産業の活性化など、本町のみならず、ひいては北海道全体に大きな影響を及ぼすことから、高速自動車道路網を最大限利活用した施策の展開をすることはもちろんのこと、既存交通機関への影響、高速自動車道以外の交通量の変化に注意を払わなければなりません。

また、世界的にインターネットを活用した情報通信網が急速に発展している中であって、情報が価値を生む社会となり、情報流通の高速化への対応が重要となっています。本町においても、公平に、また、簡単な使い方で、必要な情報を必要な時に、安心・安全に利用できる環境を構築するため、平成22年に国の地域情報通信基盤整備促進交付金（ICT交付金）を活用し、町内に存在するブロードバンド・ゼロ地域の解消を目的とし光ケーブルによる高速通信網の整備を進めています。住民生活や産業、観光、医療、教育など多様な分野へ積極的に利活用しなければなりません。

#### （４）循環型社会の構築

地球の温暖化、オゾン層の破壊など、地球環境問題が顕在化し、環境保全に対する人々の関心は高まっています。

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の現状を見直し、ごみの減量や再資源化、新エネルギーの利用促進などの取り組みが進んだ環境負荷の少ない循環型社会づくりが求められています。

平成21年9月、ニューヨークの国連気候変動サミットにおいて、政府が日本の目標として、温室効果ガス排出量を平成32年までに平成2年比で25%削減することを表明しました。

政府は、地球と日本の環境を守り未来の子どもたちに引き継いでいくため、「チャレンジ25」と名付け、あらゆる政策を総動員して地球温暖化防止の対策を推進することとしており、そのための温暖化防止のための国民的運動を、「チャレンジ25キャン

ペーン」として平成22年1月14日より、新たに展開することとしました。

「チャレンジ25キャンペーン」は、これまでの地球温暖化防止のための国民運動「チーム・マイナス6%」から、よりCO<sub>2</sub>削減に向けた運動へと生まれ変わり展開するものであり、オフィスや家庭などにおいて実践できるCO<sub>2</sub>削減に向けた具体的な行動を「6つのチャレンジ」として提案し、その行動の実践を広く国民に呼びかけています。

本町としても平成21年度に策定した地域新エネルギー重点ビジョンにおいて、エネルギー消費実態調査を行った平成20年を基準年として、削減率は国と同様に25%とすることを目標とし、その達成に向けた導入シナリオを検討するとしています。

#### （５）地産地消の取り組み

本町の農業は、恵まれた自然と豊かな大地のもと日本の食料基地として、また、地域を支える基幹産業として大きな役割を果たしています。

食料の需給をめぐる世界情勢は、大きく変化しています。消費者の農畜産物に対する安全、安心志向の高まりや生産者の販売の多様化の取り組みが進む中で、消費者と生産者を結び付ける「地産地消」への期待が高まっています。

平成22年3月に閣議決定された『食料・農業・農村基本計画』においては、地産地消の取り組みの成功事例や新たな取り組み等の情報を収集・紹介しつつ、生産者・農業関係団体に限ることなく幅広い者の主体的な取り組みを促すとともに、取り組みの核となる直売所において、取り扱う地場農産物の品目・数量の拡大や直売所間の連携を通じた周年的な品揃えの充実等、運営・販売力の強化を図る。

また、生産者・農業関係団体と実需者である学校給食や社員食堂、外食・中食事業者等との連携を通じた地場農産物の利用を拡大するため、生産者等と実需者との交流機会の拡大やマッチングの促進、安定した

納入体制の構築を推進する。

さらに、日本各地の食文化の発掘・維持等を通じて、地域特産物をはじめとする幅広い農産物の利用促進や付加価値の向上を図るとし、食と農の結び付きの強化を目指しています。

本町においても、JA女性部、JA青年部などが循環型農業の推進を目的に、地域の小学生を対象に農業・加工体験、小学校校庭内の畑での出前農業体験や搾乳体験を実施しています。また、町消費者協会も地産地消を大きなテーマとして各種取り組みを行っています。

こうしたことが、地場農畜産物の消費を拡大し、ひいては地元の農業を応援することにつながることから、地域で生活する私達が地域で生産された農畜産物や地元で加工された加工品を積極的に地買、地消することが必要です。

そのためにも、直売所や地元商店、食堂等での地場農畜産物、加工品などの販売や提供、さらには、学校給食、福祉施設、観光施設等での使用を積極的行わなければなりません。

加えて、本町の特性を活かした農畜産物を素材として加工することにより付加価値を創出し、それを流通・販売するなど、地域の第1次産業としての農業とこれに関連する第2次・第3次産業に係る事業を融合させることにより、総合的かつ一体的な産業化を進めていくことが必要なことから、農商工連携等も併せて推進しなければなりません。

#### 第4節 生涯学習によるまちづくり

現在、国においては、「新しい公共」として、これまで「官」が支えてきた教育や子育て、防犯や防災、医療や福祉などの公共サービスに、地域のNPO法人や市民が積極的に参加できるようにして、社会全体として支援する新しい価値観を生み出そうとしています。

「新しい公共」が作り出す社会は、すべ

ての人に居場所と出番があり、みんなが人に役立つことの喜びを大切にする社会であるとともに、その中から、さまざまな新しいサービス市場が興り、活発な経済活動が展開され、その果実が社会に適正に戻ってくることで、人々の生活が潤うという、よい循環の中で発展する社会としています。

本町はこの間、生涯学習による「人にやさしいまちづくり」を進めてきました。

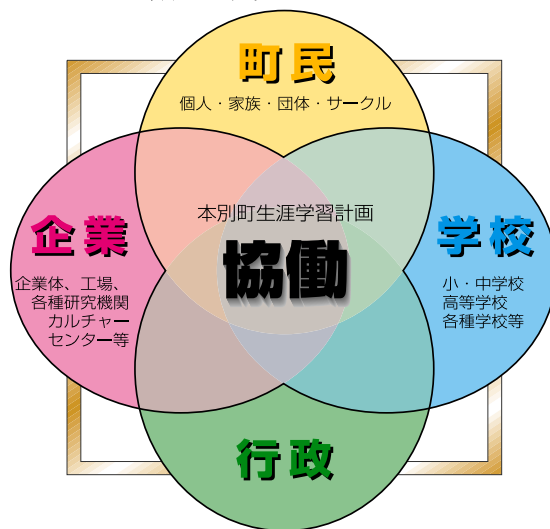
まちを創るのはひとであり、まちは町民の創意、情熱、愛着に支えられて成り立つものであることから、まちづくりの原点はひとづくりといえます。

本町が先進的に進めている福祉、環境、教育などのさまざまな現代的課題には、町民自らが学習し、理解し、主体的に関わる時、最も効果的に対応することができます。

まちづくりの主役である町民が、行政や事業者などとの適切な役割分担のもとで協働することで、健康的で文化的な活気あふれる快適なまちを創造していきます。

本町がこれまで進めてきた「生涯学習によるまちづくり」の考え方を継承し、これをさらに発展的に展開させるためには、これまで進めてきた、まちづくりの基本であるひとづくりを基軸としたまちづくりを展開します。

#### 《生涯学習推進ネットワーク》 遊びが実感できるまち



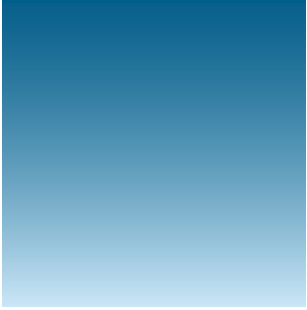
生涯学習社会の構築

## 第5節 自治基本条例の制定

地域主権改革の流れをくみ、今日までの町民参画をさらに発展させ、これまで以上に町民、議会及び行政が相互に信頼を深め、まちづくりを進めていくことが求められています。

そのため、町民一人ひとりの人権が尊重され、生活するすべての町民が、このまちで学び働き住んで良かったと思えるよう、町民同士が交流を深め、町民相互の支え合い並びに町民、議会及び行政との協働を基本とし、適切に役割と責任を明らかにし、自己決定及び自己責任による個性豊かな持続性を持った地方自治を推進する必要があります。

このことから、地域主権改革の趣旨を十分に踏まえ、これらを具体的に明文化・ルール化する目的と、より良い本別町を創造するための最高規範として、『(仮称) 本別町自治基本条例』の制定を目指します。



# 第2部 基本構想

---

平成23年度～平成32年度

---





## 第2部 基本構想

### 第1章 本別町のめざす将来像

#### 第1節 目標年次・計画期間

この基本構想は、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間とします。ただし、計画期間内に社会情勢等の変動により、策定時の見通しと著しい差異が生じた場合、必要に応じて計画の修正や見直しを行います。

#### 第2節 まちづくりの基本理念（目標、テーマ）

『ともに学び 支えあい 活力のあるまちづくり』

#### 第3節 めざすまちづくりの姿

『わたくしたちは、十勝の原始林をひらき、戦禍の焦土から立ちあがった、強くたくましい開拓精神を受けつぐ本別町民として、誇りと責任をもち、こころと力をあわせ、未来へ前進することを誓います。』

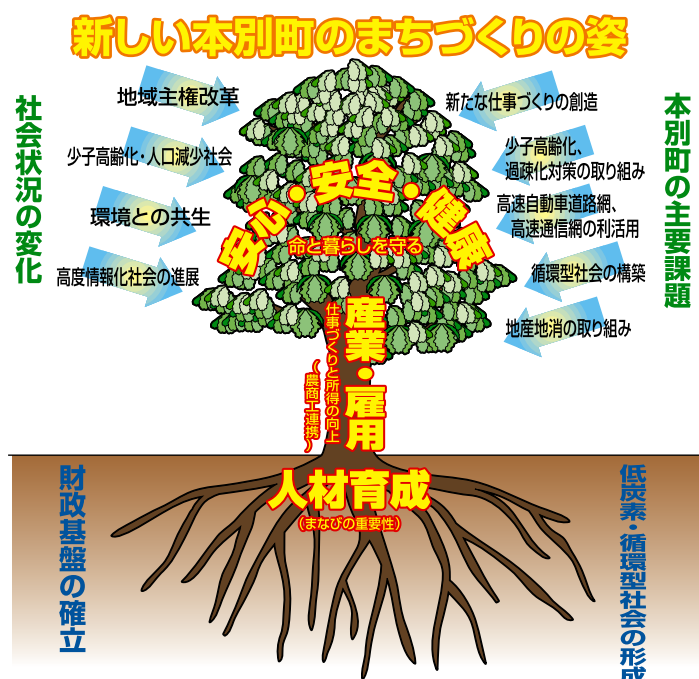
昭和42年11月に制定した、「町民憲章」は、町民の一体感の醸成と郷土を愛する心を育むとともに、町勢のさらなる発展を願って制定された未来への誓いです。

第6次の総合計画を策定するにあたり、本町の未来への誓いである「本別町民憲章」の精神を尊重するとともに、本計画を策定する際に実施した町民アンケート結果、さらには、地方自治体を取り巻く社会経済情勢変化に適応したまちづくりを進めるため、新しい本町のまちづくりの姿を「樹」に例え、「根」「幹」「枝」のそれぞれの役割を次のとおりとします。

『根』＝町民一人ひとりの学びを生かしたマンパワーを「ほんべつ力」と位置づけ、「ひとづくり」「人材の育成」を樹の「根」に例え、人材育成を基本にまちづくりを進めます。

『幹』＝本町の地域資源を最大限活用し、あらゆる場での仕事づくりを進めることにより「産業・雇用」を拡大することを樹の「幹」と例え、本町の産業振興を重点施策とします。

『枝』＝町民の皆さんの命と暮らし生活を守るため、「安心」「安全」「健康」を樹の「枝」と例え、本町が先進的に進めている「保健・医療・福祉」の一体的な整備をさらに充実します。



#### 第4節 めざすまちづくりの実現のために

前節で定めたまちづくりを実現するため、「根」「幹」「枝」の役割を次のとおりと定め、推進いたします。

##### (1) 人材育成(まなびの重要性)

地域に誇りと愛着を持ち、社会で活躍できる人材を育てていくためには、地域内外での学びはもちろん、地域での育ちも大切であり、社会全体で学び合うことが極めて重要となります。

町民一人ひとりが「輝くまち」「必要とされるまち」を実現するため、学びの重要性を再確認しなければなりません。町民と行政がお互いに協力し合い、町民参加による対話のまちづくりを推進します。

これまで、本町が進めている「生涯学習によるまちづくり」とは、町民一人ひとりが学びの必要性を理解し、主体的に学び、学んだ成果を自分だけのものにするのではなく、まちづくりのために活かすことが出来る仕組みづくりを構築することです。

確かな学力を身につけた子どもたちが、郷土に愛着と誇りを持ち、志を抱き、社会で自立する力や広い視野を身につけ、たくましく成長するように、学校、家庭、地域が一体となって取り組みをさらに展開します。

本町の未来を切り拓いていく人材、町内外で活躍し故郷に貢献する人材を育成するため、各種施策の推進については、「学び」、「ひとづくり」をまちづくりの基本に置き、展開します。

1. 町民一人ひとりの力を引き出す  
(ほんべつ力の創造)
2. 協働による地域づくりの推進
3. 意識改革の推進(職員・町民)
4. 生涯学習社会の構築
5. 学び輝く学校教育の推進
6. 学び高め合う社会教育活動の推進

##### (2) 産業・雇用(仕事づくりと所得の向上)

町民一人ひとりが、将来に向かって「本別町でがんばろう」という気持ちになるためには、それぞれがやりがいをもって働き、自立のための経済的基盤を確立させる必要があります。

本町の経済を支えるあらゆる産業における積極的な事業活動への支援や、創業・起業の促進及び地域資源を活用した新産業の創出・育成などを通じて、地域産業の形成・活性化を図り、雇用の場の確保に努めます。

インターチェンジ、ジャンクションを有する本町にとって、高速自動車道路網、高速通信網の整備は、本町の産業振興を図る上で、極めて重要な基盤整備です。このチャンスを大いに活かさなければなりません。

このため、産業・雇用分野では、即効性が求められる雇用の場の確保に集中的に投資しつつ、中長期的な視点で、夢のある仕事の創出にも取り組んでいく必要があることから、そのための実効性のある戦略を各施策に盛り込み、あらゆる場で新たな産業を生み出し、雇用を生み、町民一人ひとりの所得の向上を目指します。

1. 地域資源を最大限活用した産業の振興
2. 農商工連携を柱に新たな産業の振興
3. 高速自動車道路網の利活用
4. 高速通信網の利活用
5. あらゆる場での新たな産業の創出

##### (3) 安心・安全・健康(命と暮らしを守る)

子ども、高齢者、障がいのある人など、すべての町民が健康で安心していきいきと暮らし続けられ、住み慣れた地域で、その人らしく自立し、安心した生活が送れるよう、町民の健康意識の向上、健康づくりを推進するとともに、保健・医療・福祉の連携による一体的なサービスの提供、体制を充実します。

高齢者が住み慣れた地域の中で安心して

て生活できるように、生活支援体制の構築、いきがいづくりと健康づくり（介護予防）を推進し、地域社会の助け合いによる地域ネットワークづくりのさらなる充実、高齢者や障がいのある人が、地域の中で身心共に豊かな生活を送るため、「共助」の精神を基本に、「ひとりの不幸も見逃さない」を合言葉にした地域づくりを推進します。

また、高齢社会の進展と生活習慣病などの新たな健康阻害要因の拡大に伴い、医療に対する需要はますます増大しています。質的にも一層の多様化、高度化していることから、安心して受診できる医療環境を整備します。

さらに、生活に困窮する町民への援助や持続可能で安定した社会保障制度の充実に向け、強く国に対して要望します。

「すべての町民が健康で安心して暮らせる、人にやさしいまちづくり」の実現に向けて、町民誰もが住み慣れた地域で健やかに安心して生活することが出来るよう、保健・医療・福祉体制をさらに充実し、町民の命と暮らし（生活）を守るための施策を展開します。

1. 子どもを生み育てやすい環境の整備
2. 保健・医療・福祉の一体的なサービスの提供
3. 誰もが活躍できる社会システムづくり

#### （４）低炭素・循環型社会の形成（環境にやさしいまちづくり）

地球規模での環境問題は、人類が直面する最大の課題となっています。私たちがこのままの生活を続けると、地球温暖化の進行、資源の浪費による危機、生態系への影響などが懸念されます。

豊かで美しい自然や水環境などを保全・創造していく上で、本町における環境問題への取り組みは、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減や、廃棄物のリサイクルなどが重要な課題であり、町民一人ひとりが環境に対する高い志を持

ち、日々率先して環境配慮行動を続けていくことが必要です。

私たちが生活や事業活動で環境に与える影響をゼロにすることはできませんが、できるだけ少なくすることは出来ます。そして、今を生きる私たちは、先人たちが育んできたかけがえのない環境を将来の世代に引き継いでいくため、一人ひとりが意識を転換し、環境への理解と認識を深め、身の回りの生活や暮らしの中で環境にやさしいまちづくりを進めます。

1. 低炭素化に向けた地域の社会づくり
2. 再生可能エネルギーの導入推進
3. 環境づくりひとの創造
4. 町独自の支援策の実施

#### （５）財政基盤の確立（健全な財政運営）

本町の財政状況については、地域経済の低迷や三位一体の改革による国庫補助金、地方交付税の大幅な削減、自主財源の減収などにより、厳しい財政運営を余儀なくされています。

新しい本別町のまちづくりを実現していくためには、財政基盤の確立は欠かすことは出来ません。

これまでの財政構造の在り方を根本的に見直すとともに、将来の世代に負担を先送りしないという観点から起債残高を減少させ、本町の未来に責任を持つ財政運営に転換することにより、これからのまちづくりを総合的戦略的に推進していく必要があります。

その一方で、人口の減少・少子高齢化への対応、地域経済活動の低迷への対応、循環型社会など環境の時代への対応、安全で安心できる地域社会の形成などの課題を抱えており、新しい時代の要請やニーズに的確に対応することが求められています。

次の世代に負担を先送りせず、将来にわたり持続可能な地域社会を確立するため、全庁一丸となって、さらに徹底した歳出全体の洗い直し、より一層効果的・

効率的な事業の実施、自主財源の安定確保などを強力に推し進め、早急かつ確実に財政の健全化を達成することが必要です。

公共施設は、建設当時の目的・用途にとらわれることなく、町民のニーズや利用実態に合わせた他施設との複合利用、他機能への用途転換、多様な管理運営手法の導入などを通じ、財政状況に見合った適正な管理・活用を進めます。

行政改革大綱に基づき、既成の枠組みや従来の発想によらない新たな視点による行財政改革を進めます。

1. 財政健全化計画の遂行
2. 行財政改革大綱の計画的な遂行

## 第5節 土地利用の進め方

土地は、町民生活やさまざまな社会活動の共通基盤であり、限られた貴重な資源です。

本町の豊かな自然環境と変化に富んだ地形条件を活かし、農用地、森林などの自然的土地利用の保全に配慮しつつ、住宅地、商業地、工業地などの都市的土地利用をバランス良く配置し、景観形成にも配慮しながら、持続的にまちづくりが進められるように、計画的な土地利用を誘導します。

地域の均衡ある発展を図るため、それぞ

れの特性を活かし、産業振興や居住環境の向上に資する拠点づくりなどの土地利用を誘導するとともに、高速自動車道路網の利活用を視野に入れ、地域間や都市間の交流と連携を高めるため土地利用の形成を図ります。

一方、人口減少や高齢社会の進展と同時に少子化が進み人口のバランスが大きく変化し、加えて、依然として低迷している地域経済情勢や厳しい財政状況など社会経済環境の急激な変化を踏まえた、効率的かつ効果的な土地利用が求められています。

これらの状況のもと、都市的土地利用を図る市街地域は、人口減少や都市基盤の維持管理費の抑制などの観点から、既存の都市基盤の有効活用に努めます。

農業が基幹産業である本町にとって、農地は農畜産物を生産場であると同時に、水・緑など多面的機能の集積の場でもあることから、優良農地をはじめとする農業振興地域全体の保全に努めます。

国道242号沿い及び銀河通りなどを中心とした商業地区、さらには、本町の特徴的な保健・医療・福祉ゾーンのなどバランスのとれた土地利用を進めます。

「本別町農業振興地域整備計画」「本別町都市計画マスタープラン」「緑の基本計画」などを計画的に推進します。





## 1. 生涯を通じて学び、豊かな心を育むまちづくり

生涯を通じて充実した育みと学びの機会と環境づくりに努めます。

確かな学力を身につけた子どもたちが、郷土に愛着と誇りを持ち、志を抱き、社会で自立する力や広い視野を身につけ、たくましく成長するように、学校、家庭、地域が一体となって取り組みをさらに展開します。

自らの意志による学びを育み、広げ、活かす仕組みのもとに、情緒と感性豊かな人が、心豊かにいきいきと暮らす地域を築いていく教育力のあるまちづくりを進めます。

- 1 自ら学び、地域をつくる生涯学習の推進  
〔生涯学習によるまちづくりの確立・ほんべつ学びの日の充実〕
- 2 一人ひとりの個性を活かし、元気な声が響く教育の充実  
〔幼児教育の充実・義務教育の充実・高校教育の充実〕
- 3 豊かな心とたくましい心身をつくる、学びとスポーツの振興  
〔社会教育の充実・社会体育の充実〕
- 4 はつらつとした地域文化の創造  
〔地域文化の振興〕

## 2. 地域資源を活かした豊かなまちづくり

本町の経済を支えるあらゆる産業における積極的な事業活動への支援や、創業・起業の促進および地域資源を活用した新産業の創出・育成などを通じて、地域産業の形成・活性化を図り、雇用の場の確保、町民一人ひとりの所得の向上を目指します。

多くの人々が訪れることによって生まれる多様な効果を、新たなまちづくりへの力へとつないでいくため、交流のステージづくりに努めます。

- 1 環境と調和し、高い生産性を目指した農林業の振興  
〔農業の振興・林業の振興〕
- 2 新たな活力を生む商工業の振興  
〔商工業の振興・多様な取り組みによる新産業の創出・消費生活の向上〕
- 3 地域に根ざした特色ある観光  
〔観光、地場産品の振興〕
- 4 雇用環境の安定と勤労者福祉の向上  
〔雇用環境と勤労者福祉の整備〕

## 3. とともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

子ども、高齢者、障がいのある人など、すべての町民が健康で安心していきいきと暮らし続けられ、住み慣れた地域で、その人らしく自立し、安心した生活が送れるよう、町民の健康意識の向上、健康づくりを推進するとともに、保健・医療・福祉の連携によるサービスを提供します。

誰もが住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、地域社会の助け合いによる地域ネットワークづくりのさらなる充実。「ひとりの不幸も見逃さない」を合言葉にした地域づくりを推進します。

- 1 世代をこえ、心やさしく暮らせる社会づくり  
〔地域福祉の充実・子育て環境の整備・高齢者福祉、介護保険事業の充実・障がい者福祉の充実・ひとり親家庭福祉の充実・社会保障の充実〕
- 2 心身ともに健やかな地域づくり  
〔健康づくりの推進・医療体制の充実〕
- 3 安心して暮らす生活基盤の確立  
〔防災対策の強化・消防、救急、水防体制の強化・交通安全、防犯対策の推進・治山、治水対策の推進〕

## 4. 快適でやさしさのあるまちづくり

町民の安全性や利便性を高め、良好な市街地の形成を図るために、道路・交通体系を確立させるとともに、上下水道などの都市基盤の計画的かつ効率的な整備を進めます。

自然との共生や環境負荷の軽減、自然エネルギーへの転換などに向けた施策を展開します。

リサイクルの推進など循環型地域社会の形成を図るとともに、自然と調和する環境にやさしい地域社会の形成に努めます。

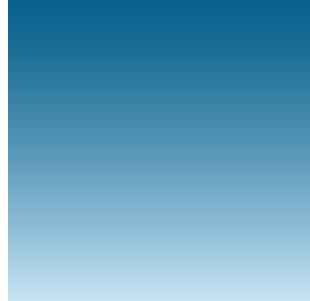
- 1 人とモノの交差点、交通、情報ネットワークの確立  
〔総合交通体系の整備・情報通信の整備、利活用〕
- 2 持続可能な社会づくりへの貢献  
〔循環型地域社会の推進・環境保全の推進・水資源の確保と利用〕
- 3 快適でうるおいあふれる生活環境の整備  
〔有効な土地利用の推進・上水道等の整備・下水道等の整備・住宅、宅地の整備・公園、緑地の整備・ゴミ、し尿処理の充実・環境衛生、墓地、火葬場の充実〕

## 5. 町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくり

一人ひとりの町民や各種団体をはじめ企業・行政などのあらゆる主体が、共通理解と相互連携をさらに深めながら、それぞれの英知と行動力を発揮する仕組みづくりを進めます。

また、的確な評価による事業の選択や行政と民間の役割分担を図る一方、徹底した無駄の排除や効率化に努め、次代にしっかりと引き継いでいくことのできる行財政基盤づくりを進めます。

- 1 町民参加のまちづくり  
〔町民参加のまちづくり・地域活動の推進・広報広聴の充実・男女共同参画社会の形成〕
- 2 健全な行財政運営  
〔行財政運営の推進・開かれた町政づくり〕
- 3 広域行政と交流活動  
〔広域行政の推進・国際交流、地域間交流の推進〕



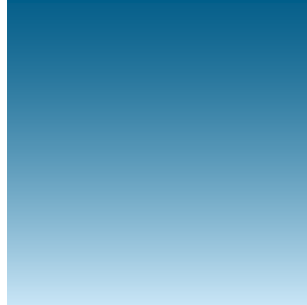
# 第 3 部 前期基本計画

---

平成 23 年度～平成 27 年度

---





## 第1章

# 生涯を通じて学び 豊かな心を育むまちづくり





## 第1項 生涯学習によるまちづくりの確立

### ■現状と課題

平成13年『よりすこやかに よりかしこく よりたのしく よりやさしく 生きる』をテーマに歓び実感プラン21（本別町生涯学習計画）を策定、「※生涯学習によるまちづくり」を町民とともに模索しながら、進めてきました。

本別町の進める「生涯学習」とは、人生のあらゆる時期、あらゆる生活の場において、自己を高め、※自己実現を目指す。さらに、町民一人ひとりが学びにより得た知識や技術を自分づくり、まちづくりに活かすことにより、結果として自分たちが住むまちがより住みやすいまちとなることを目指すものです。

まちづくりの主役である町民一人ひとりの学びを通じ行われる、主体的な活動を基本とし、町民相互の結集を図り、まちづくりを進めていこうとするものです。

人は、生涯にわたり家庭や学校、職場、地域での学びや活動をととして自己実現を目指しています。こうした人の営み全体を生涯学習と捉えています。

その学びのエネルギーを住みやすく生活しやすい環境づくりや※コミュニティづくりを進めることが必要です。

「生涯学習によるまちづくり」の確立は、さまざまな主体による※協働が重要です。情報の共有や対話などを通じて、対等・平等の立場で協力・協調しながら、それぞれの役割分担のもと責任をもって取り組むことが大切です。

### ■基本方針

「生涯学習によるまちづくり」の考え方を継承し、これをさらに発展的に展開させるためには、これまで進めてきた、まちづくりの基本であるひとづくりを基軸としたまちづくりを展開します。

まちづくりの主役である町民が、行政

や事業者などとの適切な役割分担のもとで協働し、健康的で文化的な活気あふれる快適なまちを創造していくため、生涯学習によるまちづくりを理念とし推進します。

行政が町民に何をするかでなく、町民自ら何をするかという、町民の自主的・自発的な参画とすべての役場職員が総合的な生涯学習の推進に向け、従来の枠を越え、横断的な連携を強めるなど、職員の意識改革を進めます。

町民一人ひとりが学び、多様な人々の相互理解を発揮できる場の整備を進め、やさしさと力強さを兼ね備える「ご近所の底力」を持った地域コミュニティを目指します。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 生涯学習によるまちづくりの確立

##### （１）学ぶ機会の保障

- ①町民一人ひとりの力を引き出す（ほんべつ力の創造）
- ②意識改革の推進（職員・町民）

##### （２）学んだ成果の発信

- ①協働による地域づくりの推進
- ②生涯学習社会の構築

※生涯学習によるまちづくり＝学びにより身についた知恵、技術を基に、町民の主体的な活動を基本とした、まちづくりの進め方。

※自己実現＝自分の目的、理想の実現に向けて努力し、成し遂げること。

※コミュニティ＝居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。

※協働＝同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。

## 第2項 ほんべつ学びの日の充実

### ■現状と課題

本町では、将来を担う子どもたちのために家庭・学校・地域・行政が手を携えて、本町の教育力を高めることをねらいとし、平成19年9月11日に「ほんべつ学びの日」を宣言しました。

「ほんべつ学びの日」は、「北海道教育の日」や「十勝教育の日」の流れと連動する本町ならではの「教育の日」として制定し、その内容は、本町が進める生涯学習による協働のまちづくりの中で、家庭・学校・地域が\*融合し、大人が子どもを育む視点で一緒になって日々学んでいくことを目指し、特定の日を定めるのではなく、年間を通した取り組みを推進するものです。

「地域の子どもは地域で育てる」を念頭に、これまでも本町ならではの「学び」をさまざまな地域の方の協力を得て「4つの風（光風・祈風・夢風・実風）」にたとえた取り組みを行ってきました。

今後も地域において、大人が子どもを育むさまざまな取り組みと連携しながら「ほんべつ学びの日」を広めていく必要があります。

### ■基本方針

家庭・学校・地域・行政が相互に協力し、子どもたちの教育やまちづくりを主体的に参加するひとづくりを進め、これまで取り組んできたさまざまな推進事業の充実を図ります。

「ほんべつ学びの日」は、学びを基軸とする本町のまちづくりを基本理念に、大人が子どもたちのために出来ることから、一人ひとりが実践することを目指し、推進母体である「本別町子どもを育む環境づくり推進会議」を中心に、関係機関・団体と連携を図りながら、まちの中に「4つの風」を吹き渡らせながら推進します。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### ほんべつ学びの日の充実

##### （1）ほんべつ学びの日の充実

- ①ほんべつ学びの日「4つの風」事業の推進
- ②ほんべつ学びの日の普及啓発
- ③ほんべつ学びの日の集いの開催

#### ほんべつ学びの日宣言

子どもたちは今、100年を超える歴史と恵まれた自然の中で明るく元気に成長しています。しかし、揺れ動く社会の中であって、私たちには子どもたちが将来に向かって大きな夢を抱き、自己の力を十分に発揮できる環境をつくり上げることが求められています。

そのためには、家庭・学校・地域が融合し、大人と子どもが一緒になって日々学ぶことが大切です。

私たち町民一人ひとりが生涯学習の観点に立ち、子どもたちとともに学びへの関心を高め、ふれあい・豊かな心をはぐくむまちづくりを推進するため、ここに「ほんべつ学びの日」を宣言します。

- 1 みんなの力で、明るく元気な子どもをはぐくみましよう
- 1 郷土や家族を愛し、平和を祈り、命を大切に作る心をはぐくみましよう
- 1 将来に夢を持ち、目標に向かってチャレンジする心をはぐくみましよう
- 1 食に感謝し、スポーツに親しんで健康な身体をつくりましよう

平成19年9月11日

本別町教育委員会

\*融合＝一つになること。一体となって。

## 第1項 幼児教育の充実

### ■現状と課題

核家族化・少子化と長引く経済低迷の影響などにより家庭の教育力の低下が懸念されています。さらに、過保護や過干渉、育児不安やしつけへの自信喪失など育児への負担が集中する母親の育児不安などの問題が深刻となってきています。

幼児期は、家庭教育とともに友達との関わりを通じて心身の健全な発育や社会的習慣を体得し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大変重要な時期であり、幼児教育は極めて大きな役割を果たしています。

本町には、幼児教育施設として私立幼稚園が1施設あるものの、少子化による幼児数の減少から園児数は減少の一途をたどっている現状にあります。

このため地域社会全体で連携しながら子育ての環境づくりを進めるとともに、幼児を持つ親同士や地域の人との交流の場が必要となっていることから、関係部局や地域サークルと連携し、乳幼児を持つ親を対象に家庭支援・教育事業を推進し学習機会や情報提供を行っているほか、子育て相談では検診後の経過観察や訪問相談を実施しています。

### ■基本方針

家庭においては母親が元気にいきいきとなれることが非常に大切なことであり、子育てにも大きく影響を与えます。そのため子育ての不安やストレスを抱える親の身近な相談役となれる人材の育成、さらには子どもを健やかに育てるための学習機会の充実を図るとともに、家庭や地域における教育機能の充実に努めます。

さらに、就園奨励費補助により保護者の負担軽減を図るとともに、幼稚園教育環境の整備支援などにより、幼児教育の充実を図ります。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 幼児教育の充実

##### （1）幼児教育の充実

- ①幼児教育や子育てに伴う家庭教育についての学習機能の充実
- ②家庭教育に関する指導、相談体制の充実

##### （2）私立幼稚園に対する支援

- ①保育所との機能分担や各教育機関との連携と調整の強化
- ②幼稚園経営安定の運営支援
- ③\*私立幼稚園就園奨励費補助



※ 私立幼稚園就園奨励費補助＝私立幼稚園へ就園保護者の負担を軽減するため、通園費の一部を補助する制度。

## 第2項 義務教育の充実

### ■現状と課題

生涯を通じて学び続ける資質や能力を育成するためには、確かな学力や豊かな人間性、健康や体力などの生きる力を身につけることが求められています。

本町ではこれまで、\*校区を同一に持つ3地区の小中学校において、子どもたちに豊かな人間性や基礎・基本の定着を図る学習活動や、地域の特色や地域の教育力を生かしたさまざまな教育活動の展開により、教育内容の充実を図ってきました。

小学校は平成23年度に、中学校は平成24年度に全面実施される新学習指導要領では、これまでの「\*生きる力」を育むという理念を尊重し、子どもたちの現状にあるさまざまな課題を踏まえ、その理念を実現するため、言語活動・理数教育・伝統や文化に関する教育・道徳教育・体験活動・外国語教育の充実を図り、子どもたちの「生きる力」を伸ばしていくことが求められています。

近年では、児童・生徒を取り巻く環境の変化とともに、問題行動も多様化し複雑化しています。いじめや不登校などの対応や基本的な生活習慣をはじめ、しつけや礼節などの規範意識の醸成は、家庭教育と学校教育の役割を明確にし、相互の教育力の向上と、さらには地域と連携した教育活動の展開が一層求められています。

また本町においても、児童生徒数の減少により、小規模校における\*複式学級編成が常態化し、幅広い教育課程や特別活動の編成が難しい状況となっていることから、適正な学校規模のあり方の検討も進めながら、多様な個性や学習ニーズに対応すべく教育環境の整備充実に努める必要があります。

### ■基本方針

児童・生徒一人ひとりの発達段階に応じ、個性を生かした教育を実施し、言語活動をはじめとした基礎学力の向上を図るとともに、

さまざまな学習活動を通じて「生きる力」を身につけるための教育内容の充実に努めます。

さらに、豊かな人間性と思いやりの心を養う教育を推進し、いじめや不登校に対する相談体制を充実させるとともに、教職員の資質向上を図る研修・研究活動の充実を図ります。

また、地域の教育力向上を図るため家庭・学校・地域の連携と役割分担による教育活動を推進し、児童生徒数の減少や学校施設の老朽化が進む中、将来を見据えた学校施設の整備や教育環境の充実に努め、安全・安心な学校づくりを進めます。

学校給食については、安全・安心の観点などからも地場産品を多く取り入れた特色ある学校給食の提供に努め、食育の推進と衛生管理の徹底を図るため、老朽化している調理施設を整備します。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 義務教育の充実

##### （１）特色ある教育内容の充実

- ①豊かな心と健やかな体の育成
- ②教育課程編成の充実
- ③開かれた学校づくり
- ④国際理解と情報教育の推進
- ⑤教材・教具・備品の整備

##### （２）個性を伸ばす教育活動の充実

- ①学習意欲と学習習慣の育成
- ②体験学習と環境教育の推進
- ③いじめ・不登校等への対応
- ④健康・安全教育の推進
- ⑤\*食育の推進と学校給食の充実

##### （３）\*特別支援教育の充実

##### （４）教職員研究・研修活動の充実

##### （５）学校施設や教育環境等の整備

- ①共同調理場施設・設備等の整備
- ②校舎・体育館等の整備、充実
- ③教職員住宅の整備

\* 校区＝児童・生徒の通学区域。

\* 生きる力＝変化の激しいこれからの社会を生き抜いていく力。

\* 複式学級＝二つの学年以上の児童・生徒を一つに編成した学級（クラス）。

\* 食育＝様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。

\* 特別支援教育＝障がい等をもつ子どもを対象とする教育支援。



## 第3項 高校教育の充実

### ■現状と課題

高校教育は、各個人が能力や適正に即した知識や専門的な技能を修得するための重要な機会であり、特に近年の情報化、国際化などの変化の激しい社会に対応して主体的に判断し、行動できる力を身につけることが大切であり、社会人としての基礎的※素養を体得するうえで大きな役割を果たしています。

また、この時期は自己の確立が明確になるとともに、能力・適性・興味・関心・進路などの多様性を踏まえ、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り豊かな人間性とたくましく生きる力を育むことが必要です。

近年、過疎化や少子化に伴い、北海道が進める※公立高等学校配置計画により、高校の再編が進められており、とりわけ地方の高校の存続が危ぶまれています。

本別高校は、地域の拠点校として、さらに、地域行事への参加など地域に果たしている役割は非常に大きく、本別高校存続に向けた活動を強化する必要から、「※本別高校の教育を考える会」を組織し、本別高校の存続に向けた取り組みを行っています。

### ■基本方針

本別高校の存続に向けた特色ある学校づくりと生徒に魅力ある学校づくりの支援拡充のため、「本別高校の教育を考える会」を中心に地域、小・中学校PTAなどと一体となった取り組みを進め、町を挙げた支援体制を強化します。

また、地域の行事への参加、地域学習などを通じて、郷土の発展に貢献できる人材の育成を目指す教育を促進するとともに、多くの町民との交流やボランティア活動を通じた学習により、自主的・自発的に実践する心豊かな生徒の育成に努めます。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 高校教育の充実

#### （１）本別高校の教育を考える会活動の充実

- ①本別高校存続に対する町民への啓発と支援の充実
- ②町内中学校卒業者の地元高校進学への奨励

#### （２）高校教育の充実

- ①社会変化や地域性に即した教育内容の充実
- ②高校と地域の交流・連携の促進



※ 素養＝普段の練習や学習によって身につけた技能や知識。

※ 公立高等学校配置計画＝高等学校教育の一層の充実を図る観点から、北海道における高校配置のあり方（学校・学科の配置や規模）について、まとめた計画。

※ 本別高校の教育を考える会＝本別高校の存続を目的に設置された町内組織。

## 第1項 社会教育の充実

### ■現状と課題

全ての町民が心豊かに、生きがいのある充実した生活を営むためには、それぞれの※ライフステージに応じて自発的に学習していくことが大切です。

また一方では、少子高齢化や核家族化など社会環境の急激な変化は、家庭や地域の教育力の低下、さらには地域社会の※希薄化を招くなど私たちを取り巻く社会にも大きな影響を及ぼしております。

このため、生涯を通じて町民が学習活動を効果的に展開できるように努めていく必要があります。

本町では、幼児から高齢者まで、町民を対象にさまざまな学習活動を展開しています。しかし、多様化・高度化する町民の学習ニーズに対応した社会教育活動を推進していくためには、知識や技術の習得、教養を高める活動のほか、各種サークル活動や社会教育団体への効果的な活動支援やボランティア団体との連携を深め、地域活動の活性化を図るとともに、社会教育活動の拠点施設としての公民館の機能維持と設備の整備を図る必要があります。

また、図書館は町民の身近な施設として、一人ひとりの学習に必要な図書や資料、情報を収集し提供するため学校や地域、ボランティア等と連携した学習機会の充実を図っております。

しかしながら、今日の急激な社会変化によるさまざまな学習ニーズに対応するためには、多様な資料の収集と情報設備の充実により、サービスの向上を図る必要があります。また、次代を担う児童の個性を伸ばし、創造的で豊かな心を育むために図書館と児童を結びつける機会の提供をさらに推進する必要があります。

### ■基本方針

次代を担う子どもから豊かな知恵と経験を備えた高齢者まで、全ての町民がいきいきと活動

することが大切です。生涯をととして、学びあいながら社会参加に取り組むことのできる体制を整え、生涯の各時期における社会教育の充実に努めます。さらに学校の求めと地域の力を合わせながら地域ぐるみで子どもを育むための取り組みを進めるとともに、地域の力を活用した児童の放課後対策を進めます。

社会教育活動の拠点となる社会教育施設については、計画的に施設整備を図ります。

図書館では、子どもが生まれる前から高齢者まで、「言葉の力」「創造力」「心の発達」などを家庭や学校・地域、さらにボランティア等と連携し読書で育む取り組みを進めます。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 社会教育の充実

##### （１）生涯各期における学びの推進

- ① 幼児・家庭教育の推進
- ② 青少年教育の推進
- ③ 成人教育の推進
- ④ 高齢者教育の推進

##### （２）社会教育施設の整備と活動の充実

- ① 社会教育施設の機能充実
- ② 指導者の発掘と育成
- ③ 地域との連携による学校支援事業の推進
- ④ 生涯学習情報の提供
- ⑤ 図書館システムの更新
- ⑥ 学校・地域・ボランティア等との読書普及活動
- ⑦ 対象別図書館サービスの充実  
(妊婦・乳幼児・児童生徒・一般・高齢者)

##### （３）社会教育関係団体の活動促進と育成

- ① 社会教育団体活動の促進・育成
- ② 生涯学習ボランティア団体との協働

※ ライフステージ＝人の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

※ 希薄化＝物事に向かう気持ち・意欲などの弱くなること。

※ ニーズ＝要求や需要。

## 第2項 社会体育の充実

### ■現状と課題

スポーツやレクリエーションは、健康保持や体力増進だけでなく、生きがいや生活に潤いをもたらすとともに、町民相互の触れ合いや連帯感を醸成し、人間性を豊かにするものです。

本町は、町民皆スポーツを目指し「一万人のスポーツ」をスローガンに、スポーツの生活化・大衆化に取り組むとともに、昭和61年7月には「健康・スポーツ推進の町」を宣言し、今日まで町民が健康で明るく、活力あるまちづくりのために関係団体と連携を図りながらスポーツ活動の推進を図っています。

スポーツ団体においては、高齢化等により会員が減少傾向にあることから、スポーツ少年団の育成や各種教室等の内容の充実に努めるとともに運動用具の貸し出しを積極的に進めるなど、スポーツ施設の有効活用を図りながら、誰もがスポーツに親しめる環境づくりに努め、スポーツ人口の底辺拡大を図ることが必要です。

さらに、町体育館は※耐震補強工事を実施し、他のスポーツ施設も改修工事を進めるなど施設の維持延命化と利便性の向上が図られたところでした。

野外体育施設は、主として河川敷地を有効利用し整備をしてきましたが、老朽化が進んでおり改修が必要な状況になっています。

スポーツ活動の多様なニーズに対応する総合運動公園の整備については、現在までサッカー、ラグビー場などを整備し、特に斜面のコースを有したパークゴルフ場は、管内的にも大規模かつ魅力的な施設となっています。しかし、総合運動公園構想に基づく他の施設整備については、今日の社会情勢や経済状況に応じた総合運動公園としての在り方について、規模や事業費などを含めた検討が必要となっています。

### ■基本方針

地域町民の健康や体力づくりのため、町民一人ひとりが年齢や体力に応じて多様なスポーツに親しめるよう、関係機関や関係団体との連携を図り、指導者の育成と指導体制の構築を図り、※生涯スポーツ活動の基盤となる環境づくりを積極的に進めます。

また、各種競技力向上に向けた技術講習会、各種大会などを開催するとともに、スポーツ少年団やスポーツ団体の育成支援を図り町民の体力増進、スポーツ活動の日常化の促進に努めます。

総合運動公園の整備については、現有の屋内施設は大規模改修工事により延命措置を講じましたが、全体整備に関しては、現在の※総合運動公園構想を基に施設の規模、整備方法、事業費等の再検証を図るとともに、改修済み施設と野球場など、その他の施設を合わせた全体の中で、町民ニーズや施設機能などの緊急性を勘案しながら整備を進めます。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 社会体育の充実

##### （１）生涯スポーツ活動の推進

①スポーツ機会の拡充

##### （２）町民皆スポーツの推進

①スポーツ活動の推進

②スポーツ団体の育成強化

##### （３）スポーツ指導・普及活動の推進

①スポーツ指導者の発掘と養成

②スポーツ指導体制の充実

③スポーツ体力づくり相談体制の確立

④競技力向上対策の推進

##### （４）スポーツ施設の充実

①既存スポーツ施設の整備

②スポーツ施設並びに学校体育施設の有効活用

③総合運動公園の整備

※ 耐震補強工事＝建物などがかなり強度の地震に耐えうるよう、弱い部分や足りないところを補って強くする工事。

※ 生涯スポーツ＝生涯を通じて、健康の保持・増進やレクリエーションを目的に「だれもが、いつでも、どこでも気軽に参加できる」スポーツをいう。

※ 総合運動公園構想＝平成4年に策定した、本別町の総合運動公園構想。

## 第1項 地域文化の振興

### ■現状と課題

時代の変化に伴い、人々の生活意識や\*価値観の多様化が進み、暮らしにおけるゆとりや潤いといった心の豊かさが一層求められています。文化は生涯にわたり、人々の生活の充実や地域の発展にかけがえのないものであり、文化活動をとおして暮らしや地域づくりに潤いと活力をもたらし、個性的な地域文化の創造につながっています。

本町においては、心豊かな文化のまちづくりを推進するため文化団体やサークルの活動が日常的に行われています。また、関係団体と連携を図りながら、文化祭をはじめ各種舞台発表や絵画展のほかロビー展など活発に行われています。さらに、町民が優れた芸術文化に触れる機会を提供するため芸術鑑賞の機会充実に努めています。

しかしながら、文化団体においては高齢化等により、会員や団体が減少傾向にあるため、活動の停滞が懸念されており、今後は後継者や指導者の養成、発掘をしていくことが急務となっています。

また、歴史民俗資料館は先人が培った歴史や民俗、文化を後世に伝え、過去から現在を知り、未来を創造するまちづくりの力となるための展示会の開催や本町の特色ある地域の歴史を調査し伝えていく\*地域志向型運営を推進し、歴史的資料をとおした一層の活用と利用者の拡大を図る必要があります。

### ■基本方針

個性豊かな地域文化創造のために、町民一人ひとりの自主的な文化活動の支援や文化を通したまちづくりをさらに推進します。

このため、活動拠点の整備・充実を図るとともに、芸術鑑賞など広く文化に接する機会の拡充のほか文化活動に意欲を持って

取り組む人材の育成や団体の活動、さらに伝統文化の継承活動を支援します。

また、\*指定文化財については、地域の貴重な財産として周知し、活用することの取組を進めます。

歴史民俗資料館は、地域の歴史的資料を収集・保存・研究・公開に努めます。さらに、歴史学習や平和学習の場とし、歴史を学び、生きる力を育むとともに、専門知識や技術を活用する場とします。特に、高齢者には生きがいを高め、豊かな経験を提供できる場となるように努めます。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 地域文化の振興

##### （１）地域文化活動の促進

- ①文化活動の発表の場の提供と支援
- ②生活に潤いをもたらす芸術鑑賞機会の提供
- ③地域の文化活動を推進する指導者や文化団体の育成・支援
- ④伝統文化継承活動の推進

##### （２）身近な地域の文化財産の保護と活用の推進

- ①地域資料を活用した特別展等の開催
- ②地域資料の調査・研究
- ③地域の歴史学習の充実
- ④地域の歴史の活用を担う人材育成

※ 価値観＝物事を評価する際に基準とする、何にどのような価値を認めるかという判断。

※ 地域志向型運営＝地域文化に根ざし、地域の町民に貢献する図書館づくり、図書館運営。

※ 指定文化財＝本別町が指定し保護する文化財。（勇足神社かしわ林、上オス立木かしわ、ヒカリゴケ、マメシジミ）



## 第2章

# 地域資源を活かした 豊かなまちづくり





## 第1項 農業の振興

### ■現状と課題

本町の農業は、恵まれた自然・土地資源を活用した経営が展開され、我が国の食料基地として、さらに、地域を支える基幹産業として、本町の経済社会の基盤として大きな役割を果たしています。

近年、国の農業政策においては、農地法等の改正による法の厳格化や農地の有効利用を掲げるとともに、新たな経営安定化対策として、戸別所得補償制度導入が打ち出されるなど、担い手・農地制度の改革、食料自給率の向上、農業環境・資源保全対策の確立、国際的には、貿易における国境措置の撤廃に向けた動きの活発化など、農業・農村は大きな転換期を迎えています。

本町においても、農政・農地改革が進められる中、農産物価格の低迷や農業者の高齢化、後継者・配偶者不足等による農家戸数の減少、農業所得の激減、農村地帯の活力の低下等、多くの課題を抱えています。

畜産を取り巻く環境も、牛乳消費の低迷、燃料・飼料などの高騰、また米国の牛肉輸入の月齢引き下げや※F T A（自由貿易協定）交渉の行方等、今以上に効率的な経営、企業的な意識を持った経営が求められています。また、近年の異常気象は、作物の生育及び農作業の効率に大きな差が出ることから、農業生産の基盤となる土地基盤整備を計画的に実施していく必要があります。

これらの状況を踏まえ、効率的な農地の利用、担い手の確保、人材育成などを図り、新鮮・良質・安全で消費者のニーズに応え、安定した農畜産物を供給していくことが重要であり、そのためには農業生産力を高め体質の強い本町農業の構築を図る必要があります。

一方、本町の農畜産物は原材料として販売するのが主ですが、消費者の信頼獲得などのブランド化、さらには、加工などによる付加価値づくりによる所得の向上を模索していく必要があります。

### ■基本方針

農業の最も重要な役割は食料の安定供給です。食料は、人間の命の維持に欠くことができないものであり、食料の安定供給を確保することは、社会の安全、安心と健康の維持を図る上で不可欠なものです。また、農業・農村は、食料の安定供給のほか、国土・自然環境の保全、水源のかん養、良好な景観の形成といった多面的な機能を有しています。

一方では、※W T O農業交渉や※E P A（経済連携協定）・F T A・※T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）などの対外的な規制緩和の問題が喫緊に迫っており、引き続き国の動向に注視するとともに、あらためて国内農業の持続・発展に向けた取り組みを推進します。

農業・農村の健全な発展を図り、将来にわたる豊かな食生活を守ること、安定した町民生活を実現し、将来を担う子どもたちに、確かな郷土を残すことができます。

そのためには、社会情勢の変化に的確に対応し、町民や消費者の多様な期待に応えた施策を推進します。

本町農業・農村を持続的に発展させ、安全・安心で良質な農畜産物の安定供給と環境保全などの役割を一層発揮するため、平成20年度に策定した「※本別町農業基本構想」に基づき、関係機関と連携を密にして、諸施策の実現に向けた取り組みを推進します。

また、農畜産物を単に原材料として生産、移出するだけでなく、今後は※付加価値を高める取り組みも求められることから、農畜産物を核とした※農商工連携による地域経済の活性化を促進します。

※ F T A（自由貿易協定）＝2国間以上の貿易における物品の関税や貿易の障壁を取り除くための協定。

※ W T O農業交渉＝世界貿易機関による21世紀の農畜産物貿易ルールづくりに向けた交渉。

※ E P A（経済連携協定）＝F T Aの物流協定＋人の移動や投資・競争政策など幅広い経済分野での連携に関する協定。

※ T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）＝太平洋を囲む多国間（現在9カ国）による経済分野での連携協定。

※ 本別町農業基本構想＝農業者・農業関係機関が一体となり本町農業が将来的に持続発展していくため平成20年度に策定した計画。

※ 付加価値＝農畜産物に手を加える（加工等）ことにより、機能性や利便性などの新たな効用（価値）を生み出すこと。

※ 農商工連携＝農林水産業者と商工業者がそれぞれの経営資源を持ち寄り新商品・新サービスの開発等に取り組むこと。

## 第2章 地域資源を活かした豊かなまちづくり

### 第1節 環境と調和し、高い生産性を目指した農林業の振興

#### ■施策の体系（主な施策・事業）

##### 農業の振興

###### （１）営農対策の強化

- ①生産コスト低減に向けた意識高揚対策の推進
- ②複数法人の設立検討
- ③経営改善計画の樹立励行

###### （２）計画的な農地利用と流動化対策

- ①効率的な農地集積の推進（交換分合事業）
- ②賃貸借型農地の流動化
- ③地積調査事業の推進

###### （３）計画的な土地基盤整備の推進

- ①明渠・暗渠・心土破碎等排水対策の推進

###### （４）食の安全・安心対策

- ①生産履歴記帳運動の展開
- ②\*GAP手法の推進（農業生産工程管理手法）
- ③キレイマメ原料の確保

###### （５）農業生産のシステム化

- ①豆類調整貯蔵施設・小麦貯蔵施設の整備
- ②農作業受委託・\*コントラクターの体制整備強化

###### （６）農産振興対策

- ①農作物の計画的作付確立
- ②良品質農産物の安定供給
- ③農畜産物の付加価値向上
- ④耕畜連携による土づくりの推進
- ⑤高性能機械の導入
- ⑥有害鳥獣被害対策の推進

###### （７）畜産の振興対策

- ①生乳増産体制の強化
- ②乳用育成牛、肉用牛資質向上
- ③ヘルパー制度の拡充
- ④家畜防疫対策の強化
- ⑤馬産振興

###### （８）環境保全型農業の推進

- ①農業用廃プラスチックの適正処理
- ②家畜ふん尿の適正管理

###### （９）担い手の確保と育成対策

- ①農家子弟支援・新規参入者支援の取り組み強化
- ②農業実習生受入強化
- ③後継者・配偶者対策の推進
- ④家族経営協定の推進

###### （１０）農村女性のパワー促進

- ①女性の経営参画環境づくり
- ②農産物加工の促進

###### （１１）農村生活の環境整備

- ①生活環境整備・農村景観整備の取り組み強化



※ GAP手法＝農業生産活動の各工程において法令を遵守し記録、点検及び評価を持続的に実施すること。

※ コントラクター＝農作物を栽培するにあたり、耕起・整地、播種、防除や収穫などの農作業を業者に委託すること。

## 第2項 林業の振興

### ■現状と課題

森林は、地球温暖化の防止、国土の保全、水源かん養など多様な公益的機能を持っており、これらの機能の発揮が期待されています。また利用可能な資源が充実しつつある国産材は加工技術の向上により見直されてきており、安定的な供給への期待が高まっています。

公益的機能を発揮する森林を育成していく上でも、木材を安定的に供給していく上でも、持続的な林業生産活動と適切な森林整備を実施していくことが強く求められています。しかし、長期的な国産材需要や木材価格の低迷による採算性の悪化のため、森林所有者の森林整備に対する意欲の減退や、林業労働者の減少・高齢化が進むなど厳しい状況となっています。そのため、十分な森林整備が行われない傾向にあり、※森林の持つ公益的機能の低下だけでなく、将来の森林資源の保続が危ぶまれ、林業・木材産業への影響が懸念されています。

### ■基本方針

森林の持つ公益的機能の発揮、木材の安定供給、森林・林業、木材産業等の安定のため、関係者が一体となり、町民の理解を得ながら、本別町森林整備計画に基づき適切な森林整備及び管理体制による持続可能な森林づくりを推進します。

そのため、森林整備や素材生産、流通、加工の各段階でのコストダウンや、地域材の利用拡大、森林整備の担い手の育成などを推進します。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 林業の振興

##### （１）適切な森林整備の実施

- ①植栽の推進による造林未済地の解消、適確な更新の確保
- ②適切な時期での下刈・※保育間伐等の推進

##### （２）計画的な施業の集約化

- ①集約化施業の推進
- ②森林施業計画の作成支援

##### （３）林道網などの整備

- ①林道の整備及び管理
- ②林業専用道などの整備

##### （４）人材の育成

- ①林業グループ及び林業後継者の支援
- ②担い手の育成

##### （５）森林の持つ公益的機能の啓蒙

- ①森林と親しむ活動の促進
- ②育樹祭の開催協力

##### （６）地材地消の推進

- ①公共施設等の木造化の推進
- ②地域材利用の普及啓発

※ 森林の持つ公益的機能＝土砂の流出や崩壊を防ぐ機能、洪水や濁水を緩和する機能、風雪や潮害を防ぐ機能、騒音や気候を緩和する機能、安らぎや憩いの場、教育的利用の場を提供するなどの保健・文化・教育的な機能、再生可能で環境に与える負荷も少ない木材の生産機能などを有しています。特に最近では、地球温暖化防止に寄与する二酸化炭素を吸収・貯蔵する機能や多種多様な動植物の生息・生育の場を提供する生物多様性を保全する機能についても国際的に関心が高まりつつあるなど、森林に対する期待は多様化・高度化しています。

※ 保育間伐＝森林の木々の生育を助けたり、採光をよくしたりするために、適当な間隔で木を伐採すること。

## 第1項 商工業の振興

### ■現状と課題

長引く景気の低迷や車社会の進展による帯広近郊の大型店への消費の流出などにより、地元の購買力が低下するとともに、中心市街地には空き店舗が目立ち商店街の空洞化が進み、一段と厳しい状況になっております。

さらに、※北海道横断自動車道の全線開通により、札幌圏、釧路圏からの※アクセスが向上し、消費者が都市へ流出することが予想されることから、魅力ある商店街を形成することが、今後の大きな課題であります。

工業については、本町の最大の資源である、農畜産物を活用した製造、加工業を中心に発展、特に北海道糖業本別製糖所、明治乳業本別工場の2社が製造品出荷額のほとんどを占めており、その他の事業所については、出荷額・従業員数ともに小規模であり、停滞が続く地方経済のなかで、さまざまな課題を抱えています。

一方、近年、社会・経済環境が大きく変化し、公共事業が激減するなかで、本町の建設業界は極めて厳しい状況にあります。このため、今後も経営基盤や体質の強化による生産性の向上に向けて、既存の事業者や新規事業者、さらには、異業種産業への進出や経営の多角化などへの支援策が望まれています。

北海道横断自動車道の※ジャンクションと※インターチェンジを有する本町において、輸送時間などの短縮は、活性化に向け優位点であり、高速自動車道路網を活用した商工業の振興を早急に進めなければなりません。

### ■基本方針

活気のある商店街の構築は、多様なサービスの提供など大型店では出来ないきめ細やかなサービス、付加価値を与えるような購買の方法などにより、来店者が安心して買い物できるような小売業の環境づくりを促進すると

ともに、消費者にとって魅力ある商店づくりを商店街全体で取り組みます。

本町ならではの農畜産物などの地域資源や地域特性を活かした食料品製造を中心に技術力の向上や人材育成に努めるとともに、経営基盤の強化に向け、新たな支援策を構築し、商工業の振興を図ります。長引く景気後退の影響などにより、北海道、特に過疎地域への企業立地は厳しい状況にありますが、地域の特性や資源であるジャンクションや良質な農畜産物を活かしながら、地域経済の活性化につながる企業の進出を促進します。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 商工業の振興

##### （１）既存商工業の活性化

- ①魅力ある商店づくり
- ②個性ある商店街の形成
- ③購買流出対策、愛町購買運動の推進
- ④商店街の環境整備（高齢者福祉との連携）
- ⑤消費者との交流の推進
- ⑥企業立地の促進（空き公共施設の活用など）

##### （２）経営の強化

- ①人材の育成・後継者対策
- ②融資制度の充実
- ③経営指導の充実
- ④商工業関係機関の連携
- ⑤企業立地制度の充実

##### （３）研究・開発型企業の育成

- ①起業家の養成と起業化の支援
- ②地場特産品を活用した新製品の調査研究・開発
- ③農産物加工施設の整備

##### （４）産学官連携の推進

- ①産学官連携による活性化の推進
- ②農商工連携人材育成セミナーの開設

※ 北海道横断自動車道＝黒松内町を起点に、小樽市、夕張市、清水町、本別町を経由し、根室市・網走市へ至る延長約69.4kmの高速自動車国道。このうち足寄～北見間は、本別ジャンクションから分岐し、足寄町、陸別町、訓子府町、北見市を経由し、網走市に至る網走線の一部を構成し、足寄インターチェンジから北見インターチェンジに至る延長7.9kmの事業であり、国土・地域ネットワークの構築により、オホーツク圏と道央圏の連携強化を図り、物流の効率化や個性ある地域の形成に寄与する道路です。

※ アクセス＝交通の便。

※ ジャンクション＝高速道路などの合流地点。また、その地点で相互に連結する立体交差部分。

※ インターチェンジ＝高速道路などと普通道路とを結ぶ立体交差式の出入口用道路。



## 第2項 多様な取り組みによる新産業の創出

### ■現状と課題

暮らしやすさ、生活重視の視点でまちづくりを進めていくことが重要ですが、活力ある本別の創造のためには、経済基盤の確立が大きな課題と捉えています。

町民アンケートにおいても、多くの方から「就労の場の拡充」「若者の定住促進のための施策」などの意見が寄せられているのが現状です。

本町の基幹産業である農業は、国際化、自由化が一段と進み、従事者の高齢化、担い手の不足、農地の流動化、農畜産物価格の低迷等多くの課題を抱え、厳しい状況となっています。

林業についても材価の低迷、担い手の不足等により、経営は依然厳しい状況が続いています。景気低迷による購買力の低下や車社会の進展による帯広近郊の大型店への消費の流出などが進んでいます。さらに、国や地方自治体の財政難による公共事業の減少は、地方の建設業に大きな打撃を与えています。

本町の経済も厳しい状況にあることから、既存産業の進行と併せて新たな産業の創出を目指さなければなりません。

本町の特性を活かした農畜産物を素材として加工することにより付加価値を創出し、それを流通・販売するなど、地域の第1次産業としての農業とこれに関連する第2次・第3次産業にかかわる事業を融合させることにより、総合的かつ一体的な産業化を進めていくことが必要なことから、農商工連携等も併せて推進しなければなりません。

また、本町が先進的に進めている福祉施策による雇用の拡大や新規参入、さらには、本町への事業所等の移転なども模索しなければなりません。

さらに、高速自動車道路網の整備、町内全域を網羅した※高速通信網を活かした新産業の創出を促進しなければなりません。

### ■基本方針

恵まれた自然と豊かな大地のもと生産される安心、安全な農畜産物、全線開通する高速自動車道路網、町内全域を網羅した高速通信網、「福祉でまちづくり」を合言葉に展開している先進的な福祉施策など本別ならではの地域資源を活かし、地域における新たなビジネスチャンスの拡大を図ります。

生産・加工・販売の一体化や農業と第2次・第3次産業の融合、さらには農村の風景やそこに住む人の経験や知恵などの「資源」と、食品産業、観光産業、IT産業等の「産業」とを結び付け、新たな業態の地域ビジネスである※6次産業を創出します。

高速自動車道路網を活用した施策等の展開を図るため、官民一体による推進体制を整備します。

これらの取り組みにより、新たな付加価値を地域内で創出し、雇用と所得を確保するとともに、若者が定住できるまちづくりを進めます。

さらに、経営意欲に富んだ起業家を輩出するため、人材の育成と起業化に向けた支援体制の充実を図ります。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 多様な取り組みによる新産業の創出

##### （1）新たなビジネスチャンスの拡大

- ①農畜産物を活かした新産業の創出
- ②高速自動車道路網を活かした新産業の創出
- ③高速通信網を活かした新産業の創出
- ④福祉関連産業の創出
- ⑤その他新産業の創出

##### （2）新たな支援策の創出

- ①起業化に向けた支援策の整備

※ 高速通信網＝インターネット接続の通信速度で一度に多量の情報を通信できるサービス。

※ 6次産業＝農業が原料のみ提供する1次産業に止まることなく、食品加工（2次産業）や、販売・情報・観光（3次産業）へも積極的に乗り出し、付加価値と雇用の場を創り出す創業産業のこと。

## 第3項 消費生活の向上

### ■現状と課題

消費者の暮らしを取りまく現状は、携帯電話やインターネットなどメディアの発達した情報化社会により消費者ニーズが多様化し、これに伴い高度なサービスの出現から、若年や高齢者を問わず、悪質商法や振り込め詐欺など巧妙な手口により契約や取引にかかわるトラブルが大幅に増加するなどの問題が生じています。また食品の安全性においても、遺伝子組み換え食品などの新たな課題から消費者に対する食品の安全性や商品表示の内容充実が求められています。さらには、消費者団体が推進する環境と経済の※循環型社会形成を目的とした3R（※リデュース・※リユース・※リサイクル）や省エネなどの積極的な推進と消費者行政の重要性は高まっています。

このような中、国では安全・安心を確保し、消費者・生活者の視点に立った消費者行政を一元的に推進する強力な権限をもつ新組織として、平成21年9月に消費者庁を設置し、消費者行政の体制強化が図られました。本町としても消費者行政・消費者相談窓口の一層の充実はもとより、自主的な消費行動への取り組みに対しても高齢者福祉関連など各関係機関との連携や情報交換などの取り組み強化など活動を支援していく必要があります。

### ■基本方針

消費者団体との協働による消費者相談窓口の充実、出前講座の開設や関係機関とも連携図りながら、悪徳商法などによる消費者被害の救済を行うとともに、被害を未然に防ぐため、消費者保護と各種生活情報の提供や啓蒙活動などを推進します。

また、多様化する消費生活に対応できる主体性のある消費者を育成するため、消費生活モニターを設置し、正しい商品知

識や価格調査など、その情報や資料を提供するとともに消費者教育等の実施によって意識の高揚を図り、消費生活の安定・充実に努めます。

さらに、大きな社会問題となっている環境問題について消費者団体とともに取り組みを強化します。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 消費生活の向上

##### （１）消費者意識の高揚

- ①価格調査及び量目試買調査の実施
- ②消費生活の多様化、高度化による商品取引等の被害解消のための意識啓蒙
- ③環境保全、リサイクル運動の啓蒙推進

##### （２）消費生活運動の展開

- ①消費者団体と関係機関との連携による拡大強化
- ②消費生活リーダーの養成
- ③消費生活展及び講座等
- ④消費者相談の充実

##### （３）関係機関との連携

- ①高齢者福祉団体への情報提供
- ②道消費生活センター、警察署等との連携及び情報提供

※ 循環型社会＝有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

※ リデュース＝廃棄物を減らすこと。

※ リユース＝再使用すること。

※ リサイクル＝廃棄物や不用物を回収・再生し、再資源化、再利用すること。

## 第1項 観光、地場産品の振興

### ■現状と課題

近年の観光旅行は、個人・家族旅行が増加の反面、職場旅行が減少し、従来の団体旅行から個人・家族型の旅行も、参加体験や地域との交流を楽しむ観光に変化してきており、多種多様化傾向がみられます。

本町は観光資源に乏しいこともあり、観光産業は伸び悩みの状況ではありますが、今後は、環境と観光との調和を目指す視点を重視し、地域の人々、観光客の心の豊かさに貢献できる質の高い観光地づくりが期待されています。

町内最大である「きらめきタウンフェスティバル」は町内外からの多くの入り込みがあり、十勝管内でも屈指のイベントの一つとして成長しており、今後も質の高い内容が求められています。

一方、本町は十勝圏と釧路圏及び北見圏を結ぶ観光ルート上にあり、加えて北海道横断自動車道の整備により交通立地の向上が図られ、観光産業の発展の可能性が大きいことから、地域の特色を活かした魅力ある観光サービスの創造と、これを提供できる受け入れ体制の充実を図るため、本別公園や道の駅などの施設の整備、充実は、重要な課題でもあります。

また、その地域ならではの地場産品を全国に向け発信する取り組みが盛んに行われていますが、さらに、農業を基幹産業としている本町において、良質な農畜産物や地域資源を活用した加工製品を全国に発信しています。こうした中で、新たな地場産品や新加工・新サービスを提供する企業の創出や起業家の育成が求められていることから、技術力や営業力を向上させる取り組みが必要です。

### ■基本方針

北海道横断自動車道の整備により、益々交流人口が増加することが予想される反面、単なる通過点とならないよう、本町にしかない貴重な資源である、みどり豊かな自然あふれる「義経の里本別公園」、や道の駅などの施設整備さらには、キレイマメを中心とした本別町産にこだわった食や地域の人々との交流、産業など、地域の特色を活かした体験型観光を推進し、魅力のある観光資源としての整備を図ります。

「きらめきタウンフェスティバル」は本町のイメージアップのイベントとして、継続・発展を図っていくとともに、着地型観光の柱として、町民が一体となってまちのPRやイベントに取り組みます。

観光サービスの充実を図るため、観光パンフレット・広告・インターネット、ケーブルテレビなどの※メディアを最大限に活用し、自然景観・食べ物・体験など固有の観光資源のPRや団体・個人・家族へのPRなどの情報発信の推進を図ります。また、本町の大切な観光資源を次代に伝え残せるよう、観光関係団体及び地域産業との連携と次代を担う人材の育成、観光推進体制の充実を図ります。

本町ならではの食材、人材、技術その他の資源を効果的に結びつけ、地域の個性を活かした新商品の共同開発、消費者ニーズに対応した販売戦略、地場産品の利用拡大等を推進します。

※ メディア＝新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどの媒体。

## 第2章 地域資源を活かした豊かなまちづくり

### 第3節 地域に根ざした特色ある観光

#### ■施策の体系（主な施策・事業）

##### 観光、地場産品の振興

###### （１）魅力ある観光資源の整備

- ①義経の里本別公園一帯の施設、看板の整備
- ②食観光の充実
- ③道の駅及び周辺施設等の整備・充実

###### （２）※体験型滞在型観光の推進

- ①農家民泊、滞在型観光の体制整備
- ②観光専門家の育成

###### （３）イベントを核とした着地型観光による誘客

- ①「きらめきタウンフェスティバル」の継続・発展

###### （４）観光推進体制の連携強化

- ①観光協会等関係団体・人材の育成
- ②情報発信体制の確立強化

###### （５）地場産業の振興・起業の促進

- ①地場産品のPRと販路拡大
- ②本別ブランドの確立



※ 体験型滞在型観光＝一箇所に滞在し、滞在地で静養や体験型（自然、景観、歴史、文化、地場産業など、豊かな地域資源を有効に活用）を始めとしたレジャーを楽しむこと、またはそこを拠点に周辺の観光を楽しむレジャー形態のこと。



## 第1項 雇用環境と勤労者福祉の整備

### ■現状と課題

長引く景気の低迷や産業構造の変化、企業における事業再構築への取り組みがなされるなど、経営や雇用へのさまざまな影響が生じており、本町においてもこの景気低迷の影響による企業の閉鎖や縮小により雇用の場の確保が難しい状況にあります。

こうした状況のなかで、本町の過疎化をくい止め町民が安心して暮らせる町づくりのために、新たな雇用の場の創出や地元出身者・高校生の就労の場の確保と企業の求人情報の提供を積極的に進め、支援制度を検討する必要があります。

勤労者福祉については、企業における各種共済制度への加入促進や、生活資金貸付制度により安定した就業や生きがいをもって働ける職場づくりなど、勤労者の福祉向上に努める必要があります。さらに、季節労働者の通年雇用化に向けた取り組みについて、事業者や関係機関・団体・行政が一体となって推進していかなければなりません。

### ■基本方針

企業の新たな雇用創出に対する支援体制の充実や、起業による雇用創出に対する環境整備に努めるとともに、労働者が安定的に就労できる場を確保します。

若者労働者や女性労働者などの地元定着のため、就労に適切な求人情報など就業支援体制を促進します。また、中・高校生などの※インターンシップ研修の積極的な受け入れにより職業観の醸成を図るとともに、地元出身者や高校卒業者に魅力のある雇用の場の確保を積極的に進め、支援体制の充実を図ります。さらに、※ワークシェアリングを含め地元での就職に努めるとともに、障がい者や季節労働者の雇用の場の確保や支援体制の充実を図

り、雇用の安定と地域の活性化を目指します。

労働環境の改善と総合的な福祉事業の実施を促し、勤労者の豊かでゆとりある職場・社会生活の実現を促進するとともに、高齢者の知識と経験に基づく労働能力の活用により、高齢者の生きがい対策を推進します。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 雇用環境と勤労者福祉の整備

##### （１）雇用の場の確保と情報提供

- ①※ハローワークによる労働情報の提供
- ②障がい者等の雇用促進
- ③中・高校生などのインターンシップ研修による職業観の醸成
- ④地元出身者・高校卒業者の雇用の場の確保・支援体制の充実
- ⑤季節労働者対策の充実
- ⑥雇用創出のための支援体制の充実、環境整備及び人材育成

##### （２）労働環境と労働福祉の充実

- ①各種共済制度への加入促進、生活資金貸付制度の充実
- ②振動障害防止対策と労働災害の防止
- ③労働団体の育成
- ④労働能力の開発の推進

##### （３）高齢者の労働能力の活用

- ①高齢者の雇用の場の確保

※インターンシップ＝学生が在学中に自分の専攻に関連する企業に体験入社する制度。

※ワークシェアリング＝労働時間の短縮などにより、より多くの人で仕事の総量を分け合うこと。

※ハローワーク＝公共職業安定所の愛称。







## 第3章

# ともに支えあい、安心、 安全に暮らせるまちづくり



## 第1項 地域福祉の充実

### ■現状と課題

少子高齢化の進行、核家族化、終身雇用慣行の変化や非正規雇用の増加などが進む中で、家庭や地域での相互扶助機能は低下し、地域全体の連帯感が希薄化していることが懸念されています。

本町においても、若年層を中心とした人口流出により地域社会の構成員が減少し、地域の担い手が大幅に減少する中で、日常生活における支え合いや冠婚葬祭などの社会的共同生活の維持が困難になるなど、地域社会の維持さえ難しくなる状況が予測されます。

また、生活保護率は10.3\*%で5年前と比較しても横ばいの状態にあります。ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯数）は5年前と比較して増加しており、就労・住まいの確保・医療費助成など、自立支援のための各種施策の充実が求められています。

本町では、地域福祉計画（平成17～21年度）に基づき、「人にやさしい、みんなが家族のまちづくり」を合言葉に各種施策を推進してきました。この計画の中で、\*3層からなる「地域福祉圏域」を設定し、「\*自助・\*互助」、「\*地域の共助」、「\*公助」の3段階で町民・事業者・行政のそれぞれが役割を果たすこと、中学校区毎に地域密着型介護サービス基盤整備を図ることを明記して取り組んできました。

この5年間で、在宅福祉ネットワーク実施自治会も拡大し、安否確認・除雪・サロン活動など、町民同士の助け合い・支え合い活動を展開しています。また、「福祉のまち」から福祉を「まちづくり」という視点で捉え、地域全体で福祉を推進するため平成18年3月に「\*福祉でまちづくり宣言」を行い、毎年「宣言記念事業」を開催し、福祉教育・地域福祉活動の推進を図っており、今後も継続的な活

動が求められております。

さらに、平成18年度には、高齢者・障がい者が一つ屋根の下で生活を共にする「\*共生型共同生活住宅」を民間事業者の公募によって整備し、平成20年度からは、一人暮らし高齢者・障がい者世帯など、家族のサポートが期待できない方に対して安否確認・買い物支援などの日常生活支援を行う「安心生活創造事業」に着手しています。また、この事業と並行して「災害時要援護者」の把握、個別避難支援計画の策定、自治会との個人情報（要援護者情報）の共有を進めることとしています。

今後も引き続き、平成21年度から実施した「生活・介護支援サポーター養成事業」など、地域福祉推進のための人材の育成・担い手の確保、自治会活動と連携を図った民生委員活動の充実及び地域活動・ボランティア活動の拠点施設として整備を図る共生型交流拠点施設の活用促進など、地域福祉活動を推進する社会福祉協議会に対する支援・連携強化が必要です。

特に、「安心生活創造事業」では地域福祉を推進するための自主財源の確保が提起されており、ふるさと納税や個性あるふるさとづくり寄付条例による「福祉でまちづくり推進基金」などの活用も含めて、自主財源をどのように確保するか検討する必要があります。

\*%（パーミル）＝人口千人当たりの被保護人員のこと。

\*3層からなる「地域福祉圏域」＝地域福祉を推進するために重層的な福祉圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた福祉活動を推進している。（一次福祉圏域⇒家族・自治会など日常生活の基礎的な圏域、二次福祉圏域⇒中学校区・中核的な圏域、三次福祉圏域⇒全町的な圏域）

\*自助＝自らの努力でなすこと。

\*互助＝自助での対応が困難な事について、家族・近隣者等が互いに助け合うこと。

\*地域の共助＝互助での対応が困難な事について、地域の中で協力し助け合うこと。

\*公助＝行政等が公的援助を提供すること。

### 第3章 ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

#### 第1節 世代をこえ、心やさしく暮らせる社会づくり

#### ■基本方針

本町の地域福祉施策は、5年を1期とする「地域福祉計画」（第2期は平成23～27年度）の基本目標に基づき実施します。

基本理念の一つ「一人ひとりが主体となり ほどよく自立し支えあう福祉のまち ほんべつ」は、町民一人ひとりが「自立」と「支えあい」を「ほどよく」調和させている将来の本別の姿を願うものです。

二つ目の「いつまでも住み続けたい人にやさしい 温もりある福祉のまち ほんべつ」は、一人ひとりの生活ニーズに適切に応えていくため、福祉サービスの環境整備と適切な利用の推進を図り、町民の誰もがいつまでも住み続けたいと思える「ほんべつ」の実現を目指します。また、計画の評価・見直しは「※本別町健康長寿のまちづくり会議」（地方自治法第138条の4第3項に規定する町長の附属機関）の審議により行います。



#### ■施策の体系（主な施策・事業）

##### 地域福祉の充実

##### （１）地域社会全体で福祉に関する活動を協働するしくみづくり

- ①在宅福祉ネットワーク事業の推進
- ②災害時要援護者避難支援体制の構築

##### （２）地域福祉サービスの環境づくり

- ①福祉サービス基盤整備の推進
- ②安心生活創造事業の推進・日常生活支援サービスの充実
- ③居住福祉の充実
- ④ひとり親家庭福祉の充実

##### （３）地域における福祉サービスの適切な利用の推進

- ①総合相談体制の充実
- ②権利擁護事業の充実

##### （４）地域福祉を推進する体制づくり

- ①地域福祉推進体制の確立
- ②社会福祉協議会の機能強化

※ 扶助＝力添えをして助けること。

※ サロン活動＝地域住民同士が身近な集会施設等で定期的なふれあい、交流できる場・活動。

※ 福祉でまちづくり宣言＝「福祉のまち」から福祉を「まちづくり」という視点で捉え、地域全体で福祉を推進するため、町民組織による実行委員会が中心となり、平成18年3月に制定。

※ 共生型共同生活住宅＝高齢者や障がいのある方が一つ屋根の下で生活するための共同住宅。平成20年4月から緑町に地域共生ホーム「きらり」としてオープン。

※ 本別町健康長寿のまちづくり会議＝高齢者や障がいのある方が健康で安心して快適に暮らせるまちづくりを目指し、保健福祉施策への町民の参加を定めた「健康長寿のまちづくり条例」（町民主導による本町初の条例）に基づく組織。平成13年に設置。



## 第2項 子育て環境の整備

### ■現状と課題

全国的な少子化に歯止めがかからないなか、女性の社会進出や就労形態の変化などによって、子育て環境も大きく変化しています。次代の担い手である子どもたちが、個性豊かな人間性を持って健やかに育つため、家庭での子育て力の向上とともに、地域における子育てへの関心と理解を高めながら、子育て家庭を支え合うことのできる体制づくりを進めていく必要があります。

このため、家庭や地域、行政の連携による保育サービスの充実など、子どもを安心して健やかに生み育てることのできる環境づくりと総合的な子育て支援策を進め、家庭や地域での養育力の向上を図っていかねばなりません。

本町においても少子化傾向が続いており、子どもを生み育てやすい環境の整備が喫緊の課題です。また、子どもたちの保健向上、児童福祉の増進のため、今後も乳幼児等医療費の助成を継続していく必要があります。

### ■基本方針

家庭や地域における子育て力を高めるため、「※本別町次世代育成支援対策推進行動計画」に基づき、町民のニーズの多様化に対応した保育サービスの充実や子育て支援策を進めるとともに、地域や関係機関との連携のもとに、子どもたちの安全で健全な居場所の確保に向けて取り組みます。

本別町に住む子育て世帯が、子どもを生み育てやすい環境の整備を重点施策として位置づけさまざまな取り組みを進めます。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 子育て環境の整備

##### （１）子育て支援体制の充実

- ①子育て支援情報の一元化・充実
- ②子育て支援センターの運営・充実

##### （２）子育てを支援する人材・団体の育成

- ①すきやき隊の育成・支援
- ②子育てサークルの育成・支援

##### （３）保育サービスの充実

- ①常設保育所、へき地保育所の運営・充実
- ②保育士の人材確保と資質の向上
- ③町の特色を生かした保育体系の確立
- ④保育所等の整備・充実

##### （４）仕事と子育ての両立支援

- ①子育て支援のための職場環境整備の啓発

##### （５）児童虐待防止対策の充実

- ①要保護児童対策地域協議会の充実
- ②関係機関による一元的対応の推進

##### （６）支援を必要とする子どもへの療育の充実

- ①発達支援センターの充実
- ②早期発見と適切な医療・相談体制の充実
- ③保護者の不安を軽減する相談体制の充実

##### （７）児童健全育成活動の充実

- ①放課後児童対策の充実（児童館・学童保育所の運営）
- ②中高生の居場所づくりの推進
- ③地域活動への参加促進
- ④子ども会活動の充実

##### （８）乳幼児等医療費の助成

※ 本別町次世代育成支援対策推進行動計画＝町内の子育て家庭を対象として、本別町が今後取り組むべき子育て支援施策の方向性や目標を定めたものです。  
（計画期間＝平成22年度～平成26年度）

## 第3項 高齢者福祉、介護保険事業の充実

### ■現状と課題

平成22年9月末現在、本町の高齢者人口は2,754人、高齢化率は32.7%であり、町民の3人に1人が高齢者となっています。推計における高齢者数は、平成30年度の2,966人をピークに緩やかな減少傾向に転じますが、高齢化率は人口減少に伴い平成29年度には40%に達し、平成32年度には42.5%になることが予測されます。

また、高齢者のいる世帯は総世帯数の50%、高齢者単身及び夫婦世帯においても総世帯数の35%を占めている現状にあり、要介護認定者数についても、80歳以上の人口増に伴い、現在の458人から平成32年度には519人に達することが見込まれ、特に、高齢者単身世帯及び認知症高齢者の急増が見込まれます。さらに、現在の介護給付費は約6億5千万円ですが、平成32年度には11%程度増加するものと推計しています。

本町は、銀河福祉タウン計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）に基づき、「活動的な85歳づくり」、「暮らしやすい環境づくり」、「もの忘れ散歩のできるまち」、介護サービス基盤整備をはじめとする「介護保険事業」の4つの柱を中心に据えた各種施策を推進してきましたが、今後もこれらの施策の充実・強化が必要です。

また、本町はこれから、かつて経験したことのない「超高齢社会」を迎え、社会保障制度や社会情勢が目まぐるしく変化していくなかで、これらに惑わされることなく、高齢者の誰もが健康でいきいきとした生活を生涯にわたり継続していくことを一番に考え、「介護予防」を重視した施策の充実に引き続き取り組むことが重要です。

さらに、介護を必要とする状態となっても、住み慣れた自宅での生活を希望する高齢者が70%に達していることから、医療・介護・住まい・日常生活支援（見守り・買い物支援・移動手段）など、地域全体を包

括するケア体制の構築が最重要課題であり、高齢者の意向が最大限尊重されるサービス基盤整備を進めていく必要があります。

現在、自宅での生活を希望する高齢者が増える一方、自宅での介護や将来に対する不安を抱える高齢者・家族からは施設サービスへの期待・役割も求められており、町特別養護老人ホームでは、近隣4町の特別養護老人ホーム職員による「十勝よりそいケア研究会」に参加し、質の高いサービス提供やサービスの在り方についての研修を実施し、施設相互の質の向上と本人・家族そして地域から信頼される施設づくりを目指しております。

しかし、介護老人福祉（保健）施設などの施設サービスの利用増加は、介護保険料上昇の大きな要因となることから、現状の施設サービス供給量を維持しながら、小規模多機能型居宅介護サービスをはじめとする在宅生活を重視した24時間365日のサービス提供体制の充実が求められております。

### ■基本方針

本町の高齢者福祉・介護保険事業施策は、3年を1期とする「銀河福祉タウン計画」（第5期は平成24～26年度）に基づき、高齢者自らが、「ほんべつ」を支える積極的な役割を果たし、このまちの主人公として、いつまでも自分らしく安心していきいきと暮らし続けることのできる「ほんべつ」の実現を目指します。

また、計画の評価・見直しは「本別町健康長寿のまちづくり会議」（地方自治法第138条の4第3項に規定する町長の附属機関）の審議により行います。

■施策の体系（主な施策・事業）

高齢者福祉、介護保険事業の充実

（１）活動的な８５歳づくりの推進

- ①生きがいづくりと積極的な社会参加の促進
- ②健康づくり・介護予防の推進

（２）地域包括ケア体制の整備

- ①地域包括支援事業の充実
- ②日常生活支援（担い手の確保等）の充実
- ③居住環境の充実

（３）もの忘れ散歩のできるまちの推進

- ①認知症高齢者支援事業の充実
- ②権利擁護施策（成年後見制度等）の充実

（４）介護保険事業の推進

- ①適正な介護サービス基盤整備の検討・整備
- ②サービスの質の向上
- ③健全な介護保険の運営



## 第4項 障がい者福祉の充実

### ■現状と課題

障がいの有無にかかわらず、誰もが地域社会の一員として個々の力量を発揮し、充実した生活が送れる社会を築くことが求められています。障がい者施策は、平成15年度に措置制度から支援費制度に変わり、障がい者自らが希望する福祉サービスが受けやすいものになりました。

その後、平成18年に障害者自立支援法が施行され、障がい別のサービス体系の一本化が図られるとともに、サービス利用料の一部自己負担が始まりました。

町ではこれらの制度改正に対応するべく障がい者保健福祉計画及び障がい福祉計画を3年毎に作成し、※ノーマライゼーション理念のさらなる定着を図るとともに、地域で暮らすすべての人がいきいきと生活できる社会づくりを進めてきています。

障がいのある人やその家族等が生きがいを持って安心して生活するため、居住環境の充実、就業支援や社会参加の促進を図ることが重要であり、あらゆる支援団体等と連携しながら、環境の整備や自立と共生を行うためのきめ細やかな支援が求められています。

また、障がい者手帳の有無によらず、※発達障がいや※難病、※高次脳機能障がいなどにより生活しづらい状況にある人たちへも、それぞれのライフステージに応じた支援を一貫して行うため、保健・医療・福祉・教育・労働等の各分野において連携する体制を強めていかなければなりません。

### ■基本方針

本町の障がい者施策については3年を1期とする「障がい者保健福祉計画」と「障がい福祉計画」に基づいて実施します。ノーマライゼーション理念のもと、障がいのある人もない人もお互いに尊重しあいながら、ともに働き、ともに生きる社会、誰もが活躍できる

環境、すなわち「自立と共生の地域社会」づくりを目指します。

地域での在宅生活・自立生活支援の充実を図るとともに、関係機関・団体や企業、ボランティア団体、※NPOなど、地域を構成するさまざまな客体が担っていくべき役割分担の方向を共有し、障がい者保健福祉を推進します。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 障がい者福祉の充実

##### （１）社会参加の促進

- ①福祉教育の推進
- ②ボランティア活動の推進
- ③地域生活支援体制の充実

##### （２）障がい者福祉サービスの充実

- ①相談支援体制の充実
- ②保健・医療・福祉サービスの充実
- ③教育・療育体制の充実
- ④サービス提供基盤の整備・拡充
- ⑤権利擁護の推進

##### （３）障がい者就労支援の強化

- ①障がい者雇用の促進

##### （４）生活環境の整備

- ①住宅環境の整備
- ②※バリアフリー化の推進
- ③共生型拠点施設の整備

※ ノーマライゼーション＝高齢者や障害者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。

※ 発達障がい＝先天的な様々な要因によって主に乳児期から幼児期にかけてその特性が現れ始める発達遅延。

※ 難病＝原因不明で治療方法が未確立であって、かつ後遺症を残すおそれの少ない疾患。

※ 高次脳機能障がい＝主に脳の損傷によって起こされる様々な神経心理学的症状。

※ NPO＝民間非営利団体。政府や企業などではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体。

※ バリアフリー＝障がい者や高齢者の生活に不便な障がいを取り除こうという考え方。道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道を作ったりするのがその例。



## 第5項 ひとり親家庭福祉の充実

### ■現状と課題

少子高齢化、核家族化の進行など、子どもや家庭を取り巻く環境は変化しており、家庭・地域における子育て機能の低下や子育てに対する不安・負担感の増大が問題となっています。

とりわけひとり親家庭においては、子育てと生計の担い手という二重の役割を担っているため、その経済的・精神的負担は一層大きくなっており、地域におけるサポート体制の充実が求められています。

特に母子家庭の親の場合、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により就業が中断していたこと等により、就職又は再就職をするのに困難を伴うことが多く見受けられます。雇用形態についても、正社員の比率が依然として低く、パート・アルバイトといった不安定な雇用条件で就業している割合が高くなっており、このことが、母子家庭の平均収入が一般家庭と比べて極めて低いことにつながっていると考えられます。

ひとり親家庭で養育される子どもが受ける精神面での影響や進学のみなど、子どもの成長過程において生じる諸課題についても、十分な配慮が必要とされています。

ひとり親家庭等を取り巻くさまざまな状況を踏まえながら、引き続き医療費助成を継続するとともに、国・北海道・関係団体と連携し、ひとり親家庭等の自立促進を支援するための施策を進めなければなりません。

### ■基本方針

ひとり親家庭等が社会における多様な家族形態の一つであるという考え方を基本に、ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら、いきいきと豊かな自立生

活を営むことができるとともに、子どもたちがすくすくと健やかに育つことができるようなまちづくりを目指します。

ひとり親家庭の親と子が、地域のさまざまな社会資源を活用しながら、自らの意思に基づいてその※ライフスタイルや目標を選択し、自己決定できるような「自立生活」を営むためには、安心して子育てができる環境と経済的な安定が必要であり、とりわけ、安定した生活を営むための就業の確保が不可欠な要素です。

このため、ひとり親家庭等医療費助成など、きめ細かな子育て・生活支援サービスと就業支援サービスを軸とした施策の推進を図るとともに、親自らがその能力を発揮して生活できるよう、社会全体で支援するような仕組みづくりを目指します。

また、引き続き、ひとり親家庭等医療費の助成を実施いたします。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### ひとり親家庭福祉の充実

##### （１）子育て支援策の推進

- ①延長保育、一時保育の実施
- ②子育て支援センター運営事業の実施
- ③学童保育、児童館運営事業の実施
- ④要保護児童対策地域協議会の開催
- ⑤すきやき隊の利用

##### （２）ひとり親家庭への支援

- ①ひとり親家庭等医療費助成
- ②就学（修学）支援
- ③母子寡婦福祉資金貸付事業
- ④児童扶養手当
- ⑤相談支援体制の充実

※ ライフスタイル＝生活様式、営み方。また、人生観、価値観、習慣などを含めた個人の生き方。



## 第6項 社会保障の充実

### ■現状と課題

近年の高齢化の進展、医療技術の高度化等により、国民総医療費は年々上昇し、医療制度改革が大きな課題となっております。

本町の\*国民健康保険においては、景気の低迷に伴う雇用期間の短縮、季節雇用の所得の減少、高齢者や年金生活者など無職世帯の増加により、医療費の上昇や保険税収入の減少など、事業運営は極めて厳しい状況となっております。

現行の\*後期高齢者医療制度は、平成20年4月から施行され、北海道では北海道後期高齢者医療広域連合が主体となって運営されていますが、現在、国において数年を目途に新しい制度への移行が検討されています。

一方、国民年金は、老後の所得保障という重要な役割を果たすことから、全町民の受給権確保に向けた啓発活動などの取り組みを進めています。国において、さまざまな年金問題の発生など多くの国民が不安を抱えている状況にあり、今後も確実な制度の確立を求めるなかで、無年金者の発生を防ぐための啓発活動に取り組んでいかなければなりません。

### ■基本方針

町民が安心して暮らし続けるために、国民健康保険の安定的運営を図る必要があります。

疾病を早期に発見し重症化を防ぐとともに被保険者の健康意識の高揚を図るため、特定健康診査・特定保健指導を積極的に実施します。

保健・医療と連携のもとに、被保険者の健康づくりに取り組むとともに、医療費の適正化を図ります。さらに、適正な税負担とともに国に対し、財政支援にかかわる制度改革を求め、国民健康保険特別会計の安

定した運営に努めます。

現行の後期高齢者医療制度の円滑な運営を進めるとともに、新しい高齢者医療制度の町民への周知と円滑な移行に努めます。

国民年金制度の趣旨普及に努め、未納者の納付意識の向上や納付困難者に申請免除制度などの利用を促し、年金受給資格の確保に努めます。さらに、関係機関と連携を密にし、年金納付状況の確認など、相談体制の充実に努めます。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 社会保障の充実

- (1) 国民健康保険制度の円滑な運営
- (2) 新しい高齢者医療制度への円滑な移行
- (3) 国民年金制度の安定的な充実

※ 国民健康保険＝健康保険法などの適用を受けない一般国民を対象とし、その傷病・出産・死亡などに関して必要な保険給付を行うことを目的とする社会保険。

※ 後期高齢者医療制度＝国内に住む75歳以上の後期高齢者全員と、前期高齢者（65～74歳）で障害のある者を対象とする、他の健康保険とは独立した日本の医療保険制度。

## 第1項 健康づくりの推進

### ■現状と課題

少子高齢化、核家族化、社会生活環境の変化により、子育てや健康づくりを取り巻く環境は多様化しています。

子育てをめぐる課題では、親自身が乳幼児とかかわる機会が少ないことによる育児不安や、身近に育児支援が得られる環境にない場合もあり育児が孤立化することなど、親自身の※コミュニケーション能力不足などの課題も多く、その結果育児ストレスが増加し虐待につながることもあります。子どもが健やかに生まれ育つ母子保健の充実が不可欠となっています。

成人期・高齢期には生活習慣病によるさまざまな疾病や障がいが増えており、特定健診やがん検診などの受診率の向上が喫緊の課題です。また、認知症や生活機能低下によって介護が必要な状態の高齢者も増加しており、関係機関・団体と連携を図りながらの対策が重要となっています。

さらに、最近はストレスによるこころの不調や障がいを起因とする社会生活への不適応、うつ病や心身症などの健康問題が増加しており、こころの病や孤立などから自ら死を選ぶ人も少なくありません。これらの課題に応じた※メンタルヘルス対策が求められています。

町民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」ことを基本に、健康的な生活習慣を身につけ、自分にあった健康づくりができるように支援していくことが必要です。

### ■基本方針

健康で安心して暮らせることは、町民すべての願いです。赤ちゃんからお年寄りまで生涯を通じた健康づくりを進めるため、保健・医療・福祉の連携強化を図り、各種健診及び保健指導や相談体制を充実します。また、健康に対する意識の醸成を図り、一人ひとりが健康づくりに取り組めるような体制を確立します。

親への支援として、コミュニケーション能力の向上を図るリフレッシュ講座や、家族間の絆を深めるためのたまご教室などを実施するとともに、学校での生（性）教育など思春期保健活動の強化を図ります。また、乳幼児の健診や各種相談事業で個別支援を行うほか、関係機関とも連携し、親と子に対する子育て支援の充実に努めます。

※生活習慣病や感染症予防については、正しい情報を習得し予防活動を展開できるような体制整備を図るとともに、介護予防に資するための対象者の把握や介護予防事業の充実に努めます。

さらに、現代社会においてはいたるところにストレスの原因が渦巻いています。過剰なストレスを上手にコントロールし、心身の病気に陥らないようメンタルヘルスの普及啓発活動を続けるとともに、相談業務の充実に努めます。

※ コミュニケーション能力＝社会生活を営む人間が互いに意思や感情、思考を伝達し合うことができる能力。

※ メンタルヘルス＝心の健康。精神にかかわる健康のこと。

※ 生活習慣病＝心臓病・高血圧症・糖尿病・癌・脂質異常症など、不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣に起因すると考えられる病気。

### 第3章 ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

#### 第2節 心身ともに健やかな地域づくり

#### ■施策の体系（主な施策・事業）

##### 健康づくりの推進

##### （１）健康づくりの推進

- ①健康ほんべつ21の推進
- ②健康づくりの啓発活動の推進

##### （２）母子保健対策の推進

- ①妊娠期・乳幼児期の保健活動の充実
- ②障がい児・子育て支援対策の充実
- ③思春期保健活動の充実

##### （３）成人保健対策の推進

- ①健康教育・健康相談の充実
- ②特定健診・がん検診等の充実
- ③保健指導の充実

##### （４）介護予防対策の充実

- ①介護予防事業対象者の把握
- ②介護予防事業の充実

##### （５）歯科保健対策の推進

- ①乳幼児・学童歯科保健の充実
- ②成人歯科保健の充実

##### （６）感染症予防対策の推進

- ①結核対策の充実
- ②予防接種事業の充実
- ③エキノコックス症対策等の充実

##### （７）地区組織活動の推進

- ①食生活改善推進員活動の推進
- ②健康づくり・認知症予防教室の促進

##### （８）精神保健・特定疾患対策の推進

- ①精神保健対策の充実
- ②特定疾患対策の充実



## 第2項 医療体制の充実

### ■現状と課題

高齢社会の進展と生活習慣病など疾病構造の変貌により医療需要はますます増大し、質的にも一層多様化、高度化してきています。

健康で心ゆたかに暮らせることは、町民すべての願いであり、町民の健康意識の向上と医療技術の高度化により、安心して生活できる医療環境の整備が強く望まれています。

本町を含む十勝東北部圏域は、過疎化が著しく、圏域だけで近年の高度化する医療を完結することは困難であり、※二次医療圏の帯広市周辺に依存せざるを得ない状況となっています。

自治体病院の広域化については、北海道の主導による「十勝自治体病院等広域化・連携検討会議」が設置されましたが、具体的な進展はない状況となっています。これらの動向を踏まえつつ、管内8自治体病院で実施している医薬品の共同購入を継続し、さらに高度医療機器の共同利用など周辺町との「※病・病連携」、町内診療所等との「※病・診連携」を推進する必要があります。

また、重篤患者に対する医療として、帯広市周辺の二次医療機関、地域センター病院との連携の強化も重要となっています。

地域の基幹病院としての国保病院は、本別町と上浦幌地区を診療圏域とする一次医療圏での内科、外科の初期診療、慢性疾患治療、理学療法、救急医療、訪問診察を基本に耳鼻咽喉科、眼科、小児科、精神科、整形外科、泌尿器科などの専門外来、人工透析などの広域医療、人間ドック、町民ドックなどの公衆衛生活動の充実を図り、※MRIなど周辺地域にはない高度医療機器を整備し、地域医療に大きな役割を果たしています。

平成12年4月の新病院建設時に購入した機器は、耐用年数に到達し更新期を迎えており、機器の使用状況を勘案しながら計画的、効率的に更新していく必要があります。

国保病院は、一次医療圏の初期救急を担う、入院設備を整えた町内唯一の病院として機能の充実を進めていますが、地域に開かれた信頼される、町民のかかりつけ病院として、町民の受診率の向上も図る必要があります。医師や看護師、医療従事者の確保は大変重要な課題であり、大学や関係機関との連携を強化することはもちろん、インターネットや新聞、情報誌を活用するなど多様な方法により、独自に人材確保に努める必要があります。

また、医療制度改革による医療費（診療報酬）抑制傾向、診療圏域人口減少による患者数の減少など、病院経営を取り巻く環境は厳しく、より一層の病院財政の健全化が求められています。

### ■基本方針

平成21年2月策定の「本別町国民健康保険病院中・長期計画」を推進し、町民がいつでも安心して適切な医療が受けられるよう、地域医療の確保に努めます。

医師・看護師をはじめとする医療従事者の確保と資質の向上を図り信頼される病院づくりを目指します。

周辺町との病・病連携、町内の診療所等との病・診連携、さらに、保健・福祉関係機関と連携し、より良い医療サービスの提供に努め、医療ニーズの多様化や疾病構造の変化に対応できる医療体制の充実を図ります。

※ 二次医療圏＝病床の整備を図るにあたって設定する地域的単位のこと、本別町は帯広十勝を1つの二次医療圏としている。

※ 病・病連携＝病院と病院の連携

※ 病・診連携＝病院と診療所の連携

※ MRI＝磁気を利用して体内を縦横に撮影できる医療機器。



### 第3章 ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

#### 第2節 心身ともに健やかな地域づくり

#### ■施策の体系（主な施策・事業）

##### 医療体制の充実

###### （１）広域医療ネットワークの整備 充実

- ① 帯広圏の二次医療圏病院、地域センター病院との連携強化
- ② 周辺町との病・病連携の強化
- ③ 町内診療所、歯科医院等との病・診連携の強化

###### （２）※プライマリーヘルスケアの 充実

- ① 患者の立場に立った、総合的な包括医療の推進
- ② 町民の「※かかりつけ病院」としての機能の充実
- ③ 町民に信頼される病院づくりの推進
- ④ 町民が病院運営に参画する活動を通じた、地域に開かれた病院の確立
- ⑤ 病院医療機能評価の受審・認定
- ⑥ 寝たきり老人訪問診察、在宅医療の強化

###### （３）予防医療の充実・高齢者医療 の充実

- ① 人間ドック、町民ドック、脳ドック等の総合健診体制の充実
- ② 生活習慣病予防のための生活指導、栄養指導の強化
- ③ 保健・医療・福祉が連携した認知症早期発見・予防対策の推進

###### （４）地区センター病院としての機 能の充実

- ① MRI 等高度診断装置の効率的活用
- ② ※人工透析、精神科など広域医療の充実
- ③ 眼科診療体制の充実
- ④ 町民のニーズに合わせた専門診療科の開設
- ⑤ 病院財政の健全化の推進

###### （５）医療従事者の安定確保

- ① 関係機関との連携強化による、医療スタッフの確保
- ② 研究・研修の強化による、信頼される医療スタッフ・医療体制の構築

###### （６）救急医療の充実

- ① 救急告示病院としての医療スタッフの待機体制・機器の整備などの機能の充実
- ② ※二次・三次救急病院との連携強化、情報伝達の迅速化の推進



※ プライマリーヘルスケア＝医療の原点に立ち戻り、社会正義の立場から今後の保健医療はいかにあるべきかを考え、それを実践しようとする理念と活動。

※ かかりつけ病院＝病気になったとき、真っ先に相談できる地域の病院のこと。

※ 人工透析＝医療行為のひとつで腎臓の機能を人工的に代替すること。

※ 二次・三次救急病院＝二次救急とは、緊急に入院治療の必要なもの。三次救急とは、特に高度で専門的な緊急治療を要するもの。



## 第1項 防災対策の強化

### ■現状と課題

町民の生命と財産を災害から守り、安心して生活できる環境づくりを進めることは、重要な使命であり大きな課題の一つでもあります。

頻発に発生する災害に的確に対応するためには、防災対策や町民一人ひとりの防災意識の高揚を図っていくことがより一層重要となっています。

防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導など災害時要援護者に配慮したきめ細かな施策を進める必要があります。また、町民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられるのでコミュニティ、自主防災組織などの育成、組織化の推進とともに、多くの町民参加による防災訓練、防災思想の徹底などを図る必要があります。

本町においても、これまで大雨や融雪時の出水による冠水や浸水、ダム放流等の被害が多く発生し、堤防などの対策が進められていますが未設置等の部分もあり、万全の体制づくりが望まれるところです。

また、近年多発する\*ゲリラ豪雨などの異常気象による土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）については、過去災害の未発生の地区でも発生しています。本町でも土砂災害防止法の基本調査により土砂災害が発生するおそれがある土地として「\*土砂災害警戒区域」と「\*土砂災害特別警戒区域」が示され、土砂災害防止法による区域指定と避難体制等の体制整備をしなければなりません。

町民等が災害に対して迅速な対応ができるよう、防災行政無線などを活用しての適正な情報提供や地域防災計画に基づく災害対応に努めていますが、防災無線のデジタル化が国の方針として決定されたことから、平成9年度更新整備された町防災行政無線及び\*北海道総合行政情報ネットワークのデ

ジタル化が必要です。

### ■基本方針

風水害や地震、土砂災害などの各種災害に対して、町民の生命と財産などを守り、災害に強いまちづくりを実現するため、交通・通信機能（防災無線等のデジタル化）の強化、国土保全事業及び市街地開発事業などによる災害に強いまちの形成、並びに施設のライフライン機能の安全性を確保し、\*ハザードマップの活用による迅速・的確な避難、災害の予防及び町民の安心・安全の確保と災害の軽減を図るため、安全対策の充実を図ります。

災害発生時の応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速に行うための体制を整備し、防災活動を促進するため、町民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施、並びに自主防災組織等の育成強化、要支援者の避難支援プラン、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進を図ります。

また、避難場所の整備、災害資機材の備蓄等の整備を進めます。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 防災対策の強化

##### （１）地域防災体制の強化

- ①交通・通信（防災無線のデジタル化）・ライフライン機能の強化
- ②河川、危険箇所対策などの基盤整備
- ③災害資機材の備蓄整備

##### （２）防災意識の高揚

- ①自主防災組織の育成、防災訓練の実施
- ②防災計画・マニュアルの定期的な点検
- ③河川、土砂災害危険箇所のハザードマップの活用による避難体制確保

※ ゲリラ豪雨＝ゲリラの奇襲攻撃のように全く予期しない時間、場所に突然豪雨が襲う現象。

※ 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）＝急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。

※ 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）＝急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。

※ ハザードマップ＝災害予測図。一定の時間内に、ある地域に災害をもたらす自然現象が発生する確率を図にしたもの。

※ 北海道総合行政情報ネットワーク＝災害時の通信手段として整備されたシステム。このネットワークは、北海道本庁、各振興局及び市町村を地上系と衛星系の2つの通信ルートで結び、電話やファクシミリをはじめ、画像伝送など多様な行政情報の通信手段として活用されています。

## 第2項 消防、救急、水防体制の強化

### ■現状と課題

過疎化や少子高齢化、複雑多様化する災害、疾病構造の変化に加え、消防組織の広域再編など消防防災体制への取り組み方が大きく変化している中、「町民の生命と財産を守り、安全で安心な暮らしを続けることができる」体制づくりを積極的に進めていく必要があります。

消防車両や消防施設などは年次計画により、更新、増強を図る必要があります。さらに、消防アナログ無線使用期限が平成28年5月までと定められたことにより、無線施設のデジタル化への移行整備も求められています。また、消防団員の確保も難しく、各種知識を習得する研修や訓練の充実とともに、魅力ある消防団づくりを進めていくことが必要です。

救急業務については、交通事故や高齢化に伴う急病などによる出動が増加傾向にあり、また高速道路の開通に伴う大規模な交通事故も懸念され、応急処置の拡大や救急救命士の育成など、業務の高度化が求められており、救急体制の一層の充実を図っていくことが必要です。

災害の複雑多様化により、火災等原因調査、防火対象物・危険物施設の違反是正などの消防業務も広範囲にわたっており、専門的な知識の習得や訓練の強化なども課題となっています。また、町民の高齢化が進み、災害時の町民相互の助け合いに支障をきたすのではないかと懸念も生じており、高齢化を見据えた防火、防災対策が必要です。

水防については、近年ゲリラ豪雨等も各地で発生しており、これを踏まえ本別町防災計画を基に、災害を最小限に食い止めるために各関係機関と連携を図り広域的な防災連携体制の確立を図る必要があります。

### ■基本方針

※消防広域再編を見据え、町民の期待と信頼に応えうる消防力の強化や、災害時の初動体制の強化に努め、消防車両、デジタル無線、※高機能指令センター等の整備に努める一方、特に生命にかかわる救急・救助体制の充実強化を図り、応急手当の普及啓発はもちろん、※救急救命士の技術向上に努め高度救急を目指します。

防火・防災意識の高揚については、町民に更なる普及に努め、災害弱者、特に独居老人等に対する防火・防災対策の強化に努めます。

また、水防対策については各関係機関と連携のもと、体制の充実強化を図ります。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 消防、救急、水防体制の強化

##### （１）消防力の充実強化

- ①消防車両の更新
- ②消防無線デジタル化に伴う通信施設、設備の整備
- ③広域化による高機能指令センター設置に伴う通信施設・設備の整備
- ④消防水利の補修管理、整備
- ⑤消防団員の確保及び技術向上

##### （２）救急救助体制の充実強化

- ①応急手当の普及啓発
- ②救急救命士の増員、技術向上のための教育訓練
- ③救急・救助資機材の整備
- ④※高規格救急車の更新

##### （３）防火、防災意識の高揚

- ①予防査察の推進
- ②啓発活動の推進
- ③災害弱者等に対する防火対策の強化

##### （４）水防体制の整備

- ①水防工法訓練の実施
- ②水防資機材の購入

※ 消防広域再編＝大きく変化する消防へのニーズや人口減少という大きな変化に対応し、消防責任を果たすためには、消防の更なる広域化が喫緊の課題との考えから、平成18年6月に改正された「消防組織法」及び、7月に告示された消防の広域化に関する「基本指針」において、自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保等に関する「推進計画」を定める消防の広域化を進めています。十勝管内は1つの組織として検討されています。

※ 高機能指令センター＝広域化に伴い通信指令業務を十勝管内1つにまとめ、最新の情報通信技術とコンピューターを駆使することで、119番通報受付から災害場所の確認、出動隊の編成、指令までの一連の操作を行うものです。

※ 救急救命士＝救急救命士法に基づき、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいいます。

※ 高規格救急車＝この救急車は、救急救命士による高度な処置が行える資機材を積載しています。

## 第3節 交通安全、防犯対策の推進

### ■現状と課題

経済の発展に伴った生活・経済圏の拡大や道路網の整備、自動車の保有台数の増加、高齢化の進展などにより交通事情も大きく変わり、依然として交通事故が絶えない状況にあります。特に高齢者が被害に遭う事故の多発や、交通事故の被害状況も悲惨さを増し、大きな社会問題となっています。

この現実を踏まえ、交通事故対策として、警察はもとより関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、交通安全意識の普及・啓発に努めるとともに、交通安全施設の整備を促進する必要があります。

安全な社会と平穏な生活の確保、秩序ある社会の発展は町民の願いです。しかし、近年の犯罪は凶悪化・巧妙化に加え、スピード化・組織化している状況にあります。本別町交通安全推進委員会、本別町生活安全推進協議会、警察及び関係機関と連携を取りながら、防犯や事故のない安心で安全な地域社会の実現を目指さなければなりません。

防犯灯（街路灯）については、夜間における犯罪の防止と町民の通行の安全をはかり、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため計画的な整備、更新が必要です。

### ■基本方針

交通事故のない明るく住みよいまちづくりを目指し、警察関係機関や諸団体との連携と協力のもとに、交通安全教育や啓発活動などを行いながら、交通安全施設の整備・充実に努めるとともに、町民総ぐるみで交通安全意識の高揚を図ります。

犯罪のない明るく住みよいまちづくりを目指し、警察はもとより関係機関や町民との連携を強化し、防犯活動に努めます。

防犯灯（街路灯）については、環境に配慮した\*LED防犯灯の計画的な整備を進めます。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 交通安全、防犯対策の推進

##### （１）交通安全対策の推進

- ①交通安全教育機会の確保（特に高齢者）
- ②町民参加型啓発運動の充実
- ③交通安全知識の啓発強化
- ④道路標識などの整備
- ⑤歩行者に優しい歩道などの整備
- ⑥関係機関等との連携による交通安全施設の整備

##### （２）防犯対策の推進

- ①防犯啓発運動の実施
- ②環境にやさしい防犯灯（街路灯）の適正な整備



\*LED＝導電することによって発光する半導体素子。電球や蛍光灯に比べて余分な熱を消費せず寿命も圧倒的に長いため、次世代の照明として期待されている。



## 第4項 治山、治水対策の推進

### ■現状と課題

本町は、四方を山に囲まれた自然豊かなまちである反面、崩壊や浸食を受けやすい山々が多いため、集中豪雨や長雨等による山地災害が発生しやすい状況にあります。加えて近年、林業採算性悪化等により伐採跡地が増加傾向にある等、※治山対策を取り巻く状況は厳しいものがあります。

しかしながら、森林のもつ災害防止、水源のかん養、環境保全などの機能を強化することが、安全で安心に暮らせる生活基盤を確立する上で、欠かすことのできない重要な課題であることから、※保安林の指定、森林整備・管理や治山事業を関係機関と協議をしながら計画的かつ精力的に進める必要があります。また、本町の市街地を縦横断する利別川・本別川は、公園や各種スポーツなどのレクリエーションの場として広く利用されています。地域との連携活動及び協働を一層推進し、良好な河川環境の整備と保全のため、河道整備を進める必要があります。

さらに、本町の中小河川は、改修計画を持たない原始河川がほとんどであり、山が近く急流箇所も多い状況の中、周辺の山林の伐採などで流れ出た水が沢地や山林の崩壊にもつながっています。

河床洗掘による倒木も多く、原始河川としての形態が変わり、本来の自然防災機能が損なわれてきている現状です。大雨や融水時の水害を防止するためにも、国や北海道と連携しながら未改修の中小河川等の治水対策を進める必要があります。

なお、治山、治水対策の推進に当たっては、自然に配慮、調和した整備を進めて行かなければなりません。

### ■基本方針

森林のもつ災害防止、環境保全などの公益的機能強化を図るため、計画的な治山事業を関係機関等と十分協議をしながら進めます。

無堤防区間を有する原始河川の自然災害に対する防災機能強化のため、現況河畔林の保全と親水性や自然豊かな水辺空間の創出、川辺に生息する小動物に配慮した河川の保全に努めます。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 治山、治水対策の推進

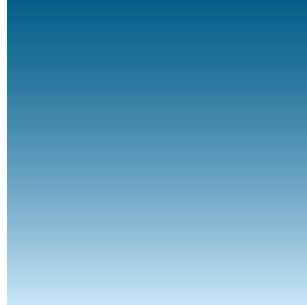
##### （１）町土の保全と安全な場づくり

- ①地すべり、急傾斜地崩壊対策の推進
- ②自然に配慮した治山事業の推進



※ 治山＝災害を防ぐために植林などをして山を整備すること。

※ 保安林＝森林のもつ公益的機能をもっともよく発揮させるために、とくに必要な森林を森林法に基づき指定し、その森林の適切な保全と森林施業を確保する森林。



## 第4章

# 快適でやさしさのある まちづくり





## 第1項 総合交通体系の整備

### ■現状と課題

人口減少社会の到来や道路ストックの更新投資の本格化などの社会的背景を踏まえ、国土交通省の※新たな中期計画と※道路の中期計画（北海道版）に基づき、将来を展望した広域的道路網を確立するため関係機関と連携を取りながら道路整備の一層の効果的・効率的な実施に向け取り組んでいくことが重要です。

本町では、高速自動車道、国道、道道を骨格とし、これに接続する生活道路としての町道で形成されています。国道、道道については、整備されていない路線もあり、関係機関に早期整備について要望を行っています。町道は、幹線道路の整備は進んでいるものの、銀河線の廃止に伴う道路整備、未整備路線もあることから、計画的な整備を検討しているところです。

また、※道路橋の長寿命化による点検、補修や架け替えなど、さらに、人にやさしい道路の整備として、歩道の段差解消やバリアフリー化を計画的に進めていかなければなりません。

冬期間における車両の安全な走行性の確保と歩道の除雪は、町民生活に影響を与えないよう最大限迅速に行う必要があります。

平成23年度には、北海道横断自動車道の道央圏と十勝圏が結ばれます。高速自動車道路網を最大限利活用した施策はもちろん、高速自動車道以外の道路についても交通量、地域への影響等に注意が必要です。

一方、交通手段を持たない町民の足の確保は、旧ふるさと銀河線から転換された民間路線バス（帯広陸別線）、町内を循環する太陽の丘循環バスなどの町営バスにより維持していますが、生活行動パターンに沿った利便性の確保等が課題となっています。

このため、町営バスの路線等再編、民間路線バスと町営バス相互の連携など、町民等の交通行動やニーズ等を踏まえた有効で

効率的な公共交通手段の確保等を調査検討するため、本別町地域公共交通活性化協議会を設置して検討を重ねているところです。

### ■基本方針

魅力ある市街地形成のための骨格となる都市計画道路及び安全で快適な生活環境の基本となる生活道路の整備を進めます。さらに、子どもや高齢者などの交通弱者をはじめとするすべての利用者ニーズに合った歩行空間の改善や移動の利便性、安全性の向上を目指します。

北海道横断自動車道の道央圏と十勝圏の全開通、本別・釧路間の建設を見据え、広域的道路網を確立するため、関係機関との連携のもとに、道路交通の円滑化と安全を図るため、幹線道路の整備促進に努めます。

また、冬期交通の安全確保のため除排雪の充実と路面凍結による安全対策のための維持管理に努めます。

本別町地域公共交通活性化協議会による議論を踏まえ、地域公共交通総合連携計画を策定し、町民の誰もが利用しやすく、経営的にも持続可能な地域公共交通体系の実現化を図ります。

さらに、近隣市町と連携し、ふるさと銀河線代替バス、生活維持路線（本別・浦幌線）の安定的運行を行います。

※ 新たな中期計画＝国土交通省が平成20年12月に道路整備・管理の効果的・効率的な実施とコスト縮減に向け、事業費ありきの計画を改め、計画内容を「事業費」から「達成される成果（アウトカム指標）」へと転換するとともに、厳格な事業評価、政策課題及び投資の重点化など今後の選択と集中の基本的な方向性を示すもの。  
※ 道路の中期計画＝北海道幹線道路協議会（北海道開発局、北海道、札幌市、東日本高速道路（株）北海道支社で構成）が平成21年8月に国土省の「新たな中期計画」を基本とした、北海道の道路整備・管理の効果的・効率的な実施に取り組むための方向性を示したもの。  
※ 道路橋の長寿命化＝地方公共団体が管理する今後老朽化する道路橋の増大に対応し、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架け替えに係る費用の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保するためのもの。

## 第4章 快適でやさしさのあるまちづくり

### 第1節 人とモノの交差点、交通、情報ネットワークの確立

#### ■施策の体系（主な施策・事業）

##### 総合交通体系の整備

###### （１）主要幹線道路網の整備

- ①北海道横断自動車道（本別～釧路・北見間）の整備促進
- ②国道242号の整備の促進
- ③道道の整備促進
- ④町道の整備促進（生活道路の整備、交差点改良、道路橋の長寿命化による点検・補修・改修）

###### （２）人にやさしい道路網の整備

- ①冬期間の車道及び歩道除排雪の充実
- ②ゆとりある歩道の確立とバリアフリー化の促進

###### （３）公共交通機関の確保

- ①地域公共交通総合連携計画の確実な実施
- ②ふるさと銀河線代替バス振興会議への支援
- ③ふるさと銀河線代替バス・生活維持路線の安定的運行
- ④高速自動車道路網を活用した、都市間バスの誘致検討



## 第2項 情報通信の整備、利活用

### ■現状と課題

世界的に\*インターネットを活用した通信情報網が急速に発展している中において、情報が価値を生む社会であり、情報通信の高速化への対応が重要となっています。

本町においても、公平に、また、簡単な使い方で、必要な情報を必要な時に、安心・安全に利用できる環境を構築するため、平成22年に国の地域情報通信基盤整備推進交付金（ICT交付金）を活用し、町内に存在する\*ブロードバンド・ゼロ地域を解消することを目的とし光ケーブルによる高速通信網の整備を進めております。

さらに、平成23年7月でテレビのアナログ放送が終了しデジタル放送に移行することにより、これまでテレビを視聴していた世帯においてデジタル波を受信できない世帯が出てくることが想定されることから、同事業により、整備された光ケーブルを利用し、地上デジタル放送サービスを行うことにより、難視聴世帯の解消も同時に取り組んでいるところです。

整備済みの本別デジタルテレビジョン中継局、本別沢テレビ中継局（ミニサテ）とあわせた安定的なテレビ放送を実現させ、維持管理について、中継局についてはNHK・民放事業者と、また、\*光ケーブルについてはブロードバンドサービスも含めて民間通信事業者と連携し民間の力を活用しながら継続的かつ安定的なサービス提供のため維持管理に努めなければなりません。

情報化時代において情報発信\*ツールの一つとしてまちの\*ホームページの充実が必要不可欠です。本別町を発信するための手段としてこれまで以上の充実が望まれます。

町民誰もが情報化の恩恵を受けられる

よう、サービスの取得方法を明確にし、誰もが手軽に情報取得ができるよう本別町地域情報化計画を策定し、情報化の必要性やその活用方法などを周知しなければなりません。

### ■基本方針

情報通信網の整備は、町民のすべてが便利で快適な日常生活を送ることができる環境と経済活動に情報技術を十分活用できる環境を整えるものであります。

町民誰もが情報化の恩恵を受けられよう、町内全域に光ケーブルを敷設し、高速通信サービスの提供を可能にします。

防災、医療、福祉、保健、教育、町民生活、産業などあらゆる分野において光ケーブルを活用し、情報及びコミュニケーションツール等を提供することにより行政サービスの向上を目指します。特に本別町のホームページについて充実を図り、町民が知りたい、また、活用したい情報の提供に努めます。

高速通信網を実現する光ケーブルについては、民間通信事業者と連携し、サービスを含めた維持管理に努め、整備された通信網を有効に利活用することを目的として、地域の活性化と住みよいまちづくりの指針となる、本別町地域情報化計画を策定します。

難視聴地域の解消施設であるテレビ中継所については、今後ともNHK・民放事業者と連携し維持管理に努めます。

\* インターネット＝共通の通信規約の中で、全世界のネットワークを相互に接続したコンピュータネットワーク。逆に範囲が限定されたネットワークをイントラネットという。

\* ブロードバンド＝大量のデジタルデータ伝送が可能な高速・大容量通信。

\* ブロードバンド・ゼロ地域＝ブロードバンドを利用することのできない地域をなくすこと。

\* 光ケーブル＝透明度の高いプラスチックを使った光ファイバーの通信ケーブル。高速、長距離、大容量のデータ通信に有利。

\* ツール＝道具。

\* ホームページ＝インターネット上で閲覧できる本（情報ツール）のようなもの。正しくは「ウェブサイト」などと呼び、「ホームページ」と呼ぶのは日本だけ。

## 第4章 快適でやさしさのあるまちづくり

### 第1節 人とモノの交差点、交通、情報ネットワークの確立

#### ■施策の体系（主な施策・事業）

##### 情報通信の整備、利活用

###### （１）高速通信網の整備・保守

- ①光ケーブルによる高速通信網
- ②本別町地域情報化計画の策定

###### （２）高速通信網の利活用

- ①町ホームページの充実
- ②民間通信事業者によるブロードバンドサービスの提供
- ③民間通信事業者による※ケーブルテレビを活用した各種情報の提供

###### （３）難視聴地域解消施設の維持管理



※ ケーブルテレビ＝専用のケーブルを用いて、住宅にテレビ放送を提供するサービス。



## 第1項 循環型地域社会の推進

### ■現状と課題

※地球温暖化が叫ばれる今日、次世代を担う子どもたちが、安全・安心な快適で人にやさしいまちづくりを進めて行くには、太陽光などの再生可能な自然エネルギー等の利活用が重要な課題と考えられます。合わせて、エコドライブなどの無駄をはぶいた省エネ運動が、低炭素化社会に向けた大きな課題と考えられます。

本別町で生まれるエネルギーには、全国的に見て日照時間が長い太陽光・太陽熱、※バイオマス、水力、冬季における雪氷熱などの温度差エネルギー等さまざまな自然エネルギーがあります。石油だけに頼らず、身近にある自然エネルギーを活かす事や、冬期の暖房温度を今までよりも下げるなどの取り組みが、環境にやさしい取り組みと考えられます。

本別町で生まれるエネルギーを本別町で消費する。エネルギーの※地産地消の取り組みをすることが、※循環型地域社会への推進となると考えられます。

### ■基本方針

地球温暖化等を身近な課題とし、環境にやさしいまちづくりを進めていくため、身近なエネルギー・家庭でできる省エネなどの、普及啓蒙活動を行います。

地球温暖化対策に向けた、推進方策を検討します。

新エネ・省エネ機器等の普及啓蒙を行うため、公共施設への先導的導入や導入助成を行います。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 循環型地域社会の推進

##### （１）低炭素化に向けた地域の社会づくり

- ①地球温暖化対策推進方策の検討

##### （２）再生可能エネルギーの導入推進

- ①公共施設への新・省エネ機器等の先導的導入
- ②各産業への普及啓蒙

##### （３）環境学習と普及啓蒙の推進

- ①環境学習の充実
- ②町民に向けた普及啓蒙

##### （４）町独自の支援策の実施

- ①町民に向けた新・省エネ機器導入の助成



※ 地球温暖化＝地球表面の気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象。

※ バイオマス＝生物を利用して有用物質やエネルギーを得ること。

※ 地産地消＝その地域で作られた農畜産物などを、その地域で消費すること。

※ 循環型地域社会＝有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく地域社会のこと。

## 第2項 環境保全の推進

### ■現状と課題

産業経済が発展し、工場などからの排水や排出ガスによる公害の発生やレジャー施設の開発などによる自然破壊、人々の生活様式の多様化、産業構造の変化、市街地への人口集中などによる自動車の排出ガスや騒音・生活排水による水質汚濁といったいわゆる生活型公害といった問題が生じています。一方、身近な自然とのふれあいなど緑豊かな潤いのある快適な環境に対するニーズが強くなっています。

また、近年、都市型・地域型の公害に加え、地球温暖化といった地球環境の破壊や廃棄物などによる環境汚染が重要な問題としてクローズアップされています。

本町の美しい環境を町民共有の財産として、将来にわたって大切に守り育てていくことができるよう、町民一人ひとりが、人と環境のかかわりについて理解と認識を深め、日常生活や事業活動における価値観と行動様式を見直していく必要があります。

### ■基本方針

私たちの環境をよりよいものにしていくためには、町民一人ひとりが環境に関する基本的な知識を身に付けることにより、理解と知識を深め、環境保全意識の高揚を図ることが何よりも重要です。

このため、環境学習を総合的・体系的に推進するとともに、町民・民間団体などの自主的な環境保全活動を促進します。

都市化の進展や生活様式の多様化、産業活動などによる公害の未然防止と発生源への対策を推進し、町民が快適な生活をおくることができるよう、企業・町民の協力を得て、監視活動を強化します。

より良い環境を引き継いでいくには、私たち一人ひとりが、その使命と責任を強く

心に刻みながら、環境問題を身近なものとしてとらえることが大切です。その一環として、自らも環境への負荷を継続的に低減する取り組みを検討します。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 環境保全の推進

##### （１）環境保全意識の高揚

- ①体験学習やパンフレット配布等による環境意識の啓発の推進
- ②自主的な環境保全活動の推進

##### （２）公害防止対策の推進

- ①公害物質測定と監視体制の強化
- ②計画的な環境保全の推進

##### （３）環境のまち宣言

## 第3項 水資源の確保と利用

### ■現状と課題

地上に降り注いだ雨水は、大地に恵みを与え、川や地下水となって海へと下り、太陽の働きで蒸発し、大気圏から再び地上へ戻って来ます。このような神秘的な自然の大循環が将来に渡っても繰り返されることが、私たちの暮らしを支える上で大変重要です。

近年、平常時の河川流量の減少や水質汚濁、地下水の水位低下など、水循環の健全性が損なわれており、水の有する多面的な機能が十分発揮されるよう、健全な水循環系の保全と回復に努める必要があります。

本町における水道水源は、河川からの表流水・湧水及び地下水を取水しておりますが、ここ数年、地球温暖化等によって引き起こされる気象変動の影響で、今まで保たれてきた水収支のバランスが崩れる恐れがあります。

引き続き水資源を安定的に確保するため、水源かん養機能を発揮させる適正な森林整備等は重要であり、現在、市街地の主な供給源である本別川上流の、国有林は保安林に指定されており、伐採が行なわれた後は植林が行われています。今後も保水力と浄化機能を高めるため森林の育成に力を入れ、持続的に取り組む必要があります。

また、水質、水量、水生生物、水辺地等の水環境を総合的に捉え、水循環系全体を視野に入れた環境にやさしい施策を展開する必要があります。

### ■基本方針

近年、自然や生活の中で水に触れる機会が少なくなり、限りある貴重な水資源を21世紀を担う次世代に健全な姿で引き継ぐため、豊かな生態系を育む機能や景観等の良好な水辺空間の保全と回復に努

めるとともに、森林の持つ水源かん養機能を発揮させるため、森林整備を推進します。

町民が自らの生活に与える影響への理解を深めるための環境学習等を推進し、流域内の行政・町民・事業者などが、認識を共有しながら適正な役割分担の下に、みんなが活動に積極的に参加できるように取り組みます。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 水資源の確保と利用

##### （１）豊かで良質な水資源の確保

- ①森林の適正管理による水源かん養機能の維持向上
- ②河川維持流量、環境用水の確保

##### （２）うるおいのある水辺空間の創出

- ①河川に触れ親しむ場の保全・回復と整備
- ②町民の水環境学習や地域環境活動への参加



## 第1項 有効な土地利用の推進

### ■現状と課題

土地は個人や企業などの私的な財産であるとともに、町民が生活や生産活動などを行う場所であり、町民共有の有限な財産です。

この間、町では「農業振興地域整備計画」「本別町都市計画マスタープラン」「緑の基本計画」などを策定し、都市的な土地利用と自然的な土地利用の調和を図りつつ、適切な土地利用に努めてきました。

しかし、中心市街地では人口減少や少子高齢化、購買力の流出などに伴い、空き家や空き店舗、空き地などが増加し、まちの顔としてのイメージと活力の低下が憂慮されており、民間と行政が一体となった総体的な対策を検討する必要があります。

また、農村地帯では今後予想される農家の減少からくる農地の流動化、農地の適切な保全活用に努めていくことが重要となっています。

今後も土地利用関係法、町が定めた各種計画の適切な運用に努め、恵まれた自然環境と調和し、産業の振興や生活環境の整備を推進するため、社会情勢の変化に対応した秩序ある土地利用を図る必要があります。

なお、地籍調査事業については、事業を休止している自治体が多い状況です。今後、地域情勢及び財政状況などを勘案し、関係機関と十分協議しながら慎重に対応していく必要があります。

地番データ、固定資産データ、農地データ、森林データ、農振データ土地情報などのその他土地情報について、適正管理と効果的な活用に努める必要があることから定期的なデータの更新が課題となっています。

また、北海道横断自動車道の整備に伴

う、インターチェンジ付近の土地利用、さらに、ふるさと銀河線跡地の有効活用についても計画的に進めなければなりません。

### ■基本方針

効率的な社会経済活動と安全で快適な生活が確保できるように、「※農業振興地域整備計画」「※本別町都市計画マスタープラン」「※緑の基本計画」などをベースに地域の実情に応じた「自然的土地利用」と「都市的土地利用」による計画的な土地利用の誘導に努めます。

町内の土地の適正な把握と管理を進めるため、土地情報化システムの構築に努めます。

北海道横断自動車道を最大限利活用した施策の展開をするため、インターチェンジ付近の土地利用について、計画的に整備を進める必要があります。

さらに、ふるさと銀河線跡地については「旧ふるさと銀河線跡地対策会議」が策定する、銀河線跡地管理及び利用計画指針に基づき進めます。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 有効な土地利用の推進

##### （１）計画的な土地利用の推進

①各種計画の適切な運用

##### （２）土地情報などの適正管理

①土地情報化システムの整備

##### （３）公益的用地、公共的用地の土地利用

①インターチェンジ付近の利用

②ふるさと銀河線跡地の利用

※ 農業振興地域整備計画＝農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、市町村が定める総合的な農業振興計画のこと。

※ 本別町都市計画マスタープラン＝都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにする町のマスタープラン。

※ 緑の基本計画＝町の緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画として規定されており、区域内における緑地の適正な保全および緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための総合的な計画。



## 第2項 上水道等の整備

### ■現状と課題

水道は、町民の生活と密接に結びついたライフラインであり、安全で良質な水を安定的に供給することが基本となります。

本町の上水道は、1日給水量 $3,715\text{m}^3$ の施設能力を有し、市街地をはじめ広範囲にわたって水を供給しており、普及率は平成21年度末で96.3%となっています。

簡易水道は、仙美里・勇足・美里別の3箇所、1日給水量の合計は、 $3,028\text{m}^3$ の能力を有する施設があり、平成21年度に西美里別地区道営事業での拡張整備が完了しており、今後は、完了地区の普及推進に取り組んでいく必要があります。

このほか、営農用水道では、西勇足に1日給水量 $258\text{m}^3$ の能力を有する施設が設置されています。

上水道区域の水道施設は、昭和50年代に建設された施設であり、更新時期が迫り長期計画により現在も整備を進めています。また、簡易水道・営農用水道区域においても、機器・計装設備の更新時期に入り、安心・安全・安定供給をするために財政状況を勘案しながら更新整備を進めていく必要があります。

### ■基本方針

水は、町民の日常生活から産業活動に至るまで、あらゆる面で欠かすことのできない資源であることから、災害時にも強い水道施設を計画的に整備します。

また、水の安全性やおいしさに対する利用者の関心や要望は、一層高まっており、安全で安定した水の供給に努めます。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 上水道等の整備

##### （１）安定した水の供給

- ①配水管の整備
- ②水道量水器整備
- ③水道施設の整備

##### （２）安全で安心な水の供給

- ①浄水場施設機器・計装設備整備
- ②「水」のPR活動の推進
- ③水質管理体制の強化





## 第3項 下水道等の整備

### ■現状と課題

下水道は町民が快適で豊かな生活を営むうえで欠くことのできない施設であり、環境整備・保全の面からも、下水道による生活排水の適切な処理は河川の汚染を防ぐとともに、都市と自然との共存にとって重要な役割を担っています。

本町の公共下水道は、昭和56年度から事業に着手し、※污水管渠の整備と※終末処理場の建設を進め、平成3年3月に一部供用開始するとともに、計画的に整備を行っています。

平成21年度末での下水道普及率は65.9%、水洗化率は87.0%、認可区域内の面整備率は75.5%と毎年高くなっています。今後は認可区域内未整備地区の土地利用動向を見ながらの整備を進めていく必要があります。

また供用開始後およそ20年が経過しており、下水道の機能を維持するために施設の修繕・更新を計画的かつ経済的に進め施設の長寿命化を図ることが不可欠となっています。

一方、公共下水道区域外については、平成11年度より※浄化槽整備事業を開始し、生活排水施設総合普及率は、平成21年度末で78.8%となっています。年間の設置基数は減少の傾向にありますが、生活環境の整備には欠くことの出来ない事業であり、今後も浄化槽整備に対するニーズは高いものと思われます。

また、汚水処理で生じる下水道汚泥については、農地へ肥料として還元することを基本に処理を行っており、今後も地球環境にやさしい方法として、資源の有効利活用を進めて行く必要があります。

さらに、下水道普及率や水洗化率の向上に向けて、これらの整備を計画的に進めるとともに、その普及促進のための啓蒙活動についても取り組んでいかなけれ

ばなりません。

### ■基本方針

快適な生活環境を確保するため、公共下水道の認可区域内における整備を推進するとともに、施設の計画的で経済的な修繕・更新を進め長寿命化を図るとともに、公共下水道区域以外の地域については浄化槽整備事業による整備を推進します。

下水道汚泥については、資源として供給し、良質な肥料として出来る限り再利用に努めます。併せて、水洗化の普及促進のための啓蒙活動を行い水洗化の促進に努めます。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 下水道等の整備

##### （１）公共下水道事業の推進

- ①管渠網の整備
- ②下水処理場機器等の計画的な整備
- ③管渠の維持補修

##### （２）浄化槽整備事業の推進

##### （３）下水道汚泥の再利用推進

##### （４）水洗化の促進

※ 污水管渠＝分流式下水道において、汚水を流下させる管。

※ 終末処理場＝下水を最終的に処理して、河川その他の公共用水域へ放流するための処理施設。

※ 浄化槽＝下水処理場につながらない地域で、水洗便所の汚物を分解・消毒するための装置。

## 第4項 住宅、宅地の整備

### ■現状と課題

生活水準の向上や、環境問題等から、住まいに対する町民のニーズは多様化しており、少子・高齢化社会や、環境に対応した住宅環境づくりが望まれています。

本町の人口は減少傾向にある中、世帯数は横ばいであり、核家族化傾向が進んでいます。また、高齢者の一人暮らしも増えており、福祉と連携した住宅環境づくりをしていかなければなりません。

市街地については、空家や遊休地が点在している状況があり、住宅系用途指定区域等に民間活力を積極的に導入しながら、住宅や宅地の整備をしていかなければなりません。

人と環境にやさしい住宅環境づくりを進めていくため、バリアフリー化や環境共生型の住宅整備を積極的に進めていかなければなりません。

公営住宅などの整備は、栄町団地の建替や向陽町団地の改築などを現在行っております。\*本別町住宅政策推進計画に基づき、地域の特性を十分踏まえ、人と環境にやさしい住宅整備、周辺環境整備を行っていく必要があります。

近年、田舎暮らしを求めて、地方への移住する方が増えています。本町においても定住人口の増加や交流人口の増加の観点から受入体制の充実が求められています。

### ■基本方針

住み慣れた地域で安心して生活し続けることができ、町民の多様なニーズに対応した良質な住まいや本町にふさわしい住みよい住環境の整備を進めます。

公営住宅等の整備については、「本別町住宅政策推進計画」を基本に、社会経済情勢の変化に適応した、福祉でまちづくりと連携した公営住宅等の整備を推進し

ます。

田舎へのあこがれや退職期を迎えた\*団塊世代の方々など、経験豊かな人材の移住、交流を促進し、地域の活性化を目指します。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 住宅、宅地の整備

##### （１）定住促進につながる住まい、住環境の整備

- ①既存宅地や定住促進団地の活用による、定住の促進
- ②民間借家・公共住宅や住まいの確保

##### （２）「福祉でまちづくり」と連携した、住環境の整備

- ①高齢者にやさしい生活基盤・住宅の展開
- ②安全・安心な生活が確保できる住環境の整備
- ③住宅におけるバリアフリー化の推進
- ④寒地の気候に対応した住宅工法の普及展開
- ⑤多様な住まいの展開による、居住福祉の充実
- ⑥公営住宅事業の計画的な推進による、居住水準の向上
- ⑦少子高齢社会に対応した、人にやさしい公営住宅の整備

##### （３）移住者の受入体制の充実

- ①移住者対応窓口の充実
- ②お試し移住等のメニューの充実
- ③移住情報の発信

※ 本別町住宅政策推進計画＝本町の地域特性に応じた町内全般にわたる住宅政策の基本的な方針た公営住宅の整備推進に向けた計画。

※ 団塊世代＝第二次世界大戦直後の日本において、1947年から1949年までのベビーブームに生まれた世代である。

## 第5項 公園、緑地の整備

### ■現状と課題

公園や緑地は、町民の憩いとふれあいの場を提供し、安全な遊び場としての機能を有するとともに、快適な環境づくりや万が一の災害時の避難場所としての役割を担う重要な都市施設です。

本町の市街地には、総合公園をはじめ、運動公園などの都市公園がバランス良く配置されており、その中で特に「義経の里本別公園」は、自然豊かな環境を活かした総合公園であり、町民のボランティアによる遊歩道の整備、植樹祭などが行われています。キャンプ場の無料開放など、町民をはじめ、町外から訪れる人にも快適で利用しやすい公園づくりを目指しています。

多くの人々から、四季折々に変化する自然豊かな公園として高い評価を得ている反面、観光旅行の形態の変化、景気低迷や温泉施設等が撤退したため、年々来訪者数が減少しています。

観光資源に乏しい本町の大切な観光資源として、「義経の里本別公園」を核とした、魅力ある施設整備が今後の重要な課題です。

公園施設については、利用者の安全で利活用しやすい公園づくりを進める必要があり、計画的な維持補修や改築・更新も含めた公園施設の長寿命化や、高齢者や体の不自由な方々も利用しやすい公園施設の整備も進めていかなければなりません。

環境に対する町民意識の高まる中、緑豊で親しみのもてる公園や緑地づくりは重要な課題です。

### ■基本方針

幼児から高齢者まで幅広い利用者の安全と、潤いと安らぎのある快適な生活環境を実現するため、計画的な維持補修や改築・

更新も含めた公園施設の長寿命化を図るとともに、自然豊かで魅力のある公園・緑地の整備に努めます。

「義経の里本別公園」は、町民の憩いの場として自然豊かな環境を活かしながら、誰もが安全に楽しく訪れるために、公園内のバリアフリー化、神居山・義経山・弁慶洞を一体化した遊歩道整備（本別公園ウォーキングロード）を図ります。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 公園、緑地の整備

##### （１）ふれあいのある公園の整備

- ①幼児から高齢者まで利用しやすい公園の整備
- ②公園施設の計画的な整備

##### （２）自然豊かな本別公園の整備

- ①自然豊かで、魅力あふれる公園の整備促進
- ②公園内のバリアフリー化



## 第6項 ゴミ、し尿処理の充実

### ■現状と課題

日本の経済環境の変化に伴う、町民の生活様式等の変化により、ゴミの排出量は年々増加の一途をたどっていましたが、近年地球規模での環境問題がクローズアップされ、地域の資源保護に対する町民の意識も高まった結果、ゴミの排出量が減少の傾向にあります。

国では、それまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の在り方を見直し、環境への負荷の低減を目指す「循環型社会」を形成するため、循環型社会基本法が平成13年に施行されました。

循環型社会の形成のためには、国、地方自治体、事業者及び町民のそれぞれが適切に役割を分担して取り組むことが重要です。

本町においては、平成14年12月から池北三町での広域ゴミ処理事業が始まり、17種類の分別収集を実施し、リサイクルの推進及びゴミの減量化に努めております。しかし建設から8年を経過した施設は一部老朽化が進んでおり、施設設備の補修や新たな枠組みによる処理施設及び方法を検討しなければなりません。

また、平成17年7月からはゴミ処理の有料化もスタートしており、町民の幅広い協力を得て、一層の減量化とリサイクル運動などを進めながら、ゴミの排出量の抑制を図らなければなりません。

し尿処理については、十勝環境複合事務組合による共同処理を平成18年から帯広市の中島処理場で行っておりますが、収集・運搬を含め効率的な体制づくりを検討しなければなりません。

### ■基本方針

国の「循環型社会形成推進基本計画」が策定されたことを受け、北海道ではこれらを総合的・計画的に推進するために

「北海道循環型社会推進計画」を策定しました。

このため本町では、ゴミの3R（リデュース・リユース・リサイクル）を進め、町民の理解と協力を得ながらゴミの減量化、資源としての再利用できるものなどの分別等、さらなる徹底を図ります。

し尿処理については、十勝環境複合事務組合と連携を強化して、処理体制の見直しを行います。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### ゴミ、し尿処理の充実

##### （１）ゴミの減量化と処理

- ①収集体制の見直しと分別の徹底
- ②ゴミ減量化及び不法投棄への対策

##### （２）リサイクルの推進

- ①資源ゴミのリサイクル推進
- ②生ゴミの堆肥化
- ③資源集団回収の推進
- ④町民への啓発と普及

##### （３）污水处理施設の体制強化

- ①維持管理体制の見直し
- ②十勝環境複合事務組合との連携強化





## 第7項 環境衛生、墓地、火葬場の充実

### ■現状と課題

国民の生活水準が向上し、健康や自然環境に対する関心が高まってきており、人にやさしい衛生的な生活環境が強く望まれる今日となっています。

本町では、自治会などを中心に「ポイ捨てゼロの日」運動として空缶の回収等の清掃活動、環境美化運動など、本別町保健衛生組合等、町民組織が中心になった活動により、衛生的で美しい町づくりを目指しています。しかしながら、今日、ペットの放し飼いによる糞尿の問題等、環境問題に関する町民からの苦情も多くなってきており、所有者へマナーの啓発と指導、また狂犬病予防の観点から、予防接種の徹底や野犬掃討などの対策を進めていく必要もあります。

また、本町の火葬場は、昭和54年に整備して以来25年が経過していることから、施設の一部補修改裝等を行っており、今後新たな施設整備も含め検討が必要です。

墓地は、現在町内に28ヵ所があり、そのうち公営は3ヵ所で、錦町とキロロは供用可能な区画が無く、本別霊園の1ヵ所を運営していますが、整備した区画は残り少なくなってきており、今後、第2次の造成が必要です。

近年自家風呂の普及及び生活様式の変化に伴い、公衆浴場の利用者が減少している傾向にある中、燃料の高騰等も重なり公衆浴場の維持経営は困難な状況となっています。公衆衛生の向上及び増進の観点から、公衆浴場の維持確保に努めなければなりません。

### ■基本方針

美しく住みよい町を目指し、町民と協働で環境美化の取り組みを進めます。畜犬などについては、飼育管理を徹底し、所有者へマナーの啓発と指導を行います。

火葬場については、既存敷地では用地狭小の問題から改造は困難であるため、新たな施設の整備について広域での施設整備を含めて調査、検討を進めます。

本別霊園については、園路の整備や造成など、計画的な整備を推進します。

公衆衛生の向上及び増進の観点から、公衆浴場について、その維持運営を支援します。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 環境衛生、墓地、火葬場の充実

##### （１）環境美化運動の推進

- ①「ポイ捨てゼロの日」運動の推進
- ②ゴミの不法投棄の防止強化
- ③自治会単位の環境美化運動の推進

##### （２）畜犬登録と野犬掃討の推進

- ①畜犬登録の推進と放し飼いの解消
- ②野犬の掃討と狂犬病対策の推進

##### （３）火葬場の整備と霊園の整備の推進

- ①火葬場整備の検討
- ②墓地の第2次整備の検討
- ③霊園緑化の推進

##### （４）公衆浴場の維持確保

- ①公衆浴場運営の支援





## 第5章

# 町民力、地域力、行政力が 発揮できるまちづくり



## 第1項 町民参加のまちづくり

### ■現状と課題

本別町は、古くから先人達が、さまざまな形で支え合いながら、知恵をしぼり、汗をかき、活気のあるまちづくりを進めてきました。

まちの課題や生活を取り巻く問題を解決するために自発的に活動している人、自治会や各種団体、グループを通じ活動しているなど、多方面で活躍をしています。この町民の「点」での活動を「線」から「面」にし、有機的に成長させていくことが必要です。

住みよいまちづくりのためには、町民と行政とがお互いに目的を共有し、一緒になって考え、解決していくという「協働」のシステムを構築し、地域課題の解決や魅力あるまちづくりなどに取り組んでいくことが、「住み続けたいまちづくり」につながっていきます。

町民の力を積極的にまちづくりに活かすため、町民と共通の視点で協働していく姿勢を持ち、町民が活動しやすいような仕組みが必要です。

併せて、これまで行政主体で行なわれてきた公共サービスの提供についても、町民やNPO、企業等の民間との連携を図っていくことも求められています。

今後の行政運営を円滑に推進していく上で、町民、議会、行政の3者の役割と責任を明確にする制度の確立が必要となっています。

### ■基本方針

複雑化・高度化する社会の課題に対応するため、町民や企業、各種団体、学校、行政などの社会を構成するさまざまな主体が連携しながら、その特性に応じて役割と責任を分担する「協働によるまちづくり」を進めます。

町民のまちづくりへの参加機会の拡大

を目指すため、条例委員など町附属機関の委員の公募制を充実させるとともに、まちが策定する各種計画などについて、町民の参加を図り、町民の意見が反映できるよう努めます。

協働によるまちづくり職員研修の開催や協働社会にふさわしい人材の育成に努めます。また、公益性が高い活動に対しての支援を積極的に行います。

町民参加による\*自治基本条例の制定に向けた取り組みを進めます。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 町民参加のまちづくり

##### （1）町民参加機会の拡大

- ① 条例委員などの公募制の充実
- ② 計画策定などの町民参加の拡大
- ③ （仮称）自治基本条例の制定

##### （2）町民協働の体系づくり

- ① 町民協働意識の向上
- ② 町民協働事業の推進

##### （3）協働の担い手の支援

- ① 町民向け講座の充実
- ② 町民活動情報の発信



※ 自治基本条例＝その地域における自治の基本原則や、行政の基本ルールなど基本原則を定めるもので、「自治体の憲法」ともよばれています。

## 第2項 地域活動の推進

### ■現状と課題

近年の生活様式や個人意識の多様化は、地域コミュニティへの参加意識の希薄化を招いており、地域における町民相互の交流や連帯感は、以前に比べ弱い傾向にあります。

本町には、自治会として76の自治会があり、それぞれの自治会が防犯、福祉、清掃活動など進めています。しかし、高齢化や過疎化が急速に進んでおり、自治機能の低下により、一部の自治会で統廃合を含め見直しの声が上がっています。自治会連合会とも協議をしながら、自治機能回復のため今後のあり方について検討をしていかなければなりません。

さらに、近年、町民自ら身近な課題を解決するため、従来の自治会活動に加え、ボランティア活動など、新たな活動の必要性が出てきており、より多くの会員の参画や連携によって活動の輪を広げていくことが重要です。

今後も、住みよい地域社会を作り上げていくために、自治会活動に対する支援を行っていくとともに、新しい町民活動を支えていくための条件整備を図り、コミュニティの場を整備し、活用していく必要があります。

### ■基本方針

社会の著しい変化や過疎化の進展は、町民の生活意識や生活様式の多様化を生み出し、それに伴うふれあいの希薄化、少子高齢化の進展、核家族化の進行などにより、連帯意識や助け合いの意識、近所づきあいなどの交流が少なくなってきました。

こうした中、自治会は、地域全体に行き渡る組織として、また、町民と行政を結ぶ組織として重要な役割を担っています。

地域活動の主役は町民との視点のもとに、活動の活性化と自主運営に対する支援をす

るとともに、在宅福祉ネットワーク活動の組織化について一層の推進に努めます。

さらに、町民の福祉・文化の向上と自治会活動を推進するために、地域集会施設の整備を図ります。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 地域活動の推進

#### （１）自治会組織の育成強化、連携意識の高揚

- ①自治会意識の高揚
- ②コミュニティ運動の推進
- ③在宅福祉ネットワーク活動の組織化の推進
- ④自治会活動推進交付金の交付
- ⑤自治会組織（地域力）の強化

#### （２）地域集会施設の整備



## 第3項 広報広聴の充実

### ■現状と課題

町民と行政とが協働でまちづくりを進めていくためには、町民に行政の方針や抱える課題を適切に伝え、情報を共有するとともに、町民の意向を施策に反映させる必要があります。

本町では、町民に親しまれ、読んでみたいと思われるような紙面、「町民と行政のかけはし」となり「まちづくり」につながる\*広報紙を目指しています。

町の抱える課題や町民の皆さんの元気な姿などまちの動静を幅広く周知し、情報をリアルタイムで共有し、お互いに語り合えるような紙面になるよう努めるとともに、年々高齢化が進んでいることから文字の大きさにも配慮した人にやさしい広報紙づくりにも取り組んでいます。

また、インターネットでの情報入手が主流になりつつあることから、本別町公式ホームページにも広報紙を含めた各種情報をタイムリーに掲載し、広く町内外へ本別町をPRしています。

今後は、あらゆる情報が求められていることから、広報紙やホームページにおいて的確で迅速な情報の提供をするとともに、「親しまれる」から「必要とされる」広報紙、ホームページを目指す必要があります。

\*広聴活動については、町民の声を聴く機会を積極的に設け、情報をリアルタイムで共有しお互いに語り合うことが重要です。

### ■基本方針

広報紙やホームページで的確、迅速、オープンな情報を提供するだけでなく、平成23年度から町内全域でスタートするブロードバンドサービスを活用し、サービスを提供する民間通信事業者とも連携協力し、本別町へ人を呼び込めるような

魅力ある情報を発信します。

これからのまちづくりは、行政が保有する情報をあらゆる場面において可能な限り町民へ提供・公開し、町民と行政が情報を共有するという認識のもと、すべての町民に情報が伝達されるよう多様な手段、方法を用いて情報を提供します。

また、町民の方々からの意見・要望などを幅広く聴くための機会をつくり、誰もが町政に参画し、町民一人ひとりが主役のまちづくりを推進します。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 広報広聴の充実

##### （１）広報広聴活動の充実

- ①町広報紙、町ホームページの充実
- ②町勢要覧作成など町情報の発信
- ③多様な情報の提供
- ④各種懇談会の開催

※広報＝官公庁・企業・各種団体などが、施策や業務内容などを広く一般の人に知らせること。

※広聴＝行政機関などが、広く一般の人の意見や要望などを聞くこと。



## 第4項 男女共同参画社会の形成

### ■現状と課題

少子化や核家族化など急速な社会環境の変化により、女性のライフスタイルも多様化が進んでおり、\*男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりのニーズや目標に応じた適切な支援が求められています。

国レベルでも、「\*男女雇用機会均等法」や「\*育児・介護休業法」、「\*次世代育成支援対策推進法」など法制度の整備により、仕事と子育てや介護その他の家庭生活との両立が進みつつあるなど、女性の社会進出に関して一定の成果を上げてはいるものの、今もなお多くの分野において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度及び慣行が存在しており、女性の能力発揮や社会参画を阻む要因となっています。

近年では、\*ドメスティック・バイオレンス（DV）や\*セクシャルハラスメントなどによる社会問題などが発生しており、男女共同参画社会の実現には多くの課題が残されています。

本町においても、法律などの趣旨に鑑み、今後も、男女がともに責任を分かち合い、あらゆる分野において、性別にかかわらず、誰もがいきいきと幸せを感じながら暮らすことができる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが必要です。

### ■基本方針

これまでの男女の固定的な役割分担の意識の変革を進めながら、家庭や地域社会、さらには各種研修会等をとおして男女平等に根ざす教育の充実に努めます。

家庭や職場、地域における女性問題の解決に向け、関係機関と連携を図り、意識啓発や相談体制等の充実に努めます。

また、各種審議会、委員会など政策決定

の場など地域社会活動への女性の参画の促進に努めます。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 男女共同参画社会の形成

##### （１）男女共同参画に向けた意識の醸成

- ①男女共同参画についての啓蒙活動の推進
- ②男女平等の研修の充実

##### （２）男女共同参画の環境整備

- ①女性に対する支援機能の充実
- ②女性委員等の積極的な登用

※ 男女共同参画社会＝男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

※ 男女雇用機会均等法＝募集・採用、配置、福利厚生、退職、解雇などにおける男女の差別的な取り扱いの禁止、セクシャルハラスメントの禁止などを定める法律。

※ 育児・介護休業法＝育児や家族の介護を行う労働者を支援する目的で、育児休業・介護休業、ならびに、子の看護休暇について定める法律。

※ 次世代育成支援対策推進法＝次代の社会を担う子供が健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的とした法律。

※ ドメスティック・バイオレンス＝家庭内における暴力行為。特に、夫や恋人など近しい関係にある男性から女性への暴力。身体的な暴力行為のほか、精神的・性的暴力も含む。

※ セクシャルハラスメント＝性的いやがらせ。特に、職場などで男性から女性に対して、または女性から男性に対して行われる性的、差別的な言動のこと。

## 第1項 行財政運営の推進

### ■現状と課題

厳しい財政状況の中で、国から地方自治体への権限と税源の移譲が進んでいます。今後も、地方交付税の縮小や社会保障関係費等の義務的経費が確実に増加していくことから、財政運営は一層厳しさを増していくことが予想されます。地方交付税に頼らない一層の自主・自立の行財政運営が求められることになります。

本町が生き残るためには、健全な財政運営を行い、限られた財源のなかで満足度の高いまちづくりを進めるために、町民の視点に立った選択と集中による行財政運営を推進するとともに、協働によるまちづくりの体制づくりが重要な課題になっています。

そのためには、積極的に財政状況について情報公開を進めながら、真に必要な事務事業の選択とさらなる経費縮減を進め、持続可能な健全財政を確保していくことが求められています。

また、複雑化、多様化する町民ニーズに対応するため、事務の効率化を進めながら、迅速で的確な意思決定ができる組織体制を構築するとともに、組織全体での政策形成能力の向上を図るため、職員一人ひとりの資質を向上する必要があります。

非常に厳しい行財政環境の中で町民サービスの維持・向上を図っていくため、今まで以上にさまざまな観点からスピード感ある「新本別町行財政改革計画」に取り組む必要があります。

### ■基本方針

※町民力、※地域力、※行政力が発揮できるまちづくりを進めるべく、これまでの行政改革の成果を踏まえ、残された課題を十分把握した上で、町民・団体・企業・行政が、相互に理解を深め、協働の

視点でこれからの財政運営のありかたを見つけ出し、次代に希望の持てる財政の基盤づくりを進めます。

新本別町※行財政改革計画を基本に、複雑化、多様化する町民ニーズに的確に対応し、組織の効率化や職員の能力開発等を行い、あらゆる事態にも対応できる体力のあるまちづくりを目指します。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 行財政運営の推進

##### （１）健全な財政運営の推進

- ①収入の確保（自主財源の確保）
- ②経常収支の改善
- ③給与水準・定員管理の適正化
- ④公債費負担の適正化
- ⑤公営企業繰出金の適正運用
- ⑥新たな計画・指標を活用した、財政の健全化・透明化

##### （２）効率で質の高い行政運営の推進

- ①新本別町行財政改革の実践
- ②職員研修の充実
- ③公有遊休地の適正管理と有効利用



※ 町民力＝町民が自主的・自発的に地域課題の克服に取り組もうとする力。

※ 地域力＝地域社会の問題について市民や企業をはじめとした地域の構成員が、自らその問題の所在を認識し、自律的かつ、その他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力。

※ 行政力＝自治体の「ちから」であり、本別町としての「実力」です。自治体の健全な都市経営を行っていく力量であり、効果的な施策を展開できる職員の力量のこと。（職員の力の結集）

※ 行財政改革計画＝簡素で効率的な本別町のまちづくりを実現するための計画。

## 第2項 開かれた町政づくり

### ■現状と課題

まちづくりの基本は、このまちに住む町民が自ら考え、意見を持ち、行動することにあります。そのためには、まちに関するさまざまな情報などが、十分に提供され、理解されていなければなりません。

このことは民主主義の原理であり、町民自治の原点であると考えます。

町民一人ひとりの価値観が多様化し、社会情勢が大きく変わっていく中であって、よりよい地域の創造のため、新たな価値を構築することが求められています。

町が保有する情報は町民と共有の財産であると位置づけ、誰もが知りたいときに自由に知り得よう知る権利を明らかにするとともに、町政の諸活動について説明する責任を果たし、その公開性を高め、まちづくりへ町民の参加を促進し、創造性豊かなまちづくりのため、平成14年に「※情報公開条例」を制定し、開かれた町政づくりを進めています。

協働によるまちづくりを進めるためには、※情報公開制度、※個人情報保護制度の適正な運用に努めることはもちろんですが、情報の提供・公表の一層の充実を図っていくなど情報公開の総合的な推進を図り、町民の情報に対するニーズに的確に応えていく必要があります。

情報公開条例の制定により、町側からの情報公開・情報提供は進みつつありますが、町民の意見、意識の把握といった点では、一層の取り組みの推進が求められています。

町民の視点に立った行政運営を実現するため、町づくりに関する情報公開と広聴機能をさらに充実させることが必要です。

### ■基本方針

近年の行政活動の領域の拡大やその内容の専門化、高度化などに伴い、行政機関にはさ

まざまな内容の大量の情報が集積されています。

また、※地方分権が進展する中、町民中心の町政を実現するためには、主権者である町民が町政を監視し、理解し、また町政へ積極的に参加していくことが不可欠であり、そのためには町政に関する情報が公開されていることが前提となります。

情報公開制度、個人情報保護制度とも、適切な文書管理の基礎の上に成り立つことから、その根幹となる「文書管理」の適切な運用を図るとともに、そのあり方について、今後も調査研究を進めます。

また、行政情報が積極的に利活用されるように、行政情報の内容の充実や提供の機会の拡充などを検討します。

町民に対して「知る権利」の浸透を図り、※プライバシーに配慮しながら各種の行政情報を提供していくとともに、誰もが利用できる、情報の提供に努めます。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 開かれた町政づくり

##### （１）情報公開制度の充実

- ①情報公開の総合的な推進
- ②文書管理環境の整備

##### （２）透明性の高いまちづくりの推進

- ①情報提供の義務化

※ 情報公開条例＝地方公共団体の行政機関が保有する情報の情報公開（開示）請求手続きを定めた条例。

※ 情報公開制度＝行政機関の保有する情報を開示請求する権利を国民に認める制度。

※ 個人情報保護制度＝「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする制度。

※ 地方分権＝政治・行政において統治権を中央政府から地方政府に部分的、或いは全面的に移管する事。

※ プライバシー＝個人や家庭内の私事・私生活。個人の秘密。また、それが他人から干渉・侵害を受けない権利。

## 第1項 広域行政の推進

### ■現状と課題

交通・通信網の整備による活動範囲の拡大により、町民の生活は町域の枠を大きく越えて営まれています。また、地方分権の進展に伴い、行政サービスの一層の専門化や高度化が求められるようになり、その必要性を増しています。

この間、歴史的な背景や地理的な条件から近隣自治体や十勝、全道規模での連携による各種事業を展開しているところです。

しかし、今後の人口減少時代の到来など基本的社会構造の変化が一層厳しさを増すことから、さらなる行財政改革に取り組む必要性に迫られており、行政区域境という見えない壁を取り払い、町民にとって最適な広域行政を展開していくことが求められています。

現在、十勝圏複合事務組合事務局に「消防広域推進室」を設け、広域化に向けた事務を推進しており、広域化に向けた取り組みが本格化しているところです。

また、十勝町村会が平成17年11月に策定した「※十勝町村行政のあり方」を基本とした検討小委員会において、短・中長期的な目標に基づく分野の検討を行っているところです。

一方、十勝「中心市」の都市機能と「周辺町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPOや企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、町民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住の促進を目的に、※十勝定住自立圏構想を進めています。

### ■基本方針

近隣自治体との広域的連携の強化や政策連携によって、行政区域の枠に収まら

ない課題などへの対応を図るとともに、町民はもとより近隣町民のすべてがサービスを利用できるよう努めます。

十勝圏複合事務組合による広域的な施策を進めており、ますます複雑化する行政課題を解決するために、参加自治体との連携、協力を積極的に推進します。

共通性のある事務事業を共同処理することによって、行政コストの削減を図ることが出来ます。独自の行財政改革と併せ、広域行政（連携）による行政コスト削減は有効な施策として積極的に取り組みます。

今後も十勝地区※グランドデザイン検討小委員会報告に基づき、効率的かつ質の高い行政サービスを提供するため、広域行政が可能な事務事業について、具体的な手法を交えた検討を進め、地方分権時代にふさわしい行財政基盤の確立を図ります。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 広域行政の推進

##### （１）広域連携体制の強化

①既存広域連携の推進

##### （２）十勝広域市町村圏域の連携推進

①十勝圏複合事務組合との連携強化（帯広高等看護学院、十勝市町村税滞納整理機構、十勝教育研修センター、消防広域化）

②公立病院の連携による薬品共同購入の推進

##### （３）新たな広域行政課題への対応

①行政全般にかかわる広域事業の運営充実

②行政全般にかかわる広域行政の検討推進

③十勝定住自立圏構想の推進

※ 十勝町村行政のあり方＝十勝町村会がまとめた、将来の十勝地域のあり方、帯広市を中心にした「十勝・市」を概ね10年以内を目標とし、人口36万人の道東の拠点都市をめざしますとしています。

※ 十勝定住自立圏構想＝都市機能を有する市と近隣町村が相互に役割分担・連携・協力することにより、必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策です。平成21年11月から、十勝19市町村で構成する十勝圏広域連携推進検討会議などにおいて、連携の可能性について調査・研究などを行い、平成22年11月26日に管内の市町村長により、オール十勝で定住自立圏の形成を目指すことを確認しました。

※ グランドデザイン＝壮大な図案・設計・着想。長期にわたって遂行される大規模な計画のこと。



## 第2項 国際交流、地域間交流の推進

### ■現状と課題

町民の国際意識は、あらゆる面で地球規模で考える時代になってきています。

本町の国際交流は、「町民ジェット」による交流を契機に、\*オーストラリア・キルモアとの姉妹都市提携、さらに、キルモアと周辺市町の合併で\*ミッチェルが誕生し、ミッチェルと再調印をしています。現在、中高生の派遣事業、相互の親善訪問など行政の枠を越え友好関係を育んでいます。

地域内の取り組みは、本別町国際交流協会が中心となり、十勝インターナショナル協会、国際協力機構（JICA）の受け入れなど幅広い交流活動を積極的に展開しています。

地域間交流活動は、多様な視点に触れ、相互に刺激し合い、お互いの成長や理解へとつなげるほか、地域の賑わいを増大するなど重要な役割を担っております。

現在、本町は、\*徳島県小松島市と友好都市の提携をしており、勇足小学校と立江小学校との交流を始め、小松島市の職員との相互派遣研修、特産物の販売など活発な交流が行われています。

また、昭和60年より\*宮城県南三陸町と中・高校生による相互交流を実施しており、事業終了後は、学校での生徒会活動や地域での活動などさまざまな場面でリーダーとしての役割を果たしている姿が見られています。

地域間交流活動は、お互いの地域の学習資源を積極的に活用し、地域に根ざした学習機会の拡充を図るとともに、自らの地域をあらためて認識・理解するうえで有効な手段の一つとなっており、今後とも、質の高い交流が続くよう育んでいく必要があります。

### ■基本方針

国際感覚豊かな人材の育成や民間団体のさまざまな交流の後押しを積極的に行うことが必要であり、国際交流の基盤づくりを進めます。

中・高校生による国際交流研修事業については、事業の継続も含め、国際交流のあり方、手法を検討しながら国際交流の推進を図ります。

地域間交流活動は、異文化へのふれあい、青少年の人材育成、地域資源の発掘・活用、さらには町民活動の醸成など、効果は広範多岐に及ぶものであり、そこで生まれる交流人口は、まちづくりを進める上で大きな力となることから、今後も積極的に進めます。

### ■施策の体系（主な施策・事業）

#### 国際交流、地域間交流の推進

##### （１）国際交流の推進

- ①国際交流機会の充実
- ②国際交流団体との連携
- ③国際理解教育の推進

##### （２）地域間交流の推進

- ①地域間交流の積極的な推進



\* オーストラリア・キルモア・ミッチェル＝1985年に始まった「町民ジェット」で前身であるキルモア町を訪問したことから交流が始まり1991年（平成3年）の本別町開基90年に際し、キルモアとの姉妹都市提携を結びました。1994年（平成6年）にキルモアと周辺市町の合併でミッチェルが誕生し、姉妹都市再提携。以来、中高生の海外研修や親善訪問など相互において密な関係を結び、一層の交流に努めています。

\* 徳島県小松島市＝本別町と小松島市の関係は、明治30年に阿波の国・立江村（あわのくに・たつえむら、現在の小松島市）の東條儀三郎村長が移民団を結成し、本別町勇足地区に入植したことから始まりました。この歴史的交流の背景を受け、1991年（平成3年）から、本別町立勇足小学校と小松島市立江小学校との交流また、1999年（平成11年）からは本別町と小松島市の職員による3か月間の相互派遣研修を実施し、更には双方の特産物の販売を行うなど、活発な交流活動を行っています。

\* 宮城県南三陸町＝（旧志津川町）20年以上、ジュニアリーダー活動の相互交流が続けられています。





# 第 6 次 本 別 町 総 合 計 画 付 属 資 料

---

本別町総合計画策定審議会諮問、答申

---

本別町総合計画策定までの経過

---

本別町総合計画策定審議会委員名簿

---

# 諮 問

本 企 号  
平成21年 5 月25日

本別町総合計画策定審議会  
会 長 今 野 公 司 様

中川郡本別町長 高 橋 正 夫

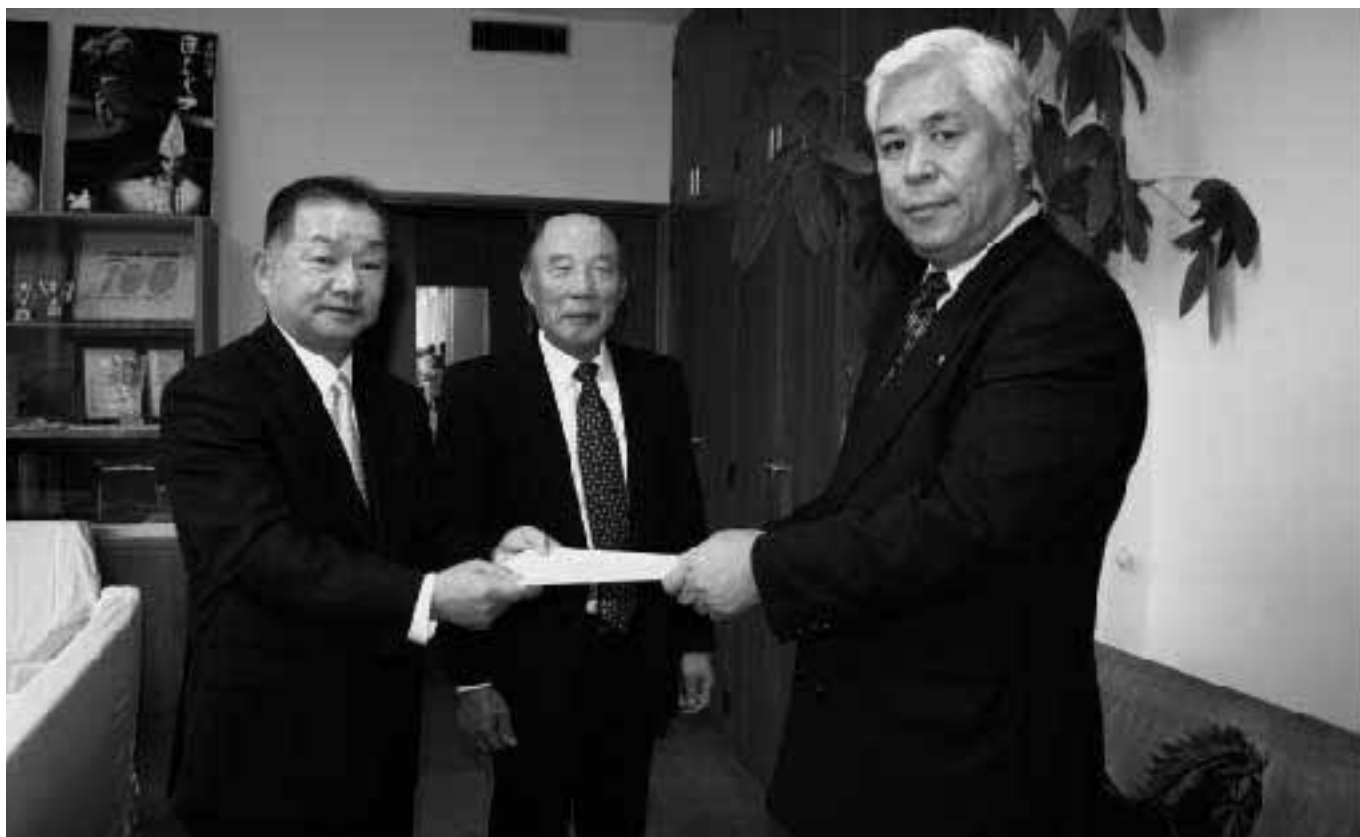
## 第 6 次本別町総合計画の策定に伴う諮問について

現計画であります第5次本別町総合計画は、平成3年多くの町民の皆さんの想いを込め、「ひと」を中心にまちづくりを展開する基本方針のもと策定いたしました。

この間、「思いやりの心」「学び合い」を大切に、「環境との調和」「あふれる活力」の創造を進め、福祉・保健、くらし・環境、教育・文化、産業などの様々な施策を総合的に展開し、生涯学習による「人にやさしいまちづくり」を目標に今日まで進めてきたところです。

この度、現行の総合計画の期間が満了することから、本別町の現状や課題を的確に把握し、将来のあるべき姿や目標を定めた、第6次本別町総合計画基本構想及び基本計画について、貴策定審議会より答申をいただきたく、ここに諮問いたします。





# 答 申

平成22年11月26日

本別町長 高 橋 正 夫 様

本別町総合計画策定審議会  
会 長 今 野 公 司

## 第 6 次本別町総合計画について(答申)

平成21年5月25日、貴職から本審議会に諮問された次期本別町総合計画の策定については、これまでに、9回の審議会、各部会、役員会、その他研修会を開催し、審議を重ねて参りました。

この間、少子高齢化の進展、情報通信技術の飛躍的な発展、地球環境問題に伴う循環型社会の構築などあらゆる分野で変革が進んでいます。

さらに、経済状況においては、「100年に1度」と形容される世界経済の危機は日本の経済にも大きく影響を及ぼしており、雇用の不安定化を招き、多くの人の生活を脅かす問題へと発展しています。

現在、進められている「地域主権の確立」は、この国の在り方を大きく転換する改革であり、国と地方自治体の関係を国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決め、活気に満ちた地域づくりを目指さすものです。

これからは、町民自らが新しい公共の担い手としてまちづくりへ積極的に参画、町民一人ひとりが主役であると同時に、町民をはじめとする多様な主体がお互いに支え合い、補完し合うことの出来る役割と責任、情報の共有をシステム化していかなければなりません。

こうした経緯を踏まえながら、本町の未来への誓いである「本別町民憲章」の精神を尊重するとともに、本町の現状や課題を的確に把握、本計画を策定する際に実施した町民アンケート結果を踏まえ、将来のあるべき姿や目標を定めましたので、本日、別冊のとおり、第6次本別町総合計画の基本構想(案)並びに前期基本計画(案)について答申いたします。

なお、以下5項目について、特に留意し、計画の推進にあたるよう要請いたします。

## 記

1. 本別町の主要課題として、「新たな仕事づくりの創造」「少子高齢化、過疎化対策の取り組み」「高速自動車道路網、高速通信網の利活用」「循環型社会の構築」「地産地消の取り組み」の5つを捉えました。その課題の解決に向けて一層努力されたい。

2. 本別町のまちづくりの姿を「樹」に例え、「根」「幹」「枝」のそれぞれの役割を次のとおり示しました。

### (1)人材育成(まなびの重要性)

本別町の未来を切り拓いていく人材が、町内外で活躍し本別町に貢献する人材を育成するため、各種施策の推進については、「学び」、「ひとづくり」をまちづくりの基本に置き、展開すること。

### (2)産業・雇用(仕事づくりと所得の向上)

本別町の経済を支えるあらゆる産業における積極的な事業活動への支援や、創業・起業の促進及び地域資源を活用した新産業の創出・育成などを通じて、地域産業の形成・活性化を図り、雇用の場の確保に努めること。

即効性が求められる雇用の場の確保に集中的に投資しつつ、中長期的な視点で、夢のある良質な仕事の創出にも取り組んでいく必要があることから、そのための実効性のある戦略を各施策に盛り込み、あらゆる場で新たな産業を生み出し、雇用を生み、町民一人ひとりの所得の向上を目指すこと。

### (3)安心・安全・健康(命と暮らしを守る)

子ども、高齢者、障がいのある人など、すべての町民が健康で安心していきいきと暮らし続けられ、住み慣れた地域で、その人らしく自立し、安心した生活が送れるよう、保健・医療・福祉の連携による一体的なサービスの提供、体制を充実し、町民の命と暮らし(生活)を守るための施策を展開すること。

3. 本町がこれまで進めてきた「生涯学習によるまちづくり」の考え方を継承し、これをさらに発展的に展開させるためには、これまで進めてきた、まちづくりの基本であるひとづくりを基軸としたまちづくりを展開すること。
4. 町民一人ひとりの人権が尊重され、生活するすべての町民が、このまちで学び働き住んで良かったと思えるよう、町民同士が交流を深め、補完し合い、町民相互の協働並びに町民、議会及び執行機関との協働を基本とし、適切に役割と責任を明らかにしたうえで分担し合い、自己決定及び自己責任による個性豊かな持続性のある地方自治を推進しなければなりません。より良い本別町を創るための最高規範として、(仮称)本別町自治基本条例の制定に向けた取り組みを進めること。
5. 次の世代に負担を先送りせず、将来にわたり持続可能な地域社会を確立するため、全庁一丸となって、さらに徹底した歳出全体の洗い直し、より一層効果的・効率的な事業の実施、自主財源の安定確保などを強力に推し進め、早急かつ確実に財政の健全化を達成することが必要です。行政改革大綱に基づき、既成の枠組みや従来の発想によらない新たな視点による行財政改革を進めること。



# 本別町総合計画策定までの経過

## 平成21年

- 4月14日 総合計画策定作業スタート
- 5月1日 総合計画策定審議委員 広報にて公募
- 25日 第1回策定審議会（会長＝今野公司氏）  
委嘱状交付、会長及び職務代理者の互選、策定に伴う諮問  
北海学園大学開発研究所開発特別講座（第1回）  
【テーマ】 「総合計画策定の意義と町民と行政の役割」  
【講師】 佐藤克廣教授
- 7月9日 研修会参加  
北海学園大学「政策研究公開討論会」へ出席（夕張市）
- 27日 第2回策定審議会  
「矢祭改革」福島県矢祭町の取組みビデオ上映、  
策定に向けた基本的な考え方  
部会長選出、スケジュール確認
- 8月3日 推進委員会（会長＝副町長）  
策定に向けた基本的な考え方確認、第5次計画の総括について、  
スケジュール確認
- 9月11日 第3回策定審議会  
SWOT分析、進行 佐藤克廣教授、スケジュール確認
- 10月5日 第4回策定審議会  
北海学園大学開発研究所開発特別講座（第2回）  
【テーマ】  
「本別で生きる、生き抜くために～まちづくりは仕事づくり～」  
【講師】 内田和浩教授
- 11月9日 役員会（会長、職務代理、部会長）  
今後の策定審議会の進め方
- 28日 北日本生涯学習まちづくりフォーラム  
【事例紹介】  
「田舎が輝くまちづくりの全国的な事例を学ぶ」 福留 強教授  
【基調講演】  
「田舎力 地域に眠る宝を探し発信する」 金丸弘美氏  
【対談】  
「田舎を創る ひとを育てる」  
阿寒鶴雅グループ代表 大西雅之社長VS小山忠弘氏  
【パネルディスカッション】  
「生涯学習によるまちづくりを検証する」  
小山忠弘氏、大西雅之社長、今野公司会長、本別町長

## 平成22年

- 1月1日 町民意向アンケート実施  
「広報ほんべつ」にて全戸配付 1月1日～1月22日
- 8日 役員会（会長、職務代理、部会長） 部会の進め方について
- 21日 産業建設部会 町の課題について
- 22日 文教民生部会 町の課題について
- 29日 総務部会 町の課題について
- 2月5日 第5回策定審議会  
北海学園大学開発研究所開発特別講座（第3回）  
【テーマ】「総合計画と自律する自治体の形成」  
【講師】 神原 勝教授
- 21日 商工会青年部40周年記念事業「ほんべつ未来塾」傍聴
- 25日 研修会参加  
コミュニティビジネスソーシャルビジネス（札幌市）
- 3月1日 道東道全通に向けた地域振興シンポジウム  
船津秀樹教授
- 23日 総務部会 本別町の課題について
- 24日 産業建設部会 本別町の課題について
- 29日 文教民生部会 本別町の課題について
- 5月11日 役員会（会長、職務代理、部会長）  
地域懇談会（中間報告）へ向けての協議
- 14日 第6回策定審議会  
中間報告説明 ～新しい本別町の姿～、グループ討議
- 10月4日 推進委員会  
基本構想（案）協議
- 6日 役員会（会長、職務代理、部会長）  
次期策定審議会へ向けて
- 13日 第7回策定審議会  
基本構想（案）審議、計画のテーマについて、今後のスケジュールについて
- 11月16日 第8回策定審議会  
前期基本計画（案）について、今後のスケジュールについて
- 17日 推進委員会 基本計画（案）協議
- 19日 推進委員会 基本計画（案）協議
- 22日 第9回策定審議会  
前期基本計画（案）について、各課・部局長から推進方策について発言
- 26日 基本構想・基本計画答申

策定経過について「広報ほんべつ」においてお知らせ  
平成21年6月号（NO1）～平成23年3月号（NO22）

## 本別町総合計画策定審議会委員名簿

| 役 職    | 氏 名       | 所 属 部 会 | 所 属               | 住 所       |
|--------|-----------|---------|-------------------|-----------|
| 会 長    | 今 野 公 司   |         | 一 般 公 募           | 負 簾 2     |
| 会長職務代理 | 三 枝 金 作   |         | 自 治 会 連 合 会       | 北 6 丁 目   |
| 部 会 長  | 飯 居 孝 人   |         | 一 般 公 募           | 錦 町       |
| 委 員    | 水 元 博 宣   |         | 〃                 | 錦 町       |
| 〃      | 小 川 繁 子   | 総 務 部 会 | 〃                 | 向 陽 町     |
| 〃      | 中 村 秀 喜   |         | 連合北海道本別地区連合       | 勇足38-6    |
| 〃      | 沼 田 久 枝   |         | 歓び実感プラン21推進協議会    | 勇 足 東 4   |
| 〃      | 田 原 美 枝   |         | 市 街 地 婦 人 会       | 北 7 丁 目   |
| 部 会 長  | 久 能 利 幸   |         | 観 光 協 会           | 東 町       |
| 委 員    | 岡 田 清 信   |         | 一 般 公 募           | 南 1 丁 目   |
| 〃      | 内 田 勇 介   |         | 〃                 | 北 6 丁 目   |
| 〃      | 新 津 直 子   |         | 本別町商工会女性部         | 向 陽 町     |
| 〃      | 朝 日 基 光   | 産業建設部会  | 本 別 町 商 工 会       | 南 1 丁 目   |
| 〃      | 山 田 悦 啓   |         | 北 海 道 立 農 業 大 学 校 | 西仙美里16-39 |
| 〃      | 中 前 孝 二   |         | 建 設 業 協 会         | 柏 木 町     |
| 〃      | 内 田 基 一   |         | J A 本 別 町         | 北 5 丁 目   |
| 〃      | 今 野 雅 徳   |         | J A 本 別 町 青 年 部   | 負 簾 2     |
| 部 会 長  | 菅 原 道 正   |         | 本 別 町 文 化 協 会     | 柏 木 町     |
| 委 員    | 田 西 昭 子   |         | 少子化対策推進協議会        | 柏 木 町     |
| 〃      | 田 口 昭 子   |         | 本 別 消 費 者 協 会     | 柏 木 町     |
| 〃      | 新 津 和 也   |         | チャレンジド・ネットワークほんべつ | 共 栄       |
| 〃      | 佐々木 修一    |         | 町内小・中学校長会         | 仙美里元町     |
| 〃      | 古 田 二 郎   | 文教厚生部会  | 社 会 福 祉 協 議 会     | 勇 足 元 町   |
| 〃      | 鎌 田 一 平   |         | 本別町老人クラブ連合会       | 南 2 丁 目   |
| 〃      | 及 川 哲 夫   |         | 本 別 町 体 育 協 会     | 北 6 丁 目   |
| 〃      | 佐 藤 耕 一   |         | 本別町健康長寿のまちづくり会議   | 東 本 別     |
| 〃      | 三 井 孝 寿   |         | 子どもを育む環境づくり推進会議   | 木 札 内     |
| 事務局長   | 川 本 秀 二   |         | 本 別 町 企 画 振 興 課   | 北 7 丁 目   |
| 事務局員   | 大 橋 堅 次   |         | 〃                 | 北 6 丁 目   |
| 〃      | 高 橋 優     | 事 務 局   | 〃                 | 北 8 丁 目   |
| 〃      | 小 川 芳 幸   |         | 〃                 | 北 8 丁 目   |
| 〃      | 鎌 田 宗 一 郎 |         | 〃                 | 新 町       |

# ともに学び 支えあい 活力のあるまちづくり

## 本 別 町 民 憲 章

わたしたちは、十勝の原始林をひらき、戦禍の焦土から立ちあがった、強くたくましい開拓精神を受けつぐ本別町民として、誇りと責任をもち、こころと力をあわせ、未来へ前進することを誓います。

- 1章 心をあわせて、平和な町をつくりましょう。
- 2章 元気ではたらき、豊かな町をつくりましょう。
- 3章 きまりを守り、明るい町をつくりましょう。
- 4章 みんなの親切で、あたたかい町をつくりましょう。
- 5章 健康で心ゆたかな、文化の町をつくりましょう。

### 町名の由来

この地にあったアイヌの村ポンベツコタンに発する。ポンとは小さい、ベツは川の意味で本別川と利別川の合流した水郷の景色。あるいは「子である川」として本別川をさす説がある。



### 町 章

昭和6年11月9日に制定されました。中心に置かれた本別の「本」は6方に腕を延ばし、周囲をまるく取り囲むように「別」の字をデザイン。町民一人ひとりの団結力と融和を、そして限りない躍進を力強く表現しています。



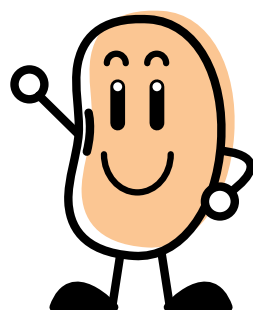
町の木／カシワ



町の鳥／アカゲラ



町の花／エゾムラサキツツジ



2 0 1 1 ~ 2 0 2 0  
第 6 次本別町総合計画

---

平成23年3月発行

発行:本 別 町

編集:本別町企画振興課

---

北海道中川郡本別町北2丁目4番地1  
TEL 22-2141／22-8121(企画振興課) FAX 22-3237  
ホームページ  
<http://www.town.honbetsu.hokkaido.jp>



資源を大切に ——

本紙は、道産間伐材を使用しています。